

大蔵委員会

議録第一二二号

平成六年三月二十四日(木曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 宮地 正介君

理事 石原 伸晃君 理事 金子 一義君

理事 堀之内久男君 理事 村上誠一郎君

理事 日野 市朗君 理事 村井 仁君

理事 海江田万里君 理事 太田 昭宏君

新井 将敬君 大島 理森君

大原 一三君 太田 誠一君

岸田 文雄君 久野統一郎君

熊代 昭彦君 塩崎 恭久君

橋 康太郎君 福田 康夫君

保岡 興治君 山中 貞則君

秋葉 忠利君 中村 正男君

永井 哲男君 細谷 治通君

青木 宏之君 上田 清司君

栗本慎一郎君 山本 幸三君

田中 甲君 中田 宏君

中村 時広君 矢上 雅義君

斉藤 鉄夫君 竹内 讓君

谷口 隆義君 大矢 卓史君

北橋 健治君 佐々木陸海君

出席國務大臣 大蔵 大臣 藤井 裕久君

出席政府委員 大蔵政務次官 早川 勝君

大蔵大臣官房総務審議官 田波 耕治君

大蔵省主計局長 竹島 一彦君

大蔵省主税局長 小川 是君

大蔵省関税局長 高橋 厚男君

大蔵省理財局長 石坂 匡身君

大蔵省証券局長 日高 杜平君

大蔵省銀行局長 寺村 信行君

委員外の出席者

国稅庁長官官房 窪田 勝弘君

国稅審議官 若林 勝三君

国稅庁課稅部長 吉川 勲君

国稅庁徴収部長 小峰 隆夫君

經濟企画庁調査局内閣調査第一課長 澤田五十六君

經濟企画庁經濟研究所長 上野 裕君

通商産業省生活産業局文化用品課長 大蔵委員会調査室長 中川 浩扶君

委員の異動

三月十四日

辭任 相沢 英之君 金子 一義君

山下 元利君 熊代 昭彦君

同日 同月二十四日 補欠選任 補欠選任

辭任 中田 宏君 矢上 雅義君

谷口 隆義君 竹内 讓君

同日 辭任 竹内 讓君 補欠選任 補欠選任

同日 理事相沢英之君同月十四日委員辭任につき、その補欠として金子一義君が理事に当選した。

三月二十四日

平成六年分所得稅の特別減稅の実施等のための公債の發行の特例に関する法律案(内閣提出第

三号) 相統稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号) 酒稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号) 租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号) 平成六年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法案(内閣提出第七号) 關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号) 同月一日

消費稅率引き上げ反対、食料品非課稅實現に関する請願(吉井英勝君紹介)(第一号) 消費稅率引き上げ反対、生活必需品の完全非課稅化、課稅最低限の大幅引き上げに関する請願(東中光雄君紹介)(第二号) 所得稅の課稅最低限を年収百五十六万円以上大幅是正に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第三号) 消費稅の稅率引き上げ反対、不公平稅制の是正に関する請願(伊東秀子君紹介)(第六六号) 同(岡崎トミ子君紹介)(第六七号) 同(岡崎宏美君紹介)(第六九号) 同(岡崎宏美君紹介)(第一〇一号) 同(岡崎宏美君紹介)(第一〇二号) 同(岡崎宏美君紹介)(第一〇三号) 同(小森龍邦君紹介)(第一〇四号) 同(嶋崎讓君紹介)(第一〇五号) 同(野坂浩賢君紹介)(第一〇六号) 同(前島秀行君紹介)(第一〇七号)

同(大木正吾君紹介)(第一二五号) 同(中西績介君紹介)(第一二六号) 同(鉢呂吉雄君紹介)(第一二七号) 共済年金の改善に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第一〇〇号) 消費稅率引き上げ反対、食料品非課稅實施に関する請願(岩佐惠美君紹介)(第一四五号) 同(穀田惠二君紹介)(第一四六号) 同(佐々木陸海君紹介)(第一四七号) 同(志位和夫君紹介)(第一四八号) 同(寺前巖君紹介)(第一四九号) 同(中島武敏君紹介)(第一五〇号) 同(東中光雄君紹介)(第一五一号) 同(不破哲三君紹介)(第一五二号) 同(藤田スミ君紹介)(第一五三号) 同(古堅実吉君紹介)(第一五四号) 同(正森成二君紹介)(第一五五号) 同(松本善明君紹介)(第一五六号) 同(矢島恒夫君紹介)(第一五七号) 同(山原健二郎君紹介)(第一五八号) 同(吉井英勝君紹介)(第一五九号) 同月八日

消費稅率引き上げ反対等に関する請願(岩佐惠美君紹介)(第一〇四号) 同(穀田惠二君紹介)(第一〇五号) 同(佐々木陸海君紹介)(第一〇六号) 同(志位和夫君紹介)(第一〇七号) 同(寺前巖君紹介)(第一〇八号) 同(中島武敏君紹介)(第一〇九号) 同(東中光雄君紹介)(第一一〇号) 同(不破哲三君紹介)(第一一一号) 同(藤田スミ君紹介)(第一一二号) 同(古堅実吉君紹介)(第一一三号) 同(正森成二君紹介)(第一一四号) 同(松本善明君紹介)(第一一五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二一六号)  
 同(山原健二郎君紹介)(第二一七号)  
 同(吉井英勝君紹介)(第二一八号)  
 同(穀田恵二君紹介)(第二六一号)  
 同(佐々木陸海君紹介)(第二六二号)  
 同(東中光雄君紹介)(第二六三号)  
 同(藤田スミ君紹介)(第二六四号)  
 同(正森成二君紹介)(第二六五号)  
 同(矢島恒夫君紹介)(第二六六号)  
 同(吉井英勝君紹介)(第二六七号)  
 消費税率引き上げ反対、不公平税制の是正に関する請願(五島正規君紹介)(第二一九号)  
 同(田邊誠君紹介)(第三〇二号)  
 同(細川律夫君紹介)(第三〇三号)  
 同月十五日  
 鉄道共済年金の見直しに関する請願(伊東秀子君紹介)(第三二二号)  
 同(池端清一君紹介)(第三三三三号)  
 同(田中昭一君紹介)(第三六四号)  
 同(土肥隆一君紹介)(第三六五号)  
 同(鉢呂吉雄君紹介)(第三六六号)  
 同(伊東秀子君紹介)(第三七九号)  
 同(池端清一君紹介)(第三八〇号)  
 同(田中昭一君紹介)(第三八一号)  
 同(鉢呂吉雄君紹介)(第三八二二号)  
 同(池端清一君紹介)(第三八三三号)  
 同(田中昭一君紹介)(第三八九九号)  
 同(田中昭一君紹介)(第四九〇号)  
 同月二十四日  
 消費税率引き上げの際の年金受給者に対する特別措置に関する請願(石橋大吉君紹介)(第五〇九号)  
 消費税の税率引き上げ反対、不公平税制の是正に関する請願(渡辺嘉藏君紹介)(第五一〇号)  
 消費税率引き上げ反対、不公平税制の是正に関する請願(渡辺嘉藏君紹介)(第五一一号)  
 同(加藤万吉君紹介)(第六〇九号)  
 鉄道共済年金の見直しに関する請願(田中昭一

君紹介)(第五二二号)  
 同(田中昭一君紹介)(第五四三三号)  
 同(前島秀行君紹介)(第五四四四号)  
 同(田中昭一君紹介)(第五六三三三号)  
 同(加藤万吉君紹介)(第六一〇号)  
 は本委員会に付託された。

二月二十八日

大型所得減税の早期実施に関する陳情書(富山市新桜町七の三八富山市議会内五十嵐俊行)(第一四号)  
 消費税率の引き上げ反対に関する陳情書外五件(埼玉県児玉郡美里町大字木部三二三の一美里町議会内篠原進外五名)(第一五号)

大幅なたばこ増税の実施に関する陳情書(東京都千代田区富士見一の一七渡辺文学)(第一六号)  
 土地税制の見直し等に関する陳情書(大阪府北區中之島六の二の二七字野収)(第一七号)  
 固定資産税の評価替えに伴う登録免許税の取り扱いに関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議院内奥山則男外九名)(第一八号)

は本委員会に参考送付された。  
 本日の会議に付した案件  
 理事の補欠選任  
 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)  
 関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)  
 平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第三号)  
 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)  
 租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第六号)  
 平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出第七号)

○宮地委員長 これより会議を開きます。  
 この際、御報告いたします。

長らく本委員会の委員として御活躍されていた山下元利君が、去る十四日、逝去されました。ここに哀悼痛惜の念にたえません。  
 ここに、委員各位とともに故山下元利君の御冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと存じます。  
 御起立をお願いいたします。——黙禱。

○宮地委員長 黙禱を終わります。御着席願います。  
 [総員起立、黙禱]

○宮地委員長 理事の補欠選任についてお諮りいたします。  
 委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
 ○宮地委員長 御異議なしと認めます。よって、金子一義君を理事に指名いたします。

○宮地委員長 本日付託になりました内閣提出、相続税法の一部を改正する法律案及び関稅定率法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。  
 趣旨の説明を聴取いたします。藤井大蔵大臣。

相続税法の一部を改正する法律案  
 関稅定率法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○藤井國務大臣 ただいま議題となりました相続税法の一部を改正する法律案及び関稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。  
 まず、相続税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における相続税負担の状況に顧み、その負担の軽減を図るため、本法律案を提出した次第であります。  
 以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、相続税の税率について、その税率区分の幅を拡大するとともに、税率の刻みの数を減らすことにより累進構造の緩和を図ることとしております。

また、相続税の遺産に係る基礎控除について、その定額の控除額を現行の四千八百万円から五千万円に、法定相続人一人当たりの控除額を現行の九百五十万円から一千万円に、それぞれ引き上げることとしております。

その他、配偶者が相続すれば課税されない遺産額の最低保障額について、現行の八千万円から一億六千万円に引き上げる等の措置を講ずることとしております。

次に、関稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。  
 政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関稅率、減免税還付制度等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。  
 第一は、関稅率等の改正であります。  
 粗糖、一部の自動車用部品等の関稅率の撤廃または引き下げを行うとともに、平成五年度末に期

限の到来する牛肉の関税緊急調整措置について、その適用期限の延長等を行うこととしております。また、平成六年三月末に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限を延長する等所要の改正を行うこととしております。

第二は、減免税還付制度の改正であります。加工再輸入減税制度について対象品目の拡大等を行うとともに、平成六年三月末に適用期限の到来する石油関係の免税還付制度について、その適用期限を延長する等所要の改正を行うこととしております。

その他、規制緩和の一環として、昨年九月の緊急経済対策の決定に基づき、保税上屋及び保税倉庫を統合して保税蔵置場とするため所要の改正を行うこととしております。

以上が、相統税法の一部を改正する法律案及び関税率法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○宮地委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○宮地委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原伸見君。

○石原(伸)委員 大臣の趣旨説明を聞かせていただきまして、関税率法等の一部を改正する法律案並びに相統税法の一部を改正する法律案、御趣旨は理解をさせていただいたところでございます。それではまず、純粹に、この委員会ではこれまで日切れ法案として扱ってまいりました関税率法等の一部を改正する法律案について、二、三質問をさせていただきたいと思っております。

趣旨説明を聞かせていただきます限り、昨年九月の緊急経済対策で検討を約束しておりました関税率の見直し、粗糖あるいは自動車部品、これら

が含まれておりますし、また、減免税還付制度の対象品目の見直し等が今回の関税率法等の一部を改正する法律案の骨子ではないかと推察をしていところでございます。

そこでまず、関税局長で結構でございますが、質問をさせていただきたいのでございますが、粗糖、いわゆるお砂糖でございます。これをキロ当たり四十一・五円から二十円と大幅に関税率を引き下げになる。なぜ今という時期にこのお砂糖というものを下げるのか。そして、この改正の趣旨、並びに国内生産農家あるいは生産者、あるいはまたこれによって内外価格差がどのようになるか、影響について御答弁を願いたいと思っております。

○高橋(厚)政府委員 お答え申し上げます。粗糖につきましては、輸入粗糖に関税のほかに調整金を課しまして、それによりまして輸入糖と国内産糖の価格調整を行ういわゆる糖価安定制度という仕組みがございます。その仕組みによりまして国内のサトウキビやてん菜糖農家の保護を行って国内のところでございます。

関税につきましても、今御指摘ございましたようにキログラム四十一円五十銭、従価税に換算いたしますと約一四〇〇という高い関税となっているわけでございます。近年、砂糖に還元ブドウ糖でありますソルビトールというものを混入いたしました。これを十数%混入いたしますと加糖調製品というものになるわけでございます。これは関税率は三〇%でございます。粗糖に比べて大幅に低い水準であるわけでございます。そのためにこの加糖調製品の輸入が近年急増をいたしてきております。

こういう状態が続きますと、この加糖調製品が砂糖の需要を侵食いたしました。砂糖との代替が進んでまいりますと、砂糖の需要減少によりまして将来的には精製糖企業の存続、ひいては先ほど申し上げました糖価安定制度の維持に重大な支障を来しかねないという状況になってきているわけでございます。

こうした状況を踏まえまして、砂糖の加糖調製品に対する価格競争力の回復を図りますとともに、原料コスト低減によりまして食品産業の体質強化、あるいは食品の内外価格差の是正に資するために、粗糖の関税を現行の四十一円五十銭からキログラム二十円へ大幅に引き下げることにしたところでございます。

今回の関税の引き下げによりまして、砂糖の国内価格はキログラム当たり約十五円低下をいたすこととなります。このことは、ただいま申し上げましたように、基本的には消費者の利益につながるものであるというふうに考えますが、一方、先ほど申し上げました糖価安定制度の仕組みがございまして、国内甘味資源農家等に対する保護水準には変化がないものと理解をいたしておるところでございます。

○石原(伸)委員 理解させていただいたところでございます。

この法律案とはちよつと別件でございますけれども、この秋にはガットのウルグアイ・ラウンドをめぐるまして関税率等の改正実施が見込まれると思っておりますけれども、実施に向けて大蔵省として、これは大変大きな問題で、今回の関税率法の一部を改正する法律案に比べて、まあ比べられないのかもしれないけれども、大蔵省にとりまして大変大きな作業になってまいります。また国益にも非常に大きく作用してくる問題だと思っておりますが、この問題について大蔵省としてどのように取り組まれているのか、そしてまた実施時期をどの程度に見込んでおられるのか、大臣、御答弁を願いたいと思っております。

○藤井国務大臣 御指摘のように、ウルグアイ・ラウンドの発効の問題だろうと思っております。昨年の十二月十五日に実質合意ができました。きには、一九九五年、来年でございましょうか、七月一日をめどとするということには合意ができていたわけでございますが、その後、関係各国の間で、それを一月一日にしたらいではないかという意見が多く出てきていることはもう御承知のとおりでございます。

実際にこれをどうするかは、本年の四月に署名のための閣僚会議というものが行われると存じますが、その後に関係閣僚が集まり、実際の決定をしていくと存じます。

同時に石原委員御指摘の、大変大きな国内問題だろうと思っておりますが、純粹に大蔵省の技術的なことで申し上げても、関税率の問題あるいは特殊の関税制度の仕組みを国内的にどう仕組んでいくかという問題等々、法令改正は大変多くわたると思っております。この問題につきましても鋭意検討して、その実施時期がどうなるにせよ間に合わせるようにしなければならぬ、こういう気持ちで取り組んでおります。

○石原(伸)委員 ガットのウルグアイ・ラウンドの問題につきましては、昨今のこの米不足の問題等、きょうは大蔵委員会でございますから農林省の方に来ていただいておりますけれども、密接に絡んでまいりますし、関税率の問題等につきましては十分に議論をさせていただきます。今回は日切れ法案という扱いで非常に審議時間が短くなっておりますけれども、この問題については、非常に大切な問題でありますので当委員会でも十分に御配慮をいただきたい、こういうふうにご意見を伺っております。

関税率法等の一部を改正する法律案につきましては、自民党といたしましても賛成の立場でございますのでこのぐらいにさせていただきます。次、この問題に移らせていただきたいと思います。

先ほども私申しましたように、この関税率法等の一部を改正する法律案あるいは租税特別措置法、これはいわゆる純粹日切れという扱いでこれまで当委員会でも、予算委員会が行われた後夜なべをして、私の経験でも多いときは週に三回でございまして、大臣も委員長でいらつしたところのような審議をして、本日に爾々と与野党が一体となって審議をしてきた。これまでのそんな慣例を打ち破るかのよう、今回はこの関税率法等の一部を改正する法律案

と相続税法の一部を改正する法律案が同時にきょう審議されることになって、実は内輪話をさせていただと、昨日きょうの委員会が決まって、質問もゆうべ慌ててつくった、こんな現状でござい

ます。本来ならば、これは大変重大な改革でございまして、昭和六十三年以来の大改革でございまして、私がたつた一人質問をして通すような法律案ではないと思ひます。ましてや与党の日野先生、社会党の政審会長であられる方、そうそうたるメンバーがいる中でどなたも質問しない。大ベテランである山中先生も控えているのに、私ことき者がたつた一人質問をする、これは非常に大きな問題じゃないか。

審議が始まってしまつて問題だと言つるのは非常に恐縮なんでございませうけれども、私は、これは決して日切れ法案だとは思ひませんし、ましてや異常な事態は、租税特別措置法が当委員会に付託されてないわけでありませう。しかし、相続税法では非常に重要な部分がこの租税特別措置法の中にある。六十九条の三、多々ございませう。こういうものを考え合せたとき、今回は非常に異常な事態だと思つたのですが、なぜこのようになってしまつたのか、政府を構成される主要大臣でありませう大蔵大臣から一言お話を聞かせていただいでから、個々の問題に入らせていただきたいと思ひます。

○藤井国務大臣 大蔵省の関係でございませうから、相続税法が日切れかどうかというお話で申し上げたいと思ひますが、御指摘の意味はよくわかりませう。

ただ、今回の相続税の一連の改正というものが、現下の、相続税が地価高騰等のため非常に異常な状況になつてきているという中で、相続税法と租税特別措置法に分けて各種の施策を講じているわけにございまして、御指摘いただきましたように、租税特別措置法は日切れであり、その中に実は小規模宅地あるいは小規模事業財産についての特例措置を入れてあるわけにございませう。同時

に、相続税法の方には、御指摘のとおり基本的な相続税の改正が入つていられるのも事実でございませう。

しかしながら、これをやはり一体的に何とか処理をしていただけないかということ政府としてお願いしておりました趣旨は、この一連の相続税の問題が一体的なものであるということに加えて、これは一月一日から適用することを予定しているわけにございませう。既に相続案件も現実に発生しているわけにございませう。遺産分割等の問題もいろいろ出てきていられるやに聞いております。

遺産分割というのは、これもまた御承知と思ひますが、一回決めてしまつと変更ができませんというふうなこともございませう。既に相続の発生した方々のことなども考えまして、この相続税法を日切りに準ずるものとしてお願いをしております次第でございませうので、御理解をいただければありがたいと思ひます。

○石原(伸)委員 御趣旨はまさに、私もこの問題、議員にさせていただいた年から四年間取り組ませていただけてきた問題でございませうので非常によくわかるのですが、法律論とは離れて大臣に政治家として御答弁をいただきたいのは、今おっしゃられたように、本来なら租税特別措置の審議が終わつて相続税法の審議をすれば矛盾は発生しないのです。私も先ほどちよつと委員部の方に聞かせていただいたら、本則と附則という形でございませう審議はあるけれども、片一方が大蔵委員会におりてきてないわけにございませう。

大臣御承知のように、この十二時からの本会議で趣旨説明を行う。こういう極めて異常な事態を迎えてこの審議、こういうものに至つた理由を政治家としてこの委員会に御説明願わなければ、私としても、御趣旨はよくわかりませうけれども、はいそうですかと、こういうあしき慣例を残すような今回の事態。

は伝統というものは与野党が丸となつて築き上げてきたものでございませう。この伝統に傷をつけない今回の事態でございませうので、政治家藤井大臣として、今回の事態に至つた御説明なりをもう少しお話しいただきたいと思ひます。

○藤井国務大臣 いろいろ院の各党の御協議の上このようになっておりますので、私として、院の問題について触れるのは避けさせていただきますと思ひます。

ただ、その根つこに、石原委員のお気持ちの中におありだと思ひますが、平成六年度予算が越年編成をした、そして三月の四日に提出させていただきます。いただいた等々のお気持ちがあるのではないかとと思ひます。

私は、この越年編成問題につきましても、過般の国会でも申しておるのでございませうが、普通の姿としては越年でない方がいいのはもう明らかだと思ひます。思ひますが、年度末になって三次補正を組むというやり方が、景気のある側面において、特に今回のような不況の側面においては意味を持つていられるということも過去にあつたわけにございませうので、そういう例も勘案してああいふ決定になつたわけにございませうし、さらに大きな政治的な問題もあつたのはもう御指摘のとおりであります。

大蔵委員会でもございませうのでそこには触れませんけれども、私も経済運営の立場から申しますと、ノーマルな姿ではないけれども、三次補正を年度末に組むというやり方は景気対策の一つの手法として過去にも例があり、私は、それなりの効果がある、この六年度予算とあわせて経済対策上の効果があるという気持ちでやらせていただいているという点を御説明申し上げたいと思ひます。

四日に提出しておきながら予算委員会が開かれないう、この問題を指してのことだと思ひます。そして、その主因は何かということには、昨今の新聞報道等を見れば明らかとおりでございませう。いわゆる細川総理の佐川急便からの一億円の借入問題、これをめぐつて委員会を起さうという姿勢が見られないために、言葉をかえるならば、隠された真実を明らかにしようと思ひます。疑われない方がない。厳しい言葉でございませうけれども、総理の政治姿勢によつて予算委員会が正常化しないために、その割を食つて伝統あるこの大蔵委員会も今回のようなノーマルでない姿で審議をすることになつてしまつたのではないかと私は考へております。

多くの同僚の委員の方も御賛同をいただけると思ひますけれども、それでは、なぜ細川総理がこのような――予算というものが非常に大切で、その予算を通すことが政権党あるいは政権者にとつて一番重要なことである。それなのに何の回答も出してこない。

予算委員会の方では、山口委員長のもと、百四条、こういう国会法のもとで資料請求を行ひましたけれども、委員長がみずから持ち出しておいで、あの補正予算を通した。しかし結果としてはゼロ回答である。こういう状態について、大臣、非常に聞きづらひでございませうけれども、御所見がございませうらお話を聞かせていただきたいと思ひます。

○藤井国務大臣 この問題は、さつき院の問題と申し上げましたが、まず予算委員会において連日御議論をいただいでいるところでございませう。また、細川総理のお気持ちというか、それもいろいろ御発言があるとおりでございませう。私、大蔵大臣の立場でこの委員会に発言することは差し控えていただきたいと思ひます。

○石原(伸)委員 それでは、一般論でこの話をもう少しさせていただきますと思ひますが、国税庁の方に来ていただいでおりますけれども、細川総理が提出されたと言われる、いわゆる一千万円

の領収書というものがございませぬ。私もこちらに領収書のコピーなるものを持っております。

私が改めて言うまでもありませんけれども、発行人の住所、氏名が書かれていませんし、印も押していない。収入印紙ももちろん張られていない。借入金ですから収入印紙は張らなくてもいいという説明もございませぬ。あるいは「受取書」とありますが、これは何を意味するのかわかりません。

こういう領収書というものが、一般論で結構でございませぬけれども、確定申告の際に通用するものなのか。お話を聞かせていただきたいと思います。

○若林政府委員 お答えいたします。

まず、個別にわたる事柄につきましては具体的に答弁することを差し控えていただいております。どうぞ御理解いただきたいと思います。

一般論で申し上げますと、国税当局が所得を認定する場合には、必ずしも何か書類があるとかまたないとか、そういったことのみによって判断いたしておるわけではございません。個別のケースにおきましていろいろ事情を総合的に検討させていただきます。最終的には実質的に判断をさせていただきます。

○石原(伸)委員 それは、先ほど政府委員の方が来てこういうふうにお答えと言った答えて、一緒に、私は質問を実は変えさせていたが、一般論としてこういうような形の領収書が確定申告で通用するかしないかという質問をさせていただいておりますので、ちょっと趣旨が違っているかと思っております。私は、所得ということでは質問ではなくて、こういう領収書がまかり通るかどうかという一般論の質問をさせていただいております。

○若林政府委員 何らかの書類についてそれがどういう意味を持つかということでは、あくまで所得の認定をする場合というのが主たる関心事で

ございませぬ。

そういう意味におきまして、そういう認定に当たりましてある資料があるかないかということだけではなくて、いろいろなることを総合的に判断する、そして実質的に考えるということでは、満たさないので、ある書類に一定の要件を満たす、満たさないという問題とは違った次元で実質判断を最終的に我々はしているということではございませぬ。

○石原(伸)委員 一般論として聞いていますのであります。総合的に国税当局が判断されるのはそれは当然でございませぬが、こういうものが通るのか通らないのか。確定申告で一般の方が、言葉をかえるならば、例えば私がこういう領収書をつくって青色申告をしたら、それを国税当局はどうとられるのかという一般論を聞いていますのでございませぬ。

○若林政府委員 たびたび同じような答弁で恐縮でございませぬけれども、納税者の方から何らかの書類が提出された場合には、その書類がどういうものであるか、我々としては一つの重要な判断材料として所得の認定の際に参考をさせていただきます。こういうことでございませぬ。

○石原(伸)委員 それでは、若林さんは大蔵省のエリートでございませぬ。その方から見ると、こういうものが社会通念上通用するのから通用しないのか、御答弁願いたいと思っております。

○若林政府委員 私、個人的にどうこうという問題ではなく、あくまで国税当局の立場として御答弁させていただきます。おきまして、具体的なこの問題について個別にどうだということについては、先ほど申し上げましたように答弁は差し控えていただきたかと思っております。

○石原(伸)委員 私は別に国税庁を責めているわけではなく、これが一般論として本場にどういう意味を持つのかという話をさせていただいておりますので、まあ若林さんの気持ちもわからぬではないです。

きょうの日本経済新聞、読まれた方がいるかと

思いますけれども、一面にこんな記事が出ておりました。

井原西鶴の「日本永代蔵」の中の、水間寺観音というのですか、大阪の貝塚にある。ここは、お金を観音様から借りるときは、翌年になったら倍にして返すから何の証文もとらない。その話と細川さんの話はよく似ているというふうな記事で、読まれた方いらっしゃると思っております。

○細川首相が衆院予算委員会に提出した「領収証」のコピーを見た。国会を空転させた元凶である。佐川急便から八二年に借りた一億円のうち一千万円を、九〇年一月三十一日付で返済した物証だという。あせんとした。入金は「細川護照様」とペン書きされているが、受取人の名がどこを探しても書いていない。

接待先で白紙の領収証をもらう社用族だつて、もう少ししななを用意する。確定申告に苦しんだ人なら、百も承知のことだろう。こんな領収証を税務署に出したら、すぐに突っ返される。おまけに通し番号もなければ、印紙もはってない。

云々。  
首相自ら「献金でなく借金」と断言しているのだから。

こんな記事が載っているのですね。そしてまた、野党ならずとも、水間寺の観音だつて怒る。これでは市販の領収証でつじつまを合わせた、と疑われてもしかたがない。首相側近は、よほど経理に暗い人しかいないとみえる。首相は資料提出を「これつきり」と突っぱねる気らしいが、もともと「証文なし」だったのではないか。

ここまで一國の総理の行為が愚弄されている、おもしろおかしく書かれている。  
これによって当大蔵委員会の権威も失墜して、この大変大切な相続税法の審議並びに関税定率法の一部を改正する法律案の審議が、幾ら公党間の決り事とはいえ、それこそこれまで培ってきた伝

統を無にするような形で今審議が行われていることを私は非常に遺憾に思いますし、残念でなりません。大蔵大臣、御所見をお聞かせ願いたいと思っております。

○藤井国務大臣 領収書などの個別の問題については、国税当局がお答えしたとおりであります。

また、そのほかの問題につきましては、先ほど申し上げましたように予算委員会が中心になって御協議いただいておりますし、また総理自身もいろいろ立場を表明しておりますので、私としては答弁は差し控えていただきたいと思います。

○石原(伸)委員 お立場、非常によくわかるのですが、それでは私からのお願いでございませぬ。予算を預かる大蔵大臣として、予算委員会の審議が正常化しない元凶は細川総理のこの一千万円の領収書並びにこの一億円の借入金問題にある、このようにやゆされてくる現状、並びにこの委員会までこれまで培ってきた伝統が一夜にして崩れ去ったこの現実、こういうものを、閣内を構成する、しかも主要大臣としての大蔵大臣からせひとも総理に申し述べていただきたか、こういう要請をさせていただきます。いかがでございますか。

○藤井国務大臣 たびたび繰り返しますけれども、予算委員会で大変真剣な御議論がある段階でございませぬので、私、それについての答弁は差し控えてさせていただきますし、また、今おっしゃったような問題の所在については、総理はよく事態は御承知であると考えております。

○石原(伸)委員 きょうこのようにして異常な形で大蔵委員会が開かれ、しかもこの重要法案で野党の私だけしか質問できない、また与党の方も質問ができないような事態になったということもあわせてぜひともお伝え願いたい、重ねて御要望を申し上げます。

この問題、このぐらいいにさせていただきます。この法案の審議に移らせていただきたかと思

うのですけれども、もう一言付言させていたただくならば、国税当局が、この領収書は、もちろんこんなものじゃ通じませんと言えらるわけはないのですね。言ったら大変なことになるし、これでも通りまると言ったら、確定申告、来年のときにもこういう領収書が横行してしまう。そういう重要な意味を持つ今回のこの佐川の一億円貸し付け疑獄であるという御認識を持っていただきたい。これを最後に申し添えさせていただきます。と思います。

それでは、実質的な法案の内容につきまして論議をさせていただきます。と思います。

相統税法の一部を改正する法律案、私、拝見させていただきます。個人的にもかなりいいできばえであると思っておりますけれども、やはり中には疑問を感じる箇所が多々ございます。そして、相統税というものは一体どういう意味を持つのか、こういう哲学的な話も、この抜本改革に当たりましては議論をさせていただきます。こんなふうに考えております。

その前に、もう一度大臣、この相統税法案と、租税特別措置法案が本委員会に付託されない状態で、こういう審議になった事実を、私は異常と考えますが、大臣はどう考えられるか。異常か異常じゃないかで結構でございますので、一言御答弁をいただきたいと思っております。

○藤井国務大臣 本来あるべき姿からいえば、ノーマルな形ではないと思っております。

○石原(伸)委員 さすがに大蔵委員長も務められ、私はそのとき与党の理事としてお仕えいたしました関係で、ノーマルでないという言葉ですけれども、はっきりと大臣の口からこの異常事態について御指摘があったことを私は評価をさせていただきます。と思います。

それでは、これは主税局長でも結構でございます。相統税の目的について、哲学的な話でございますけれども、経緯並びにこれまでの動向等を踏まえて、簡単に御説明願えますでしょうか。

○藤井国務大臣 補足することがあれば主税局長

から答えさせていただきますが、私は、一言で言うと、相統税というのは、少し青い言葉ですが、社会的正義を実現する税制であると考えております。すなわち、富の偏在というものに対して、余りにその偏在することが社会のあり方からいっても望ましくない、したがって、相統原因が発生したときそれなりの是正をするということで、私は大きな意味を持っていると思っております。

もちろん租税という観点がないとは言えませんが、租税以上にそういう意味が大きいというふうなことを考えておりますし、日本も明治時代からある制度でありますし、世界の各国はいずれもこの制度をそういう観点から取り込んでいると考えております。

○小川(是)政府委員 基本的な考え方、大臣から申し上げたとおりでございますが、例えば、昨年この改正を議論いたしました税制調査会におきましては、相統税というのは我が国で資産課税の中心核をなしている、これは生涯を通じて獲得したフローとしての所得の積み重ねである資産に、死亡時点で清算課税を行うものだということから考えることができるということとを一点言っております。これは、いわば亡くなった方の立場から考えた場合の相統税の意義であろうと存じます。

もう一点は、今この答申で言われておりますのは、同時に、富の過度の集中を排除する上で重要な機能を果たしている。これは、いわば受け取った側、どなたが相統されるかによると存じますけれども、受け取った側の問題であろうかと思っております。

どちらにも共通しておりますのは、こうした資産に対して課税をしようという考え方の背後には、こうした資産が所得を生むということが一般的に考えられる。だから、富の集中に対してある程度この偏在を排除するようが必要ではないか。それが所得税とあわせて相統税を持っている理由ではなからうかと考えているわけでございます。

○石原(伸)委員 私も大体同等な考えを持ってお

ります。大臣の答弁がありましたように、これは明治三十八年に、ロシアとの日露戦争のときです。ね、戦費調達として導入され、富の集中を抑制し資産の再配分機能を尽くしてきた、これまではこういうふうになってきた。

しかし、なぜここで相統税の法律の一部改正案が出てきたかという点、東京あるいは地方の大都市で相統税が払えないために町を出ていかなければならない。これは大都市圏の地価の異常な高騰、そういう大きな原因があるのかもしれないけれども、この税制自体がそれに耐え得るものでなくなってしまうと、そんなところで実はこの改正案が出てきたものと私も理解しているところでございます。

そこで、私も資料を持っておるのですけれども、相統税の国税に占める割合について、主税局長、今大体どのくらいになっているのか、そしてこの水準をどう見ておられるのか。また、この税制改正によって、平年度ベースで結構でございますけれども、どの程度の減税になって、国税に占める収入の割合がどの程度小さくなるのか。数値がございましたら新しいデータをお教え願いたいと思っております。

○小川(是)政府委員 まず、平成六年度の相統税の税収の見積もりは二兆七千五百億となっております。これはただいま御提案しております改正後の見積もりでございます。改正による減収額は初年度で千七百二十億、平年度で三千二百二十億というふうに見積もっております。

そこで、この相統税収が国税収入に占めるウェイトでございますが、平成六年度の場合には国税収入の見積もりが五十六兆六千五百十億円、これは減税を織り込んだ後の見積もりでございます。このため、税収に占めるウェイトは四・九%というふうになっているわけでございます。

最近の動向を見ますと、昭和六十年代から最近まで、大体税収に占めるウェイトは三%台から四%台というふうに移行をいたしてきております。本年は減税が大きく行われていることから分

母が小さくなっている、そのため税収に占めるウェイトも高くなっているということもございまして、単年度ごとでの程度のウェイトを占めているかということをとらえてみていかかかと思っておりますが、全体としては三%ないし四%程度、こういう水準に今日まで来ているところでございます。

○石原(伸)委員 四・九%というお話でございますけれども、この三千二百二十億円の減税がない場合は、単純に計算して五%を超えてしまう事態になったと推測されますけれども、いかがでしょうか。

○小川(是)政府委員 二つの要因がございます。一つは、平成六年度の相統税収の見積もりの二兆七千五百億円と申しますのは、初年度の減収額である千七百二十億円を引いた残りがこうだということでございます。したがって、平年度になりますと、この実態の伸びを別にいたしますと、二兆七千五百億よりは相統税収は小さいということになるわけでございます。

それからもう一つは、分母の方の国税収入全般は、五十六兆六千億は三兆八千億の所得税の減税後の姿でございますから、もしそれがなかったならばという形で分母が大きくなるわけでございます。それから、四・九%というのは実態としてはかなり低いウェイトに変わるはずである、こういうことでございます。

○石原(伸)委員 ちょっと誤解しております、よくわかりました。大体四%、三%で推移しているというのは、私も表を持ってありますが、見ますと、いわゆるバブルが始まりました昭和六十年代、六十一年、六十二年くらいは三%台で推移してきておりますけれども、地価のピークと言われた平成二年あるいは平成三年、このくらいから四%になり、今では四・九%になってしまった。古い数字を見ますと、昭和三十年代、これは大体一%に満たない数字で、四十年代に一%台になる。徐々に増加して

きています。四十年代に一%台になる。徐々に増加してきています。四十年代に一%台になる。徐々に増加して

はどんなものが挙げられるでしょうか。

○小川(是)政府委員 相続税につきましては、近年だけでも昭和六十三年、平成四年度と減税、負担の調整を行ってまいりましたわけでございます。にもかかわらず、古い時点に比べると国税収入に占めるウエートがかなり高いという点につきまして、それだけ相続税の課税対象となる財産価額が大きいのことでございます。何よりも大きいのは、我が国のお亡くなりになる方々の持つておられる資産、バブル期における土地の高騰もございましたでしょう。しかし、一番大きいのは土地の資産価額の上昇であると存じます。

そういう意味におきましては、この相続税の税構造が我が国のそれまでの経済社会のあり方と比べてうまく合っていなかったという問題ではなさに、逆に土地が経済とのバランス上、非常に大きくなってきている。資産価値を上げているというのがこの税収入に占めるウエートを高めている最大の要因である、このように考えているわけでございます。

○石原(伸)委員 私も同意見でございますし、その資産に占める土地の割合というものが、一説には全国平均で七割程度と言われておりますけれども、事大都会に至っては、これが九割、九割五分。そういうところに、相続税が払い切れない、あるいは物納がふえていくという問題があると思っておりますけれども、その点についてはいかがでございますか。

○小川(是)政府委員 御指摘の点は、まことにそのとおりであろうかと存じます。したがって、近年における相続税の軽減、負担調整の取り組み方というのは、もとより税率構造あるいは課税最低限の見直しもございまして、小規模な宅地の評価軽減というところに大きなウエートを占めてきているというの、まさにそういう問題意識に基づくものであると考えております。

○石原(伸)委員 局長のおっしゃるとおりでございますし、また話をちよつと前に戻しますけれども

も、この国税に占める割合の外国との比較、これも大蔵省の方からいただいた資料で私も持つておるのでございます。

この外国との比較を見ますと、先ほどのお話ではございませぬけれども、日本が三%、四%で推移しているというところでございます。税目が違いますので、単純比較がちよつとできないのかもしれませんが、アメリカの一・七%あるいはイギリスの〇・八%、ドイツの〇・五%、フランスの二%、イタリアの〇・二%等と国際比較しても、ちよつと全体的に突出している。

そして、その原因については、局長の御答弁の中で、その重立った原因は現在の地価高騰にあるということですので、そうはいってもこの国際比較はちよつとずば抜けているのではないかと。そして、相続税の持つ意味、資産の再配分機能という、物事の限度をちよつと超えているのではないかとという印象を持つ方もいると思っておりますが、局長、その点についてはいかがでございますか。

○小川(是)政府委員 ただいまの各国の税収に占める相続税のウエートを比較すると、かなり日本が高く納っているというのはそのとおりであると存じます。

こういう場合二つ要因があると思えます。他の税収の規模が各国と比較したときにどうなっているかという反作用という面もございしますが、相続税については、我が国の課税対象が大きいという要因が断然大きなウエートを占めているというふうな考えでございます。

こうなっている要因は、主として、先ほど申し上げました課税対象資産、土地価額の高騰であるというふうな考えますのは、例えば課税件数割合、お亡くなりになった方のうち、どれぐらいの方が課税対象になっているかというところからいたしますと、我が国の場合、そうひどく上がっているというわけではございません。

ことばでございますけれども、五、六人というところでございます。にもかかわらず相続税収が非常に大きくなってきているのは、まさにいかに土地の価格が大きいことであるかと存じます。

また、付言させていただきますと、この相続税は税収を第一の目的にして課税するという性格のものではございませんから、仮にこのウエートが下がったときに、何が何でも相続税を見直して上げていかなければならない、そういう性格のものでもないことだと存じます。

○石原(伸)委員 次に、法律案の中に入らせていただきたいと思いますので、今までもいろいろ御説明をいただきまして、相続税の沿革についてのお話を非常によくわからせていただきましたし、問題点についても十分御指摘があったと思えます。それをいかに今回の改正案で是正していくか、あるいは今回の改正案ではどの部分が是正するに至らないのかということ話を詰めていきたい、こんなふうな考えでございます。

まず、この法案の概要の中で、先ほど局長の答弁の中にございましたけれども、課税最低限の引き上げというものが出ております。現行定額控除の金額が四千八百万円、これを改正で五千万円、あるいは法定相続人比例控除の金額は、九百五十万円に法定相続人の数を乗じた金額を一千万円に改定する、こういう数字が出ておりますが、今回の課税最低限の引き上げの根拠並びにねらい、お聞かせ願いたいと思っております。

○小川(是)政府委員 相続税の課税最低限は、前回平成四年度の税制改正におきまして、土地の相続税評価の適正化ということで評価割合が適正化されました。

その際の負担調整の一環といたしまして、それまで四千万円というのが定額控除でございましたが、四千八百万円に引き上げられました。また、法定相続人の比例控除八百万円を九百五十万円に引き上げて現在に至っているわけでございます。

申し上げましたとおり、平成四年度には評価の適正化に伴う負担調整という観点から行いましたものでありますから、こういったかなり端数のついた形で調整が行われました。相続税の計算上、やはりできるだけ簡明であるということは重要なポイントであろうかと存じます。

そういう意味では、今回の相続税を見直したいとしますときには、先ほど御指摘がありましたように、中心となりますのは都市部での地価高騰による負担を念頭に各種の調整を御提案いたしておりますけれども、その中であって、この課税最低限につきましても、全国一律で適用になるものでございまして、できるだけ簡明な形で調整をいたしたい。ただ、他方で問題の所在が都市部の土地の価格であるところからいたしまして、この課税最低限を大きく引き上げるといふ形で調整を行うことは相続税のあり方としていかがなものであろうかということから、課税最低限につきましては小規模な調整を御提案しているという次第でございます。

○石原(伸)委員 最後のくだりがよくわからない。課税最低限を大幅に引き上げることにはよくないということが伝わってきたのですが、なぜよくないのか、もう少し説明していただけますか。

○藤井国務大臣 ただいま主税局長が相続税の問題点を申しまして、石原委員も基本で御了解いただいたとおりでございます。要するに、大都会における土地問題が非常に大きなネックであるということとは事実だと思っております。

もし全般的に課税最低限を上げますと、さつき百件の相続案件があると六人とかいう話がございますが、地区によっては百件ありますと一人と、こういうところがあるわけでございます。これを、課税最低限全体を上げますと、ある地区においては相続税を払ってくださる方がほとんどなくなるというケースもあるわけでございます。

しかし、全体として大都会のそういう問題がありますので、全体的な課税最低限を上げるよりは、大都会の、しかも土地の問題というものを頭

に置いてのいわゆる小規模宅地あるいは小規模事業地の減税の強化というような形で対処させていただいた、これが趣旨でございますので、御了解いただきたいと思ひます。

○石原(伸)委員 大臣は神奈川県でございますので切実な問題ではないのかもしれませんが、事東京に住んでいる人間にとりましては、四千八百万円から五千万円にした基礎控除の、課税最低限の引き上げというものは、何で二百万円だけ上げたのか、よくわからないわけですね。説明がつかない。

先ほど局長が答弁されたように、平成四年度は負担調整措置ということで四千万円に八百万円乗せて端数が出た、これはわかります。では、その前の改正、昭和六十三年はどういうことだったのでしょうか。

○小川(豊)政府委員 昭和六十三年の相続税の改正におきましては、この課税最低限につきまして前回は昭和五十年ということで非常に長い年数を経ていたわけでございます。これは昭和五十年代の地価が比較的安定をしていたということもあつたと存じます。全般的に、先ほど申し上げました相続税の課税件数というので見ましても、それほど大きく変化をするところがない。

ただ、この六十三年を要しましたのは、地価の高騰に伴つて次第に件数も上昇する、課税対象も大きくなっていくところから抜本的な改正が行われたわけでございます。したがって、それまでの二千万円あるいは四百万円が倍に引き上げられたわけでございます。

それに対して、平成四年は約二割の引き上げでございます。路線価について評価の見直しというもの、負担が増加するのを全般的に調整を行おうということで二割程度の引き上げを行ったのが平成四年の改正である、こういう経緯でございます。

○石原(伸)委員 では、昭和五十年の改正ではどういうふうに変つたのでしょうか。六十三年の前は、大きな改革は五十年ですね。

○小川(豊)政府委員 昭和五十年の改正は、相続税につきまして課税最低限をそれ以前のほぼ倍まで引き上げたわけでございます。昭和五十年の改正前の課税最低限が、標準型で申しますと千五百六十万円。それが、昭和五十年の改正で三千二百万円になりました。そして、六十三年に六千四百万円に引き上げられた、こういう経緯でございます。

昭和五十年には、それまでの課税の状況等からかなり思い切つた改正が行われたわけでございます。

○石原(伸)委員 局長のお話を聞かせていただきますと、これまでも課税最低限の引き上げというものは、相続税の問題が発生したときには、昭和五十年は六百万円を二千万円に、あるいは法定相続人一人当たり百二十万円を四百万円に、あるいは昭和六十三年はそれまで二千万円、そして法定相続人一人当たり四百万円だったのを、それぞれ倍増して四千万円あるいは八百万円、こういう形で課税最低限を上げてきていたのです。だけれども、今回は二百万円にしてしまった。小規模宅地は考慮するけれども、相続税を払う人が地方でいなくなつてしまつて困るので二百万円しか上げなかつた。これはちょっと説明がつかないのではないかと思います。大臣、いかがでしょうか。

○藤井国務大臣 先ほどからいろいろ御議論にありましたように、この相続税の問題というのは、相続税に對してどのぐらいの方が相続税を払つていただくのかというのが大変重要なポイントだと思つております。それがそもそも相続税の趣旨だと思つております。

そこで、私が学校を出てこの社会に入ったとき、昭和三十年ですが、百件に対して〇・九件だったと思ひます。昭和六十二年は全国で七・九ぐらいにいきましたか、今六・四ぐらいになつてゐると思ひます。ところが、余り県の名前を言うのは避けますが、ある県とかある国税局は既に一ぐらいいなつてゐるわけでございます。〇・九と

か一になつてゐる。そういうことを考えますと、全国に波及する課税最低限というものを上げますと、その地域においては相続税を払う方が本当になくなつてしまつてしまつて、この趣旨からいって逆におかしいということをお御理解をいただきたいと思ひます。

しかし、反面において、東京を中心とする、石原委員のおられるようなところは、本當の意味の中流の方からいっていただいているわけですね。そして、政治の目的の中には、健全な中堅所得者という階級を育てるという大事な仕事があるわけでございます。そういう方々から相続税をいただくのはこの趣旨をやら逸脱してゐるのではないかと同時に考えます。

したがらして、今提案させていただいておられますように、大都会、土地問題というものに焦点を当ててこの案を提案させていただいてゐることを御理解をいただきたいと思ひます。

○石原(伸)委員 聞いていて苦しいかなというふうな気もするのですけれども、わからないでもない。

そのぐらいにさせていただきたいのですが、またしつこいようですけれども、過去二回の改革では倍にしてきた。そして、先ほど五十年から六十三年のときはタイムスパンが非常に長い。その前は、昭和五十年の前はそんなに長くないのです。な、調べますと、そして、やはり倍にしてゐる。

あるいは今大臣おっしゃられたように、百人当たり何人払つてゐるか。昭和五十年の相続税の抜本改革をやる前、私は昭和四十八年の数字しか持つておりませんけれども、百人で四・一人だった。昭和五十年の改正をしたら二・一人になつた。半分になつたわけですね、課税最低限を倍に上げて。昭和六十三年はどうだったか。六十二年に百人当たり七・九人、およそ八人だった。それが昭和六十三年に課税最低限を抜本的にいじつたら四・六人になつた。

先ほど言つてゐるように、百人当たりの人数を減らすのに課税最低限をいじるといふことはそれだけ有効なわけですね、このデータが示してゐるとおり。それが何で二百万円なのか。ですから、すごく乱暴な話ですけれども、昭和六十三年の前は五十年で、十二年間くらいあつた。今度は抜本改革で五年間だ。ではその半分以上でもいいじゃないか。何で二百万円なのか。四千八百万円が端数だから五千万円にしたといふことですが、それだったら、四千八百万円が端数なんだから、八百万円をとつて四千万円の半分の二千万をくつつけて六千万円にするといふのもびつたりするような数字だと思つてわけですよ。そのところの説明がいま一つなされてゐない。

そして、大臣からも百人当たり何人かというお話がありました。これは皆様方に言つても釈迦に説法なんです、東京の二三区の中の平均では一七・八%、三多摩を入れても一三・三%、全国の二倍か三倍です。そして、東京に幾らの人が暮らしてゐるのか。日本の人口の十分の一の方が暮らしてゐる。まさに日本の首都なんです。東京プロブレムは日本の問題なんです。そういう認識をもう少し持つていただかないと、端数ですから五千万円にしたといふことでは納得もできません。

あるいは個々に言つてもいいのですけれども、千代田区なんというのは、これは特異なケースだけれども、相続人の半分の方、五割の方が相続税を納めてゐる。これではこの町に人が住めなくなるのは当然ですね。あるいは銀座のあります中央区でもおよそ三〇%、港区でも二七・四%、新宿区でも二七%、文京区でも二六%、私の住んでおられます杉並区でも二三・六%。このように全国平均と比較してもかなり高いのです。

私は、こういう問題を解決するようなことをやつていただきたい。今度のことでもかなりの改善は見られるのですが、事この課税最低限の問題についてはどうもいま一つ納得できないのですけれども、何かございますでしょうか。

先ほど言つてゐるように、百人当たりの人数を減らすのに課税最低限をいじるといふことはそれだけ有効なわけですね、このデータが示してゐるとおり。それが何で二百万円なのか。ですから、すごく乱暴な話ですけれども、昭和六十三年の前は五十年で、十二年間くらいあつた。今度は抜本改革で五年間だ。ではその半分以上でもいいじゃないか。何で二百万円なのか。四千八百万円が端数だから五千万円にしたといふことですが、それだったら、四千八百万円が端数なんだから、八百万円をとつて四千万円の半分の二千万をくつつけて六千万円にするといふのもびつたりするような数字だと思つてわけですよ。そのところの説明がいま一つなされてゐない。

そして、大臣からも百人当たり何人かというお話がありました。これは皆様方に言つても釈迦に説法なんです、東京の二三区の中の平均では一七・八%、三多摩を入れても一三・三%、全国の二倍か三倍です。そして、東京に幾らの人が暮らしてゐるのか。日本の人口の十分の一の方が暮らしてゐる。まさに日本の首都なんです。東京プロブレムは日本の問題なんです。そういう認識をもう少し持つていただかないと、端数ですから五千万円にしたといふことでは納得もできません。

あるいは個々に言つてもいいのですけれども、千代田区なんというのは、これは特異なケースだけれども、相続人の半分の方、五割の方が相続税を納めてゐる。これではこの町に人が住めなくなるのは当然ですね。あるいは銀座のあります中央区でもおよそ三〇%、港区でも二七・四%、新宿区でも二七%、文京区でも二六%、私の住んでおられます杉並区でも二三・六%。このように全国平均と比較してもかなり高いのです。

○小川(是)政府委員 課税最低限と申しておりますのは、課税価格、対象価格が決まったところで幾らを控除するかという問題でございます。

そこで、先ほど来御指摘がありましたように、今回の相続改正の問題の解決の眼目は、大都市における土地問題、その中の居住あるいは事業の継続、とりわけ配偶者の方が残されたりしたときにどうしても住みかえなければならぬといったような状況を何とか極力軽くしたいという点でございます。

そういう観点からいたしますと、繰り返しになりますが、一番考えなければいけないのは、小規模住宅地についてどういふふうな評価を考へるかという点であり、もう一つは、配偶者の方の課税をどうやって軽減するかという点でございます。

そこで、今回御提案しております小規模住宅地を考へていただきますと、住宅ですと、従来六割軽減をしてきたということは四割課税、それが、今回八割軽減というのを御提案しておりますので二割課税。そういう意味では、この土地の課税対象に入りますと評価額がそこで半減されているわけでございます。あるいは配偶者について、二分の一または八千万円というところの八千万円を一億六千万円に引き上げています。

こういう形で、いわば課税対象を大きく外すことが問題に対する対応として適切ではなからうかというところで、ここに重点を置いて御審議をいただきたい、あるいは改正をさせていただきますというところでございます。

○石原(伸)委員 私が質問する前に局長の方が法案の先に先にと進んで、租特まで入られてしまつて、審議を促進していただきたいということかなと思ひますが、局長、もう一問だけおつき合ひください。

これもまた国際比較をさせていただきますと、先ほども言いましたように、課税制度が違いますので単純比較はできないと思うのですが、アメリカと比べますと、昭和五十年代の前半の課税最低限

は、アメリカが大体十二万ドル、日本が全部ひくると三千二百万です。それで、今アメリカがどういふ状況になつてゐるかということをおもひやつと調べてみましたら、アメリカは百二十万ドルで大体十倍になつております。日本は今度の改正を入れる前で二・四倍です。

アメリカも同じようにダブルを経験して地価が上がつたわけですから、それを考へても四千八百万円から五千万円に上げるといふ、このプラス二百万円という課税最低限の引き上げはいま一つ根拠がないのではないかと一言つけ加へさせていただきますかと思ひます。何かありますか。なければ次に進みますけれども。

○小川(是)政府委員 まさに御答弁の繰り返しになりますが、結局、相続税の問題は、土地の財産価値の非常に大きな高騰にどう対応するかということであり、しかもそれが集中的に大都市で生じている。したがつて、居住とか事業とか通常の生活の継続に大きく支障を生じている。その部分にどうやって対応していくかという観点から、相続税の問題を現状において対応を考へていくのが最も適切ではなからうかというふうに考へている次第でございます。

○石原(伸)委員 繰り返しの答弁でしたので、私の趣旨も局長に伝わつたと理解させていただきますので、引き続きこの部分はもう少し勉強してください。

続いて、局長が言つてくださったので、配偶者の相続税負担の軽減措置の拡充策として、配偶者の最低保障額を現行の八千万円から一億六千万円に引き上げる、こういう御配慮がなされております。これは私もいいことだと思ひます。しかし、税法をちよつと読ませていただいて、非常に危険だなと思ふ箇所が一方ありますので、話をさせていただきますかと思ひます。

それは、二の五項というところですか、「第一項の相続又は遺贈に係る相続税の納税義務者が、同項の被相続人の配偶者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠

べし、又は仮装し、その隠べし、又は仮装したところに基づき、云々」という箇所があるのですけれども、私はこの箇所、非常に怖いな、こういう印象を持つたわけでありまして。

と申しますのは、適正な申告を確保するために、軽減措置の対象となる財産については、当初の申告の際に仮装または隠べしされた財産は含まない。適正な申告をするために、非常にもつともらしく聞こえるのですけれども、現実のことを考へますと、この部分によって非常に怖いことがある。

これはよくあるケースだと思ふのですけれども、例えば相続が発生して、相続争いというのによくあるのです。お嫁さんがもつとれと言つたので、自分の息子さんはいいと云つていたのだけれども、財産ないかないか、こんな話も本場に町でよく聞く。こういうものが現実としてあつた場合。

あるいは財産というものは夫婦で築いてきた場合が結構多いですから、だんなさんが亡くなる前に、例えば奥さん名義で預金をしておく、家族名義で貯金をしておく。それは話さないで何かのときに使おう。例えば百万円や二百万円でもいいかもしれない。それらの預金があつた。それを本人が知らなくて、例えば後から発覚したら、この仮装または隠べしというのが適用されるのではないかと。こういうことも十分現実として私はあると思ふのです。

言葉をおつとつかささしていただくならば、被相続人の財産は本人の生前の諸活動の結果のみならず配偶者が一緒に寄与してきた、それはさつきも言いました。あるいは残された配偶者の方が、これは御老人が多いのですけれども、老後の保障面などを前提に、最大レベルにおいて遺産額の半分を配偶者が取得した場合についてはその相続税額を非課税にするのが本来の税制の趣旨だと私は思ふのです。

そうすると、仮に当初の申告の際に仮装あるいは隠べしした財産が存在していたら、事後

的にそれらの財産については配偶者の税額軽減を認めないという文言によって、それら財産については、相続税申告の適正化のみを図る、もつともなんですけれども、その観点から、国は配偶者としての法的権利を奪う事態が発生するのではないかと。

言葉をもう一言言つておまかせいただきますと、納税者というものは相続が発生したときにやはり心理的に隠す、言葉をかざるならば納税者の性悪説というのですか、これを国が考へていると言わざるを得ないのでないか、私はこんな気がするのですね。

そしてまた、仮装または隠べしした財産を一体だれがどこで発見して、だれがまた決定するのか、これは非常に難しい問題です。私も一年前に祖母を亡くしたのですけれども、うちの母がびっくりして亡くしたのは、亡くなった次の日には祖母の数百万円あつたような預金口座まで閉鎖されたり、現実に税務署が入ってくるのです。税務署の仕事ですから、入ってくるのは当然なかもしれませんが、人の悲しみの最中にこういうことが起こる。

ましてや、仮装、隠べしということが本人の知らないところである、あるいは故意の場合もあるかもしれないけれども、それによって根本的な権利をも侵害するということは、この部分は非常に問題なのではないか。私は性善説に立つていふと言われればそれまでですけれども、現実問題としてこれらの問題があるのではないかと思ふのですが、いかがでしょうか。

○小川(是)政府委員 ただいまの配偶者に対する相続税額の軽減制度、相続税法の十九条の二の現行制度でございますが、配偶者について二分の一あるいは現行で八千万円というものを控除の対象とする場合には、みづから申告をすることが要件になつてゐるわけでございます。

逆に申しますと、現行の相続税法でも、みづから申告をせずに調査で何か別のものがあることが発覚した場合には対象としない制度になつてゐる

わけでございます。現行制度はもともと、みずから申告をしていただくということがこの軽減の適用の要件になっているわけでございます。

それは一つには、配偶者の方がどれだけ相続をされるかということにもかかわってまいるわけでございます。御自分でこの規定の適用を受けるかどうかを申告していただくことになっております。繰り返しになりますが、したがって、現在のところも調査によって何か発覚したものについてはこの軽減の対象になっておりません。

今回の改正をお願いいたしておりますのは、その制度からいいますと、調査を受けた、そして仮装、隠ぺい、隠していたのが見つかりそうだが、あるいは見つかったとされたこと、慌てて修正申告を出していただく場合には、この申告要件というところでいけば抜け道になってしまふという点があるわけでございます。

そこで今回、先ほど読んでいただきました条文のところにありますように、更正あるいは決定があることを予期して申告書を出してきたときには適用がありませんという形に直させていただきました。従来から、調査を受けることなく自発的に気がついて、今おっしゃったように、別のものがあつたということで修正申告をしてこれらるときにこの適用が受けられないということではないわけでございます。

今後とも同じでございます。仮装、隠ぺいの事実があるということ調査でつかまえられるとされたということから、嫌々といいますが申告をしてきた場合、それには適用はありませんという手直しでございます。したがって、善意度と申しますか、不可避的な状況で、調査を待たずして修正申告を出してこれらの場合にこの適用がないということではございません。

○石原(伸)委員 御説明はわかるのですけれども、別に隠してきた人を私ははかばかしているわけではなくて、法律の持つ怖さみたいなことをちよつといろいろ御質問させていただいているのです。

例えば言葉をかえますと、では隠ぺいとか仮装というものはどうやって明確な基準を設けていくのか、このところが今の御説明でもよくわからない。

あるいは最近の現場の事例、私もいろいろ歩いて聞かされたけれども、今の局長の答弁ですとそういうことではないという話だったのですけれども、よくあるのは、家族名義や実名預金や実名貯金については、隠ぺいであるという理由から、現場として重課税にしているケースが結構あるのですよ。それは悪いこと、すくく悪質なものかもしれないけれども、現実としてそういうことがあるのです。法律上ないんだという御説明なんです、この部分をもう少し明確に判断できるようにものを国民の方に、改正するなら知らせる必要はあると思うのです。

そして、例えば本日が申告期限の相続事案について、国が仮装または隠ぺいを根拠に配偶者の税額控除を否認できる日時というのは、これはさかのぼってきますから、一体いつまでなのかというようなことも聞かせていただきたい。あるいは、例えばこれが調査によって明らかになった場合は、重課税が戻ってきてしまつたりすると非常に不安になると思うのです。

その辺について、もう少し明確に国民に対してこういうふうになるんだということの基準を明らかにしておいた方が、私は別に悪いことをする人の肩を持つわけではないですけれども、法律を変える以上は明らかにした方が私はいいのではないかとこの条文を読んで感じたもので聞いているのです。いかがでしょうか。

○小川(憲)政府委員 仮装あるいは隠ぺいということが要件に入っているわけでございますが、ここで言う仮装あるいは隠ぺいと申しますのは、国税通則法で、お話ございましたように重加算税の適用がある場合につきまして、この仮装あるいは隠ぺいというところがございます。これは同様の法律的な意味づけでございます。

は、重加算税の適用を受けるような仮装とか隠ぺいという事実認定が国税当局からあつた場合には、もちろん争う余地はあるわけでございますけれども、法律的な考え方としては、国税当局の調査において重加算税の対象となるような仮装または隠ぺいの実事ありという場合には、この新しい第五項の適用を受けることになる。

逆に言いますと、その発見された、あるいは追加的な申告部分については配偶者の課税の特例の適用が受けられない、こういう関係になるわけでございます。

○石原(伸)委員 大体わかるのですけれども、それをこの法律はさかのぼって、四月一日に施行されたら一月一日からということになりますので、それを十分に国税当局としてお知らせしてあげる必要があると思います。そのところは当局としてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、時間も大分迫つてきましたので、次の質問に移らせていただきます。これは十三段階あるものがあると思うのですが、これは十三段階あるものを簡素化して間が広がっております。非常に評価に値すると思うのですが、一つ問題なのは、これは所得税との絡みから、七〇%という最高税率の問題です。

所得税も抜本改革で五〇%まで下げたという経緯があつて、この相続税の最高税率七〇%というものは日本だけではないかという気がするので、英国やフランスは四〇%です、果たしてこのままでいいのか。

これは本当にごく一部の方だと思つてます。五億以下で全体の八割から八割五分程度ですから、そんなお金のある方の心配をする必要もないと言えはなないのかもしれませんが、ここはひとつ所得税との関連で、最高税率には今回の法案で触れていないのですけれども、もう一度深めていく必要があると思うのですが、どう御見解をお持ちでしょうか。

○%、所得税、住民税の最高税率が六五%というのが現状でございます。アメリカあるいはイギリス等で見ますと、アメリカでは相続税五五%に對しまして所得課税の方は四七%、イギリスは両方とも四〇%といったところでございまして、

したがって、この相続税の最高税率を考えます場合には、やはり先ほどの資産再分配機能というものを重視すると同時に、所得課税というものも念頭に置いて考えていく必要があるかというふうには思つております。

現状におきましては、我が国の所得税、相続税あるいは資産課税の状況からいいますと、この最高税率の水準は維持をしておくのが適當ではないかというふうにご考慮いただいております。今回はその適用区分の拡大という形で改正案を提案した次第でございます。

○石原(伸)委員 現状として云々という話はわからないのですけれども、感情的な問題として、やはり何でも半分、アバウトな言い方ですが、こういう感情というのは往々にしてありますし、欧米と比べても若干高目でございますので、これは所得税との絡みでも少しじっくり、数か回も本当に限られた方です。

都会で困つていられる方も相続税の納税額が一億円ぐらいいすから、最高税率の部分というのは触れてこないのですが、例えば私の選挙区であります渋谷区などは、御存じのように道玄坂とか公園通りとか、二階建てで、一階お店で二階に住んでいるような、まだ道玄坂なんてあるのです。そういう人たちは、地価が異常に高騰したという理由のために、この最高税率にひつかかってくるケースもありませんので、そういうことも考えてこの問題については勉強していただきたいと思つてます。

それでは、もう時間も大分迫つてまいりましたので、本委員会には付託をされていないのですけれども、租税特別措置の相続税に係るのありとを先ほど来局長が、小規模宅地についてはこれ

で配慮しているのだと再三再四御答弁いただいておりますので、この部分の問題を移らせていただいております。それでは、租特の六十九条の三のいわゆる小規模宅地の減額特例の拡充でございますか、ここについて質問をさせていただきますか、と思います。

ばつと見させていただきますと、非常に頑張ってくれたな、配慮してくれななと思うのですが、ちょっとよくわからないところがある。例えば、現行の特例は居住用と事業用と国の事業用という区分です。これを今度は、我々も主張していたのですが、居住用と事業用、これを同じにして、国の事業用、それに今度新たに貸し付け用というのが入っていますね、区分に。なぜこういう新しい区分を設けたのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○小川(是)政府委員 現行の小規模宅地についての課税の特例の減額割合は、事業用について減額七〇、居住用六〇ということになっておりました。したがって、それ以外のものについては減額の対象になっていなかったわけでございます。

そこで、大きくは二つの問題があるかと存じます。一つは、住宅用と事業用とを果たして七〇、六〇と、いろいろな議論の末でございますけれども、区分をしておくというの、大都市における土地問題を考えるときに実態に合っているであろうか。この点につきましては、居住の継続あるいは雇用の確保、コミュニティの維持といったような特別な配慮から、大きな財産価値であっても、この減額をするということからすれば一本にまとめて考えるのが適切ではなからうかというものが八〇にこれを一本化したいという点でございます。

もう一つの問題は、実は、事業用と事業用以外とし、事業用というからにはある程度の規模の不動産の貸し付けである。お店や何か商売をやっておられる方はもう当然事業用のものとしたしまし

て、不動産の貸し付けというものにつきまして、相当規模のものであれば事業用ということでは大きな減額が行く。しかし、事業用に至らない程度のものであると全く減額が行かないというのがこれまでの制度でございます。

これは、ある程度の資産を持って不動産貸付業を営まれる、よく言われております。基準として設けられました貸室の五棟十室といったような、規模が大きければ減額が行くけれども、例えば部屋を貸している、一部に住んでビルその他を借しているといったような場合には事業用に当たらないところから、全く減額がないというのはいかにも実情から見て無理があるのではないかと。

そういうところから、今回のこの改正におきましては、不動産貸し付けとあるいは駐車場用の宅地といったものにつきまして全体として五〇%の減額ということ、この分野を軽減を考へていくのが実情に即しているのではなからうかということ、こうした改正を御提案している次第でございます。

○石原(伸)委員 御趣旨は大体わかりました。いわゆる五棟十室の問題に対処するためにこの五〇%の減額をというふうな話だと思っております。さらに、ここに書いてあることで、附則みたいなところで私が何でかと思う点がある一つあるので、質問させていただきます。

今の特例では、例えば居住用の場合には被相続人が居住していれば特例対象となっているのですけれども、改正案ではさらに要件として、同居していた親族が引き続き居住用に使する場合のみ八〇%の減額が認められ、引き続き居住用に使しない場合は、住まなかつたら五〇%しか減額されないような、言ってみれば、正しい表現かわかりませんが、継続概念みたいなものが今度導入されたと思うのですけれども、これは何でなんでしょう。もつとすっぱり、もつと簡単に、こんなものくっつけなくてすっきりした方がわかりやすいのではないかと気がするのですけれども

も、お聞かせ願います。

○小川(是)政府委員 小規模宅地に対する課税の特例というのは、財産として見た場合には他の資産と同様にそれだけの価値を有する。しかしながら、居住の継続あるいは事業の継続という配慮から、そうした財産価値があつても、評価を軽減することによって負担を軽くし、その継続を可能にしようという考え方でございます。

そういうことかと思つて、やはり居住の継続あるいは事業の継続というのが重要なポイントになってくるわけでございます。そうした継続を考へない場合には、八〇%の軽減対象にすることは適切でないというふうに考えられるわけでございます。

ただ、申し上げておきますと、同居しておられる配偶者あるいはお子さんがそのまま継続をされる場合はもとより軽減対象でございますけれども、親御さんと同居はしていなかった場合でありまして、一定の要件のもとにおきましてはこの軽減の対象にすることにいたしております。

具体的には、相続開始前三年間自宅に居住したことの無い親族が、お父さんが亡くなったのでその後に移り住むといったような場合には、居住は継続しておりませんが、お父さんが亡くなった後、居住は継続してふうに制度をつくることにいたしているわけでございます。

○石原(伸)委員 どうも聞いていてまだるっこいのですけれども、もう一つわからないことがあるので、ちょっとお聞かせ願いたいのです。いわゆる不動産貸し付けについては、現行の特例では、その貸し付けが事業である場合には特例の七〇%の減額が受けられるようになっておりますけれども、改正案においては、すべての貸し付け用の不動産の場合において特例の減額割合が五〇%となつておられると思つて、これはなぜなんでしょうか。もう一度お聞かせ願いたいのです。

○小川(是)政府委員 大きく二つの理由がございます。

一つは、不動産貸付事業であるか事業でないかというその認定によりまして、片方は七〇%減額になる、片方だめだということになるとゼロであるところ、貸付業の認定、何かの基準をつくって認定していかなければならない。それによって非常に大きな差があり、実態としていろいろな課税のケースを見ると実情に合わないのではないかと。一つでございます。

この基準で従来課税をしてまいりますと、個々のケースをたくさん集めてみますと、どうも実情に合わないところがございます。そこで、これを統合した形で制度化する方がより適切であるという、これは過去における課税の経験からのものでございます。

いま一つの問題は、先ほど来申し上げておりますように、守るべきは居住とか事業の継続という、それぞれの人の生活あるいは社会、コミュニティの継続という観点から基本的には小規模宅地に対する課税の特例がつけられているわけでございますから、同じ事業あるいは不動産の貸し付けというのは他の御商売をやっておられるのとはちよつと違うのではないかと。

そういう意味では、財産の運用という観点があるわけでございます。そうしたものにござつて、事業と切り離してあるいは居住と切り離して、財産の運用に着目して五〇%という別の軽減のグループをつくつてはどうかというのが二つ目の理由でございます。

○石原(伸)委員 二つ目の理由のところ、申告するときも不動産所得というのは別建てになつておりますし、わからないでもないのですが、今話題のお米屋さんや魚屋さんや果物屋さんとか、そういうものは八〇%認められけれども、不動産貸付業では五〇%というの、逆に納税者を国が差別しているような印象は持つわけですね。

疑問点に対してはお答えいただいたのですけれども、非常にまだるっこい感じがします。こちらに大先輩であります山中先生いらつしやいますけれども、山中先生の特論ではありませんけれども



こういう中で質問時間も極度に制限される、こういうやり方に、私、日本共産党を代表して、賛成できないということをお最初に一言明確にしておきたいと思ひます。

時間が限られておりますから質問に入ります。提案された関稅定率法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

この法案では、来年度の皮革・革靴の関稅割り当てを今年度比一五ないし二〇%引き上げる。革靴に關して言えば、今年度の六百九十五万五千足から二〇%増の八百三十四万六千足に拡大しようとしております。三年連続で二〇%増ということになります。関稅割り当て制度、いわゆるTQ制度が始まった一九八六年度の二百四十五万三千足の三・四倍。しかも、これで三年連続二〇%アップということになります。ただでさえ不況で苦しんでいる日本の皮革・革靴産業、そこで働く人々にこうした措置が極めて重大な打撃を与えるものであることは政府も知らないはずがありません。

革靴・履物産業関係者はこういうことを言っています。

既に、一九八六年の輸入自由化以来、外国からの革靴の輸入は、TQ制度の一次輸入枠の拡大、不平常・脱法的なスポーツ靴と称する革靴の大量輸入によってふえ続け、異常な勢いで急増するブーツ、部分品等の輸入を含めれば、その総数は四千万足に迫る驚異的な数量に達した。既に日本はEC諸国に何ら遜色ない革靴輸入大国となっている。

日本の皮革産業が極めて零細で脆弱な経営基盤にあり、大量輸入の影響とパブル経済崩壊後の長期にわたる不況によって企業の倒産や廃業、労働者の失業や仕事切れが加速化するという、極めて深刻な産業と労働の実態等々を述べておられます。

関稅割り当て枠をまたも二〇%拡大するその理由は何か。現状維持でもなく、五%拡大でもない、一〇%拡大でもない、二〇%拡大するその根

拠は何か。諸外国からの要望にかながみとか、国内産業事情にも配慮しとかいうことが言われておりますけれども、その辺を明確に示していただきたいと思ひます。

○高橋(厚)政府委員 皮革・革靴の関稅割り当て数量でございますが、今御指摘ございましたように、近年は毎年一五%から二〇%の伸び率で拡大をしてきております。平成六年度の法律で定める関稅割り当て基準数量につきましては、その伸び率を前年度と同じとすることとしておりますけれども、これは諸外国の要望と国内産業保護のぎりぎりの接点を求めた水準ということで、物資所管庁でございます通産省によりまして十分検討されたものであるというふうにご承知をいたしております。

○佐々木(陸)委員 では通産省にお聞きしますけれども、諸外国の要望とは具体的にどういふもので、国内産業事情にどういふふうに配慮しているのか、もう少し具体的に言つてほしいと思ひます。

○上野説明員 御説明をいたします。

諸外国の最近の市場開放の要求の例でございますけれども、昨年の秋に行われましたウルグアイ・ラウンドの一連の交渉の過程におきまして、例えばアメリカからは、革靴については国内市場の三〇%まで即時開放をすべきではないか。この三〇%、試算はいろいろ前提がございますけれども、仮定で計算しますと、おおよそ二千五百万足という膨大な数量になるわけでございます。こういった非常に厳しい市場アクセスの改善についての要求が、ほかのヨーロッパ諸国からも類似の要求が出ております。

私どもとしては、一方で、やはり先生御紹介いただきましたような国内の皮革・革靴産業の置かれた状況はもろもろ十分考慮するとともに、他方で、こういった諸外国から出ております大変厳しい改善の要求内容を、両方を勘案し、そのぎりぎりのところで接点を何とか見つけて、具体的な数量枠の決定を關係方面にお願いをしてきたところ

でございます。

先ほど関稅局長からも御説明ありましたように、来年度につきましては、そういう両方をぎりぎり勘案をいたしまして、前年度と同様の伸びが適当ではないかというふうにご判断をして審議をお願いしているところでございます。

○佐々木(陸)委員 率直に言つて、国内の産業に本當に配慮している姿勢が全くうかがえないような答弁だと思ひます。

○上野説明員 お答えをいたしました。

ウルグアイ・ラウンドでは、革靴の関稅割り当て問題は、どういふふうになりましたか。

○佐々木(陸)委員 要するに、一次税率もさらに引き下げて、外国の革靴がもつとどうとうと入つてきて国内産業を押しつぶす、そういう方向に明確に進んでいる。本當に日本の零細な皮革産業はつぶしてしまふということにはかならないというふうにご考えざるを得ないわけでありませう。

また、関稅割り当ての枠内の数量に適用されま

す一次税率につきましては、現行、各種税率でございますが、代表的な税率は二七%でございます。これを二割引き下げをするということでご同意を見ていますところでございます。

幅引き下げ、今言われた引き下げを取りやめ、関稅割り当て制度の維持強化やスポーツ靴に名をか

りた革靴の無秩序な輸入に対しての規制など必要な措置を図り、長期的な展望に立つた皮革産業振興の抜本的な対策を講じるよう強く要望いたします。

区議会が全会一致でこういう決議を上げ、これは政府にも届いているはずであります。

私は、本當にこういう方向で政府はやるべきであるということ強く要求したいと思ひます。

そして、今議題になっております、この関稅定率法等の一部を改正する法律案、個々には賛成できる項目もありませんけれども、こういう問題にかんがみて私たちは反対せざるを得ないということ

を表明して、質問を終わります。

○宮地委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時五十分開議

○宮地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど付託になりました内閣提出、平成六年分所得稅の特別減稅の実施等のための公債の發行の特別に關する法律案、酒稅法の一部を改正する法律案、租稅特別措置法の一部を改正する法律案及び平成六年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法案の各案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。藤井大蔵大臣。

平成六年分所得稅の特別減稅の実施等のための公債の發行の特別に關する法律案

酒稅法の一部を改正する法律案

租稅特別措置法の一部を改正する法律案

平成六年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法案

(本号末尾に掲載)

○藤井国務大臣 たいま議題となりました平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、以上四件につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

所得税減税の実施等により、平成六年度的一般会計予算において見込まれる租税収入の減少については、公債の発行により対処せざるを得ないところであり、このため、財政法第四条第一項ただし書きの規定により発行する公債のほか、公債の発行を行うことができることとする必要があり、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

平成六年度的一般会計予算において見込まれる、平成六年分所得税の特別減税の実施による所得税の収入の減少、法人特別税の課税対象期間の終了による法人特別税の収入の減少、相続税の負担軽減による相続税の収入の減少及び普通乗用自動車等の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特別公債を発行すること等としております。

次に、酒税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、酒類に係る税負担水準の現状、最近の酒類消費の態様の変化等を踏まえ、酒類に対する税負担の適正化を図るとともに、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引き下げその他制度

の整備合理化を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、酒類に対する税負担の適正化を図る観点から、酒税の税率を見直すこととしております。

すなわち、酒税の税率を各酒類の基準アルコール分で一キロリットル当たり、ビール等については一万三千六百円、しょうちゅう甲類等については三万五千九百円それぞれ引き上げること等を基本に、清酒等の酒類については、原料事情、消費動向等に配慮して、引き上げ幅につき所要の調整を行うこととし、これにより酒類間の税負担格差の縮小を図ることとしております。

また、発泡性を有する酒類に係る加算税率については、これを廃止することとしております。

なお、税率改正に際し、税率の引き上げが行われる酒類を酒類の製造場または保税地域以外の場所、一定数量以上所持する酒類販売業者等に対しては、従来と同様、手持ち品課税を行うこととしております。

第二に、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を二千キロリットルから六十キロリットルに引き下げ、ビールの小規模生産の道を開くこととしております。

第三に、酒類製造者が自己の製造場間で行う酒類の移入について、すべて戻し入れ控除の対象にする等制度の整備合理化を行うこととしております。

その他、本法律案においては、清酒製造業者等の安定に関する特別措置法に定めるしょうちゅう乙類業対策基金に充てる資金の全部または一部を、国が日本酒造組合中央会に対して無利子で貸し付けることができるよう所要の改正を行うこととしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

み、土地住宅税制について適切な対応を図るとともに、租税特別措置の整理合理化を行うほか、課税の適正公平の確保その他所要の税制上の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、土地税制について、土地の有効利用の促進等を図る観点から、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例、事業用資産の買いかえの場合の課税の特例等の拡充等を行うとともに、住宅税制について、住宅取得資金の贈与を受けた場合に贈与税額を五分五厘方式により計算する特例の拡充等を行うこととしております。

第二に、近年における地価の水準を踏まえ相続人の居住や事業の継続に配慮するため小規模宅地等についての相続税の課税価格の減額の特例の拡充等を行うほか、土地の登記に係る登録免許税の課税標準を減額する特例の新設等の措置を講ずることとしております。

第三に、課税の適正公平の確保を推進する等の観点から、交際費課税の見直し及び使途秘匿金に対する追加課税制度の新設を行うこととしております。

また、企業関係の租税特別措置等について特別償却制度等の整理合理化を行う一方、高齢者、障害者が円滑に利用できる特定建築物について割り増し償却を認める等社会経済情勢に即応して所要の措置を講ずることとしております。

その他、清酒に係る酒税の税率の軽減措置、国際金融取引におけるいわゆるオフショア勘定において経理された預金等の利子の非課税措置等適用期限の到来する特別措置につきまして、実情に即してその適用期限を延長する等の措置を講ずることとしております。

政府としては、当面の経済の低迷を打開するため、一年間限りの措置として、平成六年分の所得税につきまして、三兆八千四百三十億円の特別減税を実施することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

この特別減税は、平成六年分の所得税額からその二〇%相当額を控除することにより実施することとしております。なお、二〇%相当額が二百万円を超える場合には、二百万円を限度としております。

この特別減税の具体的な実施方法に關しましては、給与所得者については、本年一月から六月までの間に支払われた給与等に係る源泉徴収税額の二〇%相当額を、原則として同年六月に還付し、同年十二月の年末調整の際に、給与等の年税額の二〇%相当額から同年六月の還付金額を控除した残額を控除することにより実施することとしております。

次に、公的年金等受給者については、原則として本年六月及び十二月に半年分の源泉徴収税額の二〇%相当額をそれぞれ還付することとしております。

また、事業所得者等については、平成六年分の確定申告の際に、所得税額からその二〇%相当額を控除することにより実施することとしております。なお、平成六年分の所得税に係る予定納税基準額は、特別減税を加味して計算することとしております。

以上が、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案の提案の理由及びその内容であります。

何ぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○宮地委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

○宮地委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大原一三君。

○大原委員 速やかに審議をされんことをお願いいたします。これほど速やかな審議は今までの国会審議の中でもなかったのではないかな。大蔵委員会に八法案出ているのでありますが、きょう、あすの審議で六法案がパスすることになれば、これほど速やかなことはかつて、大蔵大臣、記憶がありますか、ちょっとお答え願いたい。

○藤井国務大臣 私の昔の大蔵省時代の生活また議員になりましたからの生活の中で、ここまでいろいろ決定がくれた段階で、急遽このように御措置をいただくということは記憶にございませぬ。ありがたいことだと思っております。

○大原委員 自民党が野党であつてよかつたな。これは普通だつたら、一人は違ひますけれども、向こうへ座つておられる方たちのときはこうはうまゝいかなかつたですよ、委員長。本場に委員長まゝ来ていますよ。

この六法案は重要法案なんです。私も自民党の中で国対と政調におりまして、我々の議論は、純粹日切れ法案だけ取り出して、その分だけ特別法で延長して、そうして中身については、本體法についてはじっくり議論しよう、そういうことであつたのでございませぬけれども、急遽皆さん方から御提案の国対委員長会談というのがもたらされまして、細川総理、国対なんというの、あんなものはやみ取引だからやめろと言つた方から話がありまして、我々としても精力的に取り組んだ結果きょうの審議になつたわけがあります。

つきましては、委員長にお願いがあるのであります。所得税法のこの特別減税と、さらにまた租税特別措置法についての修正案、自民党から提案をしております。これは大蔵大臣に直接お聞き

してもいいのですが、委員長、この取り扱ひについては、これらの短期間の審議でございませぬけれども、非常に重要なポイントを含んでおりますので、与野党の十分な話し合ひを委員長のところで行つていただきますことをお願いしたいと思つております。その原案についてはもう既に委員長の手元に着いていると思ひます。その辺の御意見を委員長からお伺ひしておきたいと思ひます。

○宮地委員長 委員長といたしましては、ただいまの趣旨に沿ひまして、与野党において十分議論を尽くしてまいりたい、こう考えております。

○大原委員 我が自民党の理事も非常に馬力のあつた精鋭ばかりでありますから、最初に質疑に立ちますから特に私からも申し上げたいと思つております。

中身は後で租税特別措置のところ、全体を私にレビューしろという御下命でございませぬから、各論で専門家が控えておられますけれども、私の方からきょう御提案の全体について一応の御質問をしたいと思います。

それでは、まず所得税の特別減税でございませぬ。予算委員会におきましても私、藤井大蔵大臣にお聞きしたと思つておりますけれども、これが消費に及ぼす影響、景気対策としての程度のパワーがあるのか、その辺は大蔵省としてはどう考へておられますか。もし具体的な数字を挙げてお答えになる方がいたら、大臣でなくても結構だから答えてほしいと思ひます。

○藤井国務大臣 過般の予算委員会でも、大原委員からの御質問に対し、まず少なくともムード的には大変大きな影響がある、今マインドという問題がある中で、明るいムードをつくる大きな要因の一つに本格的減税があるというか、大幅な減税があるということを私は申し上げました。

また、今回の減税の方策についてであります。御承知のように、ちよつと今耐久消費財を中心としたしまして、ストック調整的なものがまさ

に最後の段階というか、終わりがかかつているところでありませぬ。そういう際にまとまつた減税が行われるということは、そういうものに向かう消費が十分期待されると考へております。同時に、今回の中で自動車に対する消費税の本則への復帰というところもございまして、それらをひくくするめまして消費に与える効果は大きいものと私は考へております。

数字については、これは企画庁のことかもしれませぬが、例の世界経済モデルでは、これが実施された一年間の効果として乗数効果〇・六と見ていることをあわせて申し上げたいと思ひます。それで、二・二％の効果があるというふうには世界経済モデルに基づいて企画庁においても計算されておるようになつて承知をいたしております。

○大原委員 細かい議論をするようでは恐縮であります。二・二％というのは今回の総合景気対策全体の効果でありまして、それも大した乗数効果を見込んでおられるわけでありまして、大したことはな

い。その際も申し上げたのですが、今回の減税の中、仮に三兆八千億として、貯蓄へ向かう分がまず三割ぐらゐは行く、三割というのはちよつと高過ぎるかもしれないけれども、そうしますと、消費に向かう分が二兆六千億程度ではないのかな、まあ七割簡単になつて掛けます。

現在の国民総消費といひますのは五百兆として、大体七割五分ぐらゐでございませぬ。それから三兆七、八十兆円が国民消費だと思つております。その中へ二兆六千億ぶち込んでみたところで、これは全くスズメの涙であります。これから消費が喚起されるというふうな議論は大変持つて回つた議論でありまして、経済学の初歩を知つておられる人間なら、これが消費にプラスになるとはまさか思ひな

い、私はそう思つております。今回の減税を景気対策として判断するならばこれはナンセンスではないのかな、私はこう思つておりますが、大臣いかがですか。

○藤井国務大臣 今七割五分とおっしゃいました

が、まあ六割ぐらゐではないかと思ひますけれども、相当大きな消費の中の何がしかの数字であるということはおっしゃるとおりだと思ひます。私は、景気対策としての減税政策というのは常にこういう面を持つておるんだと思ひます。

特に今回の減税規模といひますのは、これも前にも申し上げたかもしれませぬが、所得課税、つまり住民税を入れてございませぬが、それに対する今いただいておられる収入のうちの二五・八％の還元というか、減税率になる。これは極めて大きなものであると私は考へておりますから、この減税効果は十分考へられる、景気対策としても十分効果があると思ひます。

○大原委員 大蔵大臣は効果がある、こうおっしゃるのですが、私は大したことないと思つております。これはこれからの経済の動きが証明をすると思つております。減税によつて消費刺激といひますのは、それは、レーガンさんぐらゐのことをやれば、なるほど消費に影響があるかもしれないけれども、減税による消費効果といひますのは大してない、私は日ごろこう考へておられる者の一人です。ですから、余りそこへ行きますとまた国民世論を惑わ

せることになりはせぬかな。かてて加えて、公共料金の引き上げという問題があるのです。きょうも大分厳しい批判を自民党の若手の議員がやつておりましたけれども、この公共料金の引き上げの効果、ないしは現在予定されておられる公共料金全体のわかつておられる範囲内ではないのであります。大蔵省でだれかがつかんでおりますか。わかつておりましたらお答えが欲しい。

○藤井国務大臣 具体的なことは事務方からお答えさせていただきますが、今回の経済見通しの中で消費者物価一・五％と見ているわけでありませぬが、既に決まつたもの、予定されているものは既に算入されておられるように経済企画庁から聞いております。

また、今改めてこちらで申し上げさせていただきますのでございませぬが、レーガン減税のお話が

ありました。一九八一年だと思えますが、あのときのいわゆるカット率は九%でございます。今度が一・八%であるということ。それから、GDP対比で見ても、レーガンさんのときの〇・九%に対して今回が一・二%であって、レーガン減税よりもはるかに規模の大きいこともひとつ御理解をいただきたいと思えます。

○田波政府委員 公共料金の引き上げの全容というお話でございますが、これは当然のことながら、公共料金全体は経済企画庁でやっております。したがって、この料金ということを含め、私手元を持っておりませんが、経済全体に与える影響ということ、なにか消費に与える影響、いわば実質所得という観点からするならば、そういった公共料金の引き上げ等を勘案して全体の経済見通しがつくられております。今大臣からお答え申し上げましたように、平成六年度の消費者物価上昇率が一・五%ということでございます。その限りにおいては全体としての経済見通しの中で整合性がとれているというふうにご考慮しておるところでございます。

○大原委員 けさほど厚生省、これは私が頼んだ資料ではないのですが、並びに企画庁から届いた数字をばらばらとめくって見たのですが、この公共料金の中に厚生年金の引き上げと国民年金の保険料の改定は入っていないのです。だから、物価にもこれは入らないね。それが大きいのですよ。

二兆六千億、それはこれは平年度化ベースです。そのうち一兆八百三十億が今年度引き上げ。あれやこれや合算しますと、所得税の減税の中から貯蓄を引いて、そして消費に向かう部分とこれら全体を加えた、いわゆる吸い上げ部分とを相殺しますと、一兆円そこそこにはしらないかなという感じがするのです。その辺は大蔵省も計算しておいて、数字を出すところがついで、我々もよくやったわ、こんな数字出してもしようがないから隠しておけと。出してくれと私言っているわけじゃないのですよ。

よ。だから、これを景気刺激効果と言っているのはいかなものかな。私は、勤労所得者に対する負担調整と正直に認めた方がこの減税の目的ははつきりすると思うのです。ですから、そういう意味では景気論から所得税減税論を取り上げるのはいかなものかな。

なぜ社会保険料負担を公共料金に入れないのですか。だれが専門家おりませんか。○藤井国務大臣 社会保険料の考え方だけ申し上げますが、今回の社会保険料の引き上げ分というのは、もう御承知のとおり、そのまま給付の改善につながって出ます。したがって、それは払った方と受け取られる方が層が違々等々の問題はあってもありませんが、そういう意味においては効果はスクエアである、社会保険料の引き上げはスクエアであるというふうにご考慮しております。

また、先ほどの減税とサラリーマンの負担のあり方の問題であります。常々申し上げておりましたように、本格的な税制改革は、まさにこれから福祉社会の中で応分の負担をしていただく場合に、どのような負担のあり方がいいのかという観点からの問題であると思えます。それは本格的な税制改革の問題であり、それに先行する意味の平成六年の措置は景気対策として行っていることを改めて申し上げたいと思えます。

○田波政府委員 社会保険料等の引き上げの性格でございますけれども、これはいわゆる公共料金のようにマーケット価格を動かすものではないわけでございます。さばりながら、保険料が上がることによってそれが可処分所得に与える影響、それは考えなければいけない、そういう性格のものだろうと思えます。したがって、公共料金の中に入れない、引き上げの影響を考えると入れないのは、理論的にそれは正しいと思えますが、後段のその影響につきましては、今大臣からお答え申し上げましたように、給付と大体見合っているということでは

ございまして、それほど大きな影響があるというふうには考えていないということでございます。○大原委員 これは、細かい数字ですから水かけ論になるところもありますので、私の意見だけ申し上げて、この問題は打ち切りしたいと思えます。

ところで、所得税の議論をする以上、当面の出たとこ勝負の減税ではなくて、今後の所得税制のあり方について大蔵省はどのように考えておられるのか。最高税率を五〇に下げましたよね。地方税と合わせると、松下幸之助さんは九七%税金がかかると言った時代もありました。たしか、アメリカでも五〇年時代は所得税だけで最高税率が九一%、それが八〇%に下がり、レーガン前後は七〇になりましたね。私の記憶が間違っておりまして訂正してください。それから一五と二八に直した。それから、ブッシュさんが二%上げちゃったかな。そのときにたばことガソリンを上げちゃって、公約違反だといつて次の選挙に落選する。こういうことになったわけです。

そこで、レーガンさんのこの税制というのは私はめちゃくちゃだと思ふ。所得税というのは果進があつて初めて意味があるのです。二段階のフラットにして、しかも安い税率で取れば景気がよくなるだろうと期待したレーガンさんの期待は全く裏切られたわけだ。しかも、最近私、おもしろい本を読んだのです。これは予算委員会でも言ったかと思うのだけれども、「中産階級の崩壊」という題でドナルド・バレットという人ですが、堺屋太一さんの翻訳で読んだわけですね。レーガン税制の結果か、いやそれ以前の最高税率を下げた結果か、わかりませんが、アメリカの五分位を見ますと、今でもないんだ。十年前は第一階級と第五階級の格差が十倍であった。それが今十三倍ぐらいに開いているのです。つまり、貧富の格差がますますアメリカ経済の中では開いてお

る。日本としてはこれは何と考えた方がいいのか。我々の日本の格差はむしろ下がつておるのである。つまり、八八年は二・六倍だったのが、九二年、これはどこからいたいた数字かよくわからないけれども、二・五倍に格差が縮んでおる。これは日本経済の活力の源泉だな。

私はそういう意味で、極端な例を引いたのでありますが、レーガンの所得税体系に対するあの挑戦はとんでもない間違いをアメリカ経済の中にもたらしたのではないのか。消費税時代も来たのであるが、やはり所得税の累進というものは大事にしていかなければならぬ税制ではないのか、こういうふうにご考慮を願うわけで、そこらで大蔵省主税局長、大臣ばかり答えさせないで、おれの質問に答えてくれよ、たまには。

○藤井国務大臣 どうも、私ばかり出て申しわけございませんが、私、実は一九八一年のレーガン税制のとき大蔵政務次官をやつておりましたもので、特に印象が深いのでございます。ただ、やはり特定国の特定の制度を私の立場で批判するのはいかなるかと思ふから余り申しませんが、所得税というものが先進国における基幹税であるという立場は私には変わってないと思つております。学者の議論の中に支出税のようなものもありまして、やはり所得税が基幹税であるということ。また、大原委員の御指摘のように、過去の日本の超過累進制度に基づく所得税が、いろいろな要因があつたにしろ、一つのファクターとして所得階級の平準化をもたらしたという効果も否定できないと思ふます。大きな役割を果たしてきたと思ふます。

ただ、おっしゃいますように、余りに過度な超過累進というものがいいか悪いかということはどうも思ふますし、世界的に言くと、今日本は一番超過累進度が高いということもこれは否定のできない事実と思ふます。そこでどうあるべきかということについては、御指摘のように最高税率五〇ぐらいがいいのでは

ないか悪いかという点、余りに過度な超過累進というものがいいか悪いかということ、今日本は一番超過累進度が高いということもこれは否定のできない事実と思ふます。そこでどうあるべきかということについては、御指摘のように最高税率五〇ぐらいがいいのでは

ないかという御議論もありますし、税制調査会は大體そういう方向を指向しているように思いますが、私どももいたしましては、そういういろいろな御意見を伺いながら、やや中期的な観点といえますよ、年内にあるべき税制改革ということが言われておるわけですから、そういう問題を含めまして議論をしていくべきことだと考えております。

補足があれば主税局長に答えさせます。

○大原委員 僕がなぜこういふことを言うかといふと、自民党は消費税反対、当面は。しかし、そんなことを年がら年じゅう言っておれない。大原一三は確信的なところがありません。二十年のうち十二年間主税局というところに勤めたわけですから、一体これからの財源調達をどのようにしていくのか、大蔵省としては非常に悩みの深い時代だと思ふ。

我々の時代は高度成長期でありますから、自然増収がどんどんふえていく。一体これをどうするのだといふことで、半分を減税、半分を歳出という時代ですから、毎年毎年減税をやつていつたわけでありませうけれども、今はもう八方ふさがりだ。経済成長はゼロ成長、伸びたつて三％ぐらいしかいかぬだろう。そういう中で、高齢化社会が急速に、世界一速いスピードで伸びていくわけですから、一体何でこれを賄うのだといふことになれば、税源か国債発行か行政改革、この三つしかないわけですね。

ところで、税源に何を求めるかといふことになりまして、今申し上げたように所得税の根幹をしっかりと据えて、これを体系にどのように位置づけるかといふことを決めて、それから消費税なら消費税、場合によつたら国債なら国債でいかなければならぬと思ふのですが、この前総理大臣にも、予算委員会でも藤井大蔵大臣にも、国債といふのも、これは五％でしよう、GNP対比が。

昭和十二年、日支事変が始まる前が五六％といふのでありますから、もう一息でいわゆる日中戦争の始まる前の大変な負担率に接近するわけであ

りますから、やたらに国債発行も言えない。にもかかわらず、四百三十兆円が足りないから十年計画の中であと百兆円ふやせ、こういう議論も一方で出ておる。

いや、行政改革はやりなさい。この前申し上げましたが、日本の公務員というのは世界で一番少ないのです、正直言つて。私も、何も役人であつたから公務員かばうわけじゃないのですよ。行政改革によつてひねり出せといふことは、公務員の数を減らさない限りそれほどの実入りのある行政改革は私はないと思ひます。

今まで国鉄、電電、専売を民営化して、これによつていろいろのメリット、経済メリットが出たからといふようなこともあると思うのであります。それが匹敵するような改革が今後ありやなしや、これも八方ふさがりだ。そうなりますと国債と増税しかないんだ、本質的には。

それは、我々かつて与党の皆さんだつて、行政改革をやつて、役人は、会計検査院でどこでむだな金使つておるからあれらをやめさせろと言へば、訴えはいい。訴えはいいが、これから二〇〇〇年には恐らく、先日の厚生省の試算でも年金支払額が百兆円を超えようといふ、二〇一〇年には二百三十兆円ぐらいにならうといふ。今五、六十兆円のようにありますが、大変な高齢化負担をしなければならぬわけでありませう。

一体、今後の財政のかじ取りの方向を、申し上げたような問題に絡んで、これは大蔵大臣に答えていただきたいと思ひます。

○藤井国務大臣 これからの二十一世紀のあるべき社会において、どういふ形をこれを運営し、そしてその場合に、どういふ形の国民の皆様への御負担をお願いするかといふのは、非常に基本的な問題だと思つております。

私ども、税制調査会が昨年出しました結論の方向といふのは正しいと思つております。つまり、御指摘のように所得税は基幹税である。しかし、これに過度に依存するといふことは、とても今後の福祉社会を勤労者だけの力によつて支えていた

だくことはやは無理だし、活力のある福祉社会は実現できない、そこにやはり消費課税といふようなものもお願いしなければならぬと考へております。

もちろん今お話しのように、政治の姿勢としては常に不公平税制の是正であるとか行政改革といふことに対して真剣に取り組んでまいることはもとよりでありますけれども、それだけではなかなか解決しないというのをもたいたい大原委員の御指摘のとおりであると思ひます。

したがいまして、まあ二十一世紀の初めぐらいには四〇％の真ん中辺、そして高齢化が最も進んだときに五〇％、厚生省が出されたあれは幾つかの選択肢が出ておると思ひます。五〇％前後の幾つかの選択肢になつておりますが、そういう中で、あの程度のところへおさめ、かつ御負担をいただく形としては、所得税の基幹税の地位は相変わらず変えるべきものではないと思ひますが、パランスのとれた形で消費課税についても十分検討していかねばならぬと考へております。

○大原委員 行革審の第三次答申といふのがあります。今大蔵大臣が触れられたけれども、昨年十月二十七日に出ています。これによれば、紀元二〇二〇年ごろ五〇％以下にしたい、こつておられる。二十一世紀初頭四〇％台にしたい。初頭といふのがよくわからないのですけれども、恐らく二〇一〇年までぐらいのことを言つておられるかな。だけれども、これは前提要件が非常に多くて、私が単に社会保障費を政府の数字をいただいて国民所得を三％成長で置いていきますと、とてもこんな数字にならないのだね。

この前、予算委員会で大蔵大臣に、時間がなくて余り細かいことは言えなかつたけれども、私の計算では、国民所得三％成長でいくと二〇〇〇年に五％になつてしまふのですよ。二〇二五年の数字がありませんでしたから、二〇二〇年を計算してみると、国民所得三％成長ですよ。あつちの方は四％、五％成長で置いているが、私の方は三％。こつちのほうが正直なのだ。

あつちが安くするためにたくさん成長率を上げてしまつたからね。単純に三％でいくと二〇二〇年に六五、六％になつてしまふのだね。行革審がこつて言つておる五〇％とか四〇％といふのは一体何だろうか。行政管理局の人を呼んで聞くけれどもわからない。計算根拠もわからない。だれに聞いたらいいかといつたら、土光さんに聞いてくれと言ふのだよ。もう亡くなつちやつておる。

だから、ああいう願望を言つた人というのは、それは気持ちにはわかる、そんなに上げたくないからといふのでね。だけれども、大蔵省は昨年のこの行革審答申にどれだけ関与しているの、その数字の発表に。だつて、主税局がいなければこんな数字はできないはずですよ。ちよつと教えてもらいたい。

○藤井国務大臣 今ごろになつておりましたように事務方もよくわからないだらうと思ひますが、少なくとも臨調の時代から一つのあるべき姿として今のような方針があり、それはやはり引き続き踏襲すべきだといふのが第三次行革審のお考えだらうと思ひます。願望というよりもそういうところに政策目標を置くべきではないか、こつておられるから考へておられます。

○大原委員 世界の老齢化率といふものがあります。主要国を調べてみたのですが、その中で日本は一三・一％。一番高いところがスウェーデンで一七・七％。アメリカ、イギリス、フランスがその真ん中に位置しているわけでありませうが、国民所得に対する国民負担が全くこれとパラレルになつておるのですよ、パラレルに。そういう意味で、これからの日本の老齢化率は、もう間もなく、二〇二五年には二五％にならうとしておる、二〇一〇年にはスウェーデン並みになるわけですね。

そうしますと、今日日本より若干老齢化率の高いイギリスとドイツが一五・八％、一五・三。それが、国民負担が現在既に五〇、五一といふところですね。スウェーデンが一七・七％ですが、これは七七％といふ、こんなとんでもない国民負担に

なっております。

そういう意味で、もう目に見えた老齢化社会の到来、一体選択税をどこに置いて税金をこれから賄っていくか。働く人は減るわけですね。年寄りはお金がない。これを所得税オンリー体系でいまましらもうパンクすることは目に見えていて、額があります。少なくとも労働力人口の中から、額に汗する人からますます取らないと老齢化社会の負担が賄えないという事態が起きるわけであり、間接税なら間接税に負担を求めなくてはならないという事は、もう火を見るよりも明らかだ。

だから今、余り逃げ口上を言わないで、先ほどの厚生省の答申にしてももつとはつきりと、消費税なら消費税、それを国民福祉税と言おうがどうしよう構わない。その部分を割りかけていきますよくらいはもう既に国民の前にはつきりしなくてはいかぬのに、これは逃げ回っているという感じだ。そこらのところを少し鮮明にしてみたいのですよ。厚生省も、ここまで出ているのだけれどもそれから先はなかなか言わないという事態でありますから、ますます国民は迷うわけです。

そこで、細川総理の福祉目的税というのがある日突然出てくるわけですが、これについては大蔵大臣ほどの程度関与されているのですか。福祉目的税の七％には主税局長も関与しているわけでありましょう。どれだけ大蔵省の責任が、総理ばかりを責めていきますけれども、大蔵省が言わなくてはこれはなかなか総理の知恵だけではなかつたであろうと思うのです。あるいはそうではないかもしれない、よくわからぬのでありますのでお答えを願います。

○藤井国務大臣 昨年八月の細川内閣成立以降、私どもは今大蔵委員が御指摘になったような方向をただの一度も逃げたことはありません。昨年の国会においても、総理も私も、これからのあるべき税制としては所得課税の軽減、消費課税の充実ということが時代の方向であるということを一度

も逃げたことなく申し上げ続けてまいりました。でございます。これは御了解をいただきたいと思

また次に、今の問題でございますが、昨年の内閣発足以来今のようなことを申し上げ、かつ税制調査会の答申あるいは平岩委員会の報告というものは同じ路線にあったと私は考えております。そういうことを考えながら、かつ連立与党の代表者会議の方々の御意見、あるいはこれは与党内部のことで大変恐縮でございますけれども、政策幹事会等々という連立与党の正規の場においていろいろ議論のあった方向をおおむね踏まえながら、総理があの案を提案されたというふうに私は承知をいたしております。

私もあの具体的なものについて、これも衆議院予算委員会でお答えいたしました。あのものずばりのものを承知いたしました。あのごく直前であります。しかし、物の考え方は、常に私どもはあんなにばらばらなところはないというふうな考えてきたこともあわせて申し上げたいと思っております。

○大原委員 直前に細川総理から聞かされたというところであります。しかし、出した以上はやはり責任を持ってやらなければならぬ。私、細川さんの気持ちはわかるけれども、しかしその担当部局は大蔵省でありますから、よほどしっかりと根柢をなして、思いつきでプラス四％というような案を出されて、それが計算したか知らないけれども、僕が計算しても七％なら大体採算に合うわな、二年間の減税を取り返しをして、そしてとんとんでその先いけるだろうくらいはだれが見たってわかるわけでありまして、余りにも責任のなさに、いささか私も財政の中へ足を踏み込んだ人間の一人として情けないと思つたのです。

だれが責任持つんだ。あれだけの大事な問題も提案して、細川総理一人の責任にするのも私は非常に問題があると思います。そこらは大蔵大臣、今後またいろいろの提案があると思いませんけれども、ひとつしっかりとしたいだかないと国民を惑わすものになりますので、お願いをしたいと思います。これは答えは要りません。

それで、特別減税についてでございますが、余りこればかりやっている時間ありません。この国債は一年限りでございます。それで一年後には返すわけですね。その辺の赤字国債法、どういふ段取りになっているのですか。いかなる種類の国債を発行して、償還はどうするのだという話。

○竹島政府委員 減税のための財源といたしまして、今回発行いたします国債の償還財源、償還方法の具体的検討をさせていただきますと承知しております。

○大原委員 そこで伺いますのでありますが、政府・与党間の話し合いは今どういふふうに行進しているか。総理の予算委員会の答弁によれば、今会期中には結論を出して、そして今年内に法案化して出します、こういうふうな答えていらつしやるのですが、現在の政府・与党の打ち合わせの進行状況、ここではつきりしていただきたい。

○藤井国務大臣 これは与党の問題でございます。私どもが余り踏み込んで申し上げるのはいかがかと思つて、先ほどの問題が決着したときに連立与党の代表者の方々が合意された内容は御承知と思つて、とにかく平成六年度は先行的な景気対策としての減税をやる、本格的な税制のあり方については年内に結論を出して実現を図る、こういう連立与党の代表者の方の合意があります。

それに基づきまして、実際の協議会は二月十七日に発足をいたしております。既に、週二回ほどのペースと承っておりますが、審議を進めておられるように聞いております。この協議会では六月ぐらいいまはるには結論を出したいというふうな方向で進んでおられるように承知をいたしております。

○大原委員 それでは大蔵大臣にお伺いします。大蔵省としての望ましい結論はどういう内容のものだったらいのですか。

○藤井国務大臣 今連立与党の協議会が議論されている方向は望ましいものであると承知をいたしております。

○大原委員 連立与党で行われている方向というのがわからないのです。事務当局も参加しているでしょうから内容を説明してほしい、わかる範囲で。これは自民党のときだって、自民党からも出ていくし、政府の方も出てきて、大蔵省がいちやもんつけて、まあしょうがないや、この辺で、こうくるわけだから、もうちょっとさざくばらんに、今度は主税局長答えてください、たまには。

○藤井国務大臣 なるだけ政府委員でない方がいという皆様方の御決定でございますので、答えてさせていただきます。

先ほど申し上げました連立与党代表者会議の合意文書の中にございます方向でございます。所得、資産、消費の三分野のバランスのとれた税制改革を目指す、こういうこととございまして、私どもも考えている方向と同一の方向ではないかと想像をいたしております。

○大原委員 それでは具体的に伺いますが、消費税は話に入っていますか、増税。

○小川(豊)政府委員 先ほど大臣から御答弁いたしましたとおり、与党内の協議の状況でございますが、私どもも事務方としてお手伝いをして、その知る範囲で申し上げますと、協議会の中には三つのグループができておりまして、年金・医



わなければいかぬのです、自民党案が出ておりますので。委員長、そこらも含んでひとつよろしくお願いをしたいと思います。

その辺、日本の地価の高騰については、この前も予算委員会で大蔵大臣と大分やり合いましたけれども、これが全部日本経済の裏側に張りついてしまつて、現在の資産デフレという問題が、土地に起爆して、土地の原因があつて資産デフレを生んでおる。とにかく九〇年まで、五年前に對して一千四百兆円ぐらいふえていたんですね、地価が。それに連動して流動性もふえてくるし、株も六百五、六十兆円、五年間で膨れているんですね。

それが、株は見事にその膨れた分が吹っ飛んでしまつた。地価についても、一千四百兆ぐらいふえたものが、現在恐らくその六、七割が減額になつていないかな。それが、あるいは金融システムを通じて全部の企業にへばりついてしまつておるんですね。これが現在の資産デフレ、不況の一番最たるものだと思うのです。

そういう意味で、きょうは議論はしませんけれども、この前、いわゆる金融機関の不良債権の処理の問題について、これはすぐれて大蔵省で検討していただきたいと申し上げたのが資産の再評価問題。まあ現在藤井大蔵大臣、にやにや笑つてよくわかつていますと、議論をした仲間ですから。大蔵大臣は、それもいい知恵だとは言わなかつたけれども、とにかくそういう手法もあるということですね。

そういうことで、ここでは、税制でありますから、地価税についても十分そういう配慮が必要ですよ。六千億円入るようになった、来年は一兆円になるだろう、これは金輸放手放ししませんよということがないように、地価税の生い立ちの経緯を十分反省しながら税制としては考へていってほしいな、こう思うのです。主税局長、どうですか。

○小川(是)政府委員 平成三年度の税制改正におきまして地価税が創設されたときの論議は、先ほ

ど大臣からお話し申し上げましたように、まずこれは短期的な当面の地価対策、高騰に對して、これを引き下げるために施策として何か講じなければいけないということではなかつたと存じます。

もとより、こうしたものが議論をされるようになった契機というのは、いわゆるバブル時代における地価の高騰であつたと存じますが、なぜ地価税を必要とするかというのは、なぜ我が国の土地がこのような高騰をするのだろうかということとさまざま御議論をされました結果、一つは、土地を持つ者、持たない者、公平性の問題がある、あるいは資産に対する課税というものをもう少し充実する必要がある。それから、土地とその他の資産との間では、土地については保有コストが低くして資産として有利性がある、持つていけば決して損をしないといった特性がある、こういったことが御議論になつたと存じます。

そうした議論は、地価の高騰と、その前々年でしたか、成立しました土地基本法の成立というものが大きかつたと思つております。

当時の議論は、保有課税として仮に妥当だとして、固定資産税との関係をどう考えるのかということがございました。したがって、固定資産税の評価が今後どうなっていくか、総合税負担がどうであるかということを見直しをやる必要があるというものが、この五年見直しの規定が設けられ、論じられた趣旨であつたと存するわけでございます。

いずれにいたしましても、地価が低下して、景気の観点からこの地価税を停止するという考え方は、地価税の創設から見まして、さていかなものかという感じがする次第でございます。

○大原委員 こればかりやっていると時間がなくなつてしまうのですが、主税局長と私との認識のずれが大分あるようですね。保有課税として恒久的税制として導入したものであると言わなければ御答弁であります、そこはちよつと違うのですよ。さつき申しましたいわゆる土地の高騰抑制と

いうことでありますから、そこらの考え方はやはりいまま少し検討していただかないと大変なことになるのじゃないかなという感じがいたします。これも検討をしておいてほしいということでありませう。

次に、自民党が提案しております土地譲渡益課税の特例というので、一部優良宅地について三〇%を二〇%に下げる、これは結構なことですが、ただ、自民党としては、今のバブル不況の実態にかんがみ、土地譲渡所得については六年、七分の二年間に限り二〇%に下げてほしい、こういう要望が出ております。これは経済効果としては、土地税制としては非常に重要な目玉ではないかなということ提案をされているわけでありませう。

それと同時に、法人についても一〇%の超過課税を五%に引き下げてほしい、こういう提案をしておることを大臣御存じですね。

それから、現在のいわゆるバブル不況にかんがみまして、赤字法人が企業再建をする場合に、土地を売つた場合には損益通算を認めてほしい。つまり、一億円の赤字がある。土地は持っているのだけれども、これを売れば何とか赤字の再建ができるという場合に、土地を売つた場合には、その赤字を補てんする範囲内において通算を認めてほしい。個人の場合については現在通算をやっていくわけでしょう。だから法人についても緊急避難的で結構だから、やはり二年間だけいいから企業のリストラのために新しい制度を導入してほしいというのが第三番目であります。

それから同時に、登録免許税にはしよつていきまされども、まとめて申し上げますが、これは政府案においては固定資産税の評価が来年から一遍に上がるので困るから、四〇、五〇という二段階で認められております。それに若干プラスアルファをつけていただいで、三五に下がらぬかという提案が自民党の提案でございます。

まとめて申し上げましたけれども、後で理事会なり委員長の手元でこの問題については十分御検

討をいただきたいと思うわけでありませう。それから、有限会社の例の三百万円、これはもう当然やるべくしてやつた。我々も毎度前々から主張をしておつたわけで、株式会社については既に手配があつて、有限会社は八年で結構だからということではしてきたものだと思うので、これは結構なお話であります。

ところで、商法改正に伴う株式償却問題がございます。これが入りますと、いわゆる五%の範囲内で自己株が持てるようになるので、それを社員に配当する。株式配当。あるいはまた給与として株式を渡す。賞与として渡す。さらにまた自己償却をする。

渡す場合はいいのだが、償却の場合にこの特別措置法においては、いわゆる源泉徴収だけはやめましよう、三五%、二〇%の源泉徴収はやめましようということになつておるのです。みなし配当課税まで、非常にこれは難しい議論であります。突っ込んだ議論はできなかったのか、非課税を。その辺はどうですか。

これはこれとして、私は何も批判しているわけではないのですよ。おたくは前証券局長でしよう。いい主税局長が出たんですから、そこまで突っ込んだ議論はしなかつたか、そこまでできないのかということをお尋ねしているわけですか。

○小川(是)政府委員 委員が、本年の有限会社の最低資本金を満たすための出資に充てるための配当について、所得税を非課税とする措置及びみなし配当を踏まえた上で、本質的にみなし配当課税そのものをやらないということとは議論の対象にならなかつたのかというお尋ねだと存じます。

この点につきましては、御要望を長年にわたつて議論をいたしましたのは、みなし配当課税というものは所得税と法人税をつなぐ税制の最も基本的な部分である。やはり、株主の出資金である資本金あるいは資本準備金といったところにお金

が入るときには、所得税が課税された後のものが入るといのが現在の法人の出捐金でございますから、その所得税の課税なしに、いわば株主の持ち分である利益金あるいは利益準備金から資本に移るわけにはいかないというのが税制としての基本的な考え方でございます。そのために今回のような措置をとったところでございます。

○大原委員 いや、今回の措置が悪いと言っているわけじゃないです。非常によかったと思うのですよ。

そこで、アメリカはこの株式償却の先進国だな、自己株取得の。アメリカあたりはどうなっているのですか、これは。日本みたいなことをやっているのですか。非常にわかりにくい税制で困ったものだなと思うのですが、どなたが答え

○日高政府委員 自己株式取得に關しますアメリカの考え方でございますけれども、これは州によつて扱いが違います。大きく分けますと二つの流れがございますが、大半の州におきましては償却だけではないに保有も認めるといふような形になつております。

ただ、先生御指摘の税制の扱いにつきまして、ちょっと私もつまびらからでございます。その中で、先生御指摘の税制の扱いにつきまして、

○大原委員 税制を聞いたわけですよ、僕は。そこで、小川さん、前証券局長だったね。主税局長になるとやはり意見が変わつてくるんだね。前は今僕が言っているような意見だったと思うのだけれども、主税局長に来るとやはり主税局長の方が、言っていることは正しいけれども、これは、みなし配当課税といふのはわからないのですよ。大蔵大臣もわかりにくいと言っていましたね。

本場にこんな税制、今日までやつてきて、こういった場合については源泉徴収はやらないといふのは結構なお話でございますけれども、まあそこまですばい突つ込んだ議論をしてほしいと思つてます。時間が参りますので、一応レビューして

おかないといかぬので、次の問題に移らせていただきます。

中小企業の交際費課税、限度範囲内で一〇%カットしますという、これは一体どれぐらいの税収増加があるのですか。三百万、四百万の資本金に應じた控除限度を設けてあるのに、大法人は全部アウト、中小企業だけ認めます、こういう思いやりのある税制であったのだが、それも一〇%削り込もうと。どれぐらいの増収があるのですか、教えてください。

○小川(是)政府委員 中小企業の交際費課税の問題につきましては、現在交際費、直近のところでは約六兆二千億ぐらいございますが、このうち三兆二千億ぐらいが課税されております。残り三兆弱が非課税になっております。

交際費は既に全額損金算入されておりますが、資本金が一千万円以下の法人の場合には年四百万円、資本金一千万円から五千万円までの法人の場合には年三百万円までの損金算入限度額がございます。これによつて二兆九千億ないし三兆円の非課税交際費が出ています。

今回は、この限度内のものでございまして一〇%相当額を損金不算入とするものでございまして、この改正による増収額は、平年度ベースで約八百万円といふふうに見積もつてるところでございます。

○大原委員 この辺の発想がよくわからないのですよ。せつかく中小企業政策として、交際費に悪いものもあるのかもしれないけれども、中小企業、少なくとも四苦八苦して自分の企業の伸長のために、この程度のもので年間認めてあつたものまで削つていこうといふことは、来年以降もまた削られるぞ、いよいよ大法人並みになくなつてしまふのじゃないかなという危惧を持つね、普通の人の

だから、この辺の発想がどうも私よくわからないのは、重箱の隅をいじるように、ああこれがあつた、あれがあつたで税制をいじつていったのは余り信頼されない税制がでさうあつてしまふ

のじゃないかなという感じがしてならぬので申し上げたわけですよ。

次に、使途不明金の課税の問題であります。これはいろいろ倫理上の問題があつて、あの答申もちょっと読みました。こういうことを税金で片づけ、税制で片づけていいのかなという議論もかなりあつたようですね。しかしながら、現在の状況にかんがみ、議論はいろいろあるが二年間だけやってみようというところで導入されたようであります。

ところで、会計原則上は使途不明金はどういう扱いになつておるのですか。そこを、専門家おられたら教えてちょうだい。

○日高政府委員 いわゆる使途不明金という概念は、人によつてその使い方に差があるのかもしれないが、概して申し上げれば、その使途を明らかにすることができないために税務上損金算入されない性質の費用といふふうに言えようかと思つた。したがって、企業会計上はこのような考え方、概念は実は認められていないということになります。

では、企業会計上どのような扱いになつておるかとお申上げますと、税務上損金算入されない性質の費用でございまして、企業会計上は、その支出金の性格に依りまして、いずれかの費目に計上されておる。例えば、その支出金の性格に依りまして、交際費であるとか寄附金であるとか、そういったそれぞれ別の費目に経理されて、財務諸表に反映されているという状況でございます。

○大原委員 大蔵省今おっしゃいましたように、企業会計原則ないしは企業会計の慣行としては、やはりどこかで処理されているのですか、どこかで処理をされておる。

そこで、税金をこれを取ろうといふことの理論的整合性といふのが、会計原則との、それはどういふ根拠に基づいて踏み切つたものかね。いわゆるペナルティーですか。そこらの性格がはつきりしない。いい悪いは別に、会計論との整合性をお聞きしているわけでありまして、正確に

答えてほしい。

○小川(是)政府委員 御指摘の使途不明金は、今回の租税特別措置法におきましては、第六十二条に規定いたしております。具体的には「使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例」、「使途秘匿金」といふ言葉を使つておるわけでございます。この課税は、使途秘匿金がある場合には、通常の法人税のほか別途四〇%相当額の法人税を追加的に課税する。これを実質的な負担は九七%程度になるわけでございます。

今回の措置は、企業の不明瞭な支出が違法ないし不当な支出につながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することにもなるので、そのような支出を極力抑制するため、追加的な法人税負担を求めようといふものでございます。したがって、御指摘の意味ではペナルティーということではございませんで、所得課税の枠内でこうした支出を抑制するといふ目的のために別途追加課税を行うといふものでございます。また、そうした目的からいたしまして、二年間の暫定措置といたして御提案をしております。

○大原委員 そこは大分議論のあるところですね。恐らく税制調査会でも、そうすんなり、この議論はなかなかかたつたと思つた。まあとりあえず二年間やってみようといふことになつたようでありまして、この辺についても、事の善悪はともかく、やはり会計論との整合性のない課税をやたら持つてくるというの、私は議論としては余りすつきりしないなという感じがするものだから、質問を申し上げたわけでありまして。

以上、特別措置の問題点を一応レビューしましたが、ここに理事さん、いらつしやいますけれども、やはり一番大事なのは、先ほど我々が修正案を出しております土地税制について、何らか明確なお答えを出していただきたい。

とにかく、予算を三月四日に出して、審議が十分行われぬ。そんな状況の中で、大蔵委員会の重要法案を二日でもつて上げてくれないう、横着千万だ、これは。正直言つて、自民党もやら

第一類第五号 大蔵委員会議録第二号 平成六年三月二十四日

なかつたようなことなのね。  
ですから、国会というのは一体何だということ  
を特に与党の筆頭理事の皆さん方、農林水産委員  
会時代にも嫌というほど私、委員長時代に言われ  
たのでありますが、とにかくこれだけの重要法案  
を三時間四時間の議論で通してくださいという  
のは、本当に自民党も言わなかつたよ、こんなこ  
とは。一人当たり二時間ぐらいの質問をずっと  
やっちゃつてさ。

これは自民党の責任じゃないのですよ。やはり  
政府・与党の責任です、これは。法案をこんな  
にするおくれで出してきた。できることなら、  
すべて審議一カ月半延ばしましょう、予算の提出  
がおくれただから。そして、国民生活に至大の  
関係のあるものは、その例外として二カ月間軽減  
いたしましたよ、こんな暫定法をつくれればよかつ  
たのですよ。そうして、もう少し十分議論しよう  
というのが我々の議論であつたのですが、こうい  
う結果になつたことは極めて残念だと私は思うの  
です。

酒税について、私、触れたいと思うのです。山  
中元税制調査会長がお見えになつて、質問をしに  
くいたのでありますが、委員長時代に私がかみつ  
いたね。とにかく大蔵省、困つたときは酒とたばこ  
なんだよな。とにかく、糟糠の妻にへそくりない  
かと言つて、困つたときは手を突つ込んでくるん  
だよ。それが成長産業ならいいですよ。成熟産業  
でもないんだよ。斜陽産業だ、これは。

正直に言つて赤字企業が、まあ山中会長のとこ  
ろは乙であります、しょうちゅうが。宮崎県も  
しょうちゅうで、お酒飲みに行きますと、酒くれ  
と言つて、しょうちゅうが出るのですよ。それ  
も、あの臭いやつね。乙というやつ。それがみん  
な零細企業なんです。そのアップ率が一番高  
い。その酒造メーカー、だれか来ておられると思  
うから、赤字企業が何割あるか、ここで言つてみ  
てください。しょうちゅう業者とそれから酒の  
メーカー。しょうちゅうは乙。  
○窪田政府委員 お答えいたします。

清酒製造業二千二百八十八社中赤字企業は七百  
四十社でございます。しょうちゅう乙類製造業、  
これについては熊本国税局管内の数字でございま  
す。つまり、熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県  
の合わせた数字でございしますが、製造業者二百五  
十一社中八十一社が赤字でございします。  
○大原委員 日本の法人数の中で赤字企業が大体  
半分ありますね。しかし、これは酒税をいだけ  
ている企業なんです。だから、大蔵省のために  
せつせと酒をつくつて、売つて、税金を三割も四  
割も納めていただいている企業のことなんです。  
その赤字企業が三割五分も四割もいるところから  
増税しようというのですから、これは大蔵大臣に  
言いたくない。一緒にやつた議論でありまして、  
これは非常に酷な増税だよ。そういつた意味で  
は、これは大蔵省にとつては八方破れの増税では  
ないかと思うのですよ。

私はそういう意味で、この酒税の増税には反対  
であります。去年も、自民党の税調のときに私も  
随分大きな声を出して言ったのでありますが、零  
細企業が大部分なんです。しかも、大手企業  
というのはビール四社だけだ。その増税率は  
〇・七％、しょうちゅう乙の増税率は四・三％と  
いうのは何事だ、こう言いたいところでありま  
す。

大蔵省には産業政策がないんだな、酒とたばこ  
に關しては。取れるだけ取れという政策ではない  
のかな。私らが主税局にいたときは、今ほど残酷  
じゃなかつたと思うんだ。正直に言つて、たばこ  
産業もこれ以上上げたらもうアウトだ。酒もこれ  
以上上げたらアウトだ。

先ほど本会議でだれかが言つておりましたが、  
五十九年の改正のときも、六百億か六百五十億の  
増税を見込んでやつたところが、税金は全然上が  
らなかつた。それはなぜかという、景気が悪い  
からです。斜陽産業からそれをパイプに税金を取  
ろうといつたつて、これは大抵残酷な話ですよ。  
私はそういう意味で、この酒税の増税には反対で  
あります。

そういうことですから、反対をはつきり言つて  
しまつて、これは私が反対。自民党はどうするか  
はこれから決めますけれども、そういう意味で、  
もう藤井大蔵大臣の気持ちは嫌というほどわか  
つているので、新進気鋭の小川君、これからも増税  
すると言つたらもつてのほかに、ひとつあなたの  
所懐の一端を述べてくれ。

私、質問の時間がなくて、これで終わります。  
○小川(豊)政府委員 たいまもお話がございま  
したように、酒税につきましては、負担調整が行  
われましたのがちょうど十年前でございまして、  
その後抜本改革の中で再び行われた、それに次ぐ  
今回のお願ひでございます。  
基本的な考え方としては、酒につきま  
しては致酔性飲料である、酔いを求めるものであ  
る。あるいはのどの渇きをいやす飲料としての特  
性を持つております。それから、長らく財政物  
資としての負担をお願ひしているわけございま  
すが、近年、負担水準が若干低下してきてお  
りますので、その負担の回復をお願ひしたいとい  
うのが第一の柱でございます。

その際、近年、しょうちゅう、これは伝統的に  
同じアルコールでありながら税負担が低いお酒で  
ございました。いわゆる高税負担酒、ウイスキー  
がその典型でございますが、これに比べますと消  
費が相対的に大きくなるといったような形で、同  
じ蒸留酒の飲まれ方でも消費態様に変化ござい  
ます。そうしたところから、お酒の種類別に相互  
の税負担の公平化といった観点も考えまして、今  
回、税率の調整をお願ひしているところでござい  
ます。

したがって、金額として申しますと、ビー  
ルについては基本的にリッター当たり十四円を  
ベースとしております。それから、蒸留酒である  
しょうちゅうにつきましてはリッター当たり三十  
七円という引き上げをお願ひいたしております  
で、率的には両酒に差があるわけでございます  
が、従来、同じ蒸留酒でありながら税負担は相当  
の大きな格差があつた。

また、この点につきましては、御案内のとおり  
、以前からE.C諸国等から、同じ蒸留酒の間で  
余りにも大きな格差をもたらしているのは不都合  
であるといつてガットに提訴をされたような経緯  
もございします。そういったところから、酒の種類  
別の税負担の公平の確保を図らうということで  
負担のアップをお願ひしている次第でございま  
す。

○大原委員 品行方正、学力優等の答弁だと思  
うね。それしか答えようがないと思つけれども、自  
分でつくつた罪ですよ、これは。酒屋はつづれ  
ちやうよ、本当に。三五、六％の赤字というの  
は、これはもうどこがつかぶれるかわからぬ。国税  
庁は来ておられると思うが、そういう実態も十分  
見きわめていただきたい。計画して数字だけぶつ  
かけちゃつて、千三百億入らないかもしれないと  
言うんだ。そこはかけてもいい、あなたと。入ら  
ぬぞ、これは。

そういう意味で、こういうところから税金を取  
るものじゃない。もう限度に来てるんだ、これ  
は。たばこにしても同じですよ。そこをわか  
つてほしいということをお願い申し上げます。  
以上、時間が参りましたので、委員長、特に自  
民党修正案については最大限の配慮をし、事務局  
においても十分検討していただきますようお願い  
して、私の質問を終わります。

○宮地委員長 次に、塩崎恭久君。  
○塩崎委員 塩崎恭久でございます。予定よりも  
ちよつと早く始まつたようでございますが、本日  
は自由民主党の三番バッターということで、もう  
既に石原委員、そしてただいまの大原委員の方  
から出た件について、若干重なる点が出てまい  
るかと思つたけれども、一時間の予定で質問をさ  
せていただきます。冒頭、今回の法案の問題に入る前に、先ほども  
大原委員の方から少しお話が出ておりました、今  
後の税制改革、抜本改革のあり方につきまして質

問をさせていただきたいと思うわけでござい

す。  
例の国民福祉税、歴史は夜つくられるというの  
が定着してまいりましたけれども、細川総理が夜  
中に記者会見をされて、消費税を廃止して国民福  
祉税を七%で新たに導入するという案であったわ  
けでございます。この点について、総理のお言葉  
でありまして、本来は総理にお聞きをするのが  
筋かと思うわけでございますけれども、総理の御  
発言につきまして、まず冒頭、大蔵大臣の御所見  
をお伺いしたいと思うわけでございます。

一夜にして撤回をされたわけでございますけれ  
ども、そのときに、国民福祉税の提案は政府の提  
案ではなくて個人の提案だというふうにおつ  
しゃつていらっしゃるわけでございます。私  
自身も、テレビを見ておりました、政府の提案で  
はなくして私の提案だというのは一体どういう意味  
なんだろうかというので非常に理解に苦しまし  
ました。

そもそも私というのは行政の長たる内閣総理  
大臣細川護国先生であるわけでございまして、そ  
の行政の長があの案を御発表なされたというこ  
とでありまして、やはりこれは政府の案と考え  
ざるを得ないのかなと私は思ったわけでございま  
すが、総理は、あれは私個人の案だ、こうおつ  
しゃつたわけでございます。

この辺につきまして、大臣の御見解、そして政  
府としてのあの国民福祉税の位置づけといいま  
しょうか、これについてまずお言葉をちょうだい  
したいと思っております。

○藤井国務大臣 今後のあるべき税制について  
は、既に申上げておられますように、昨年の  
八月以来、これからの福祉社会を健全に構築して  
いくには今のような税制では限界がある、所得課  
税の軽減、消費課税の充実が必要である、こう  
いうことを内閣発議以来言い続けてまいりまし  
た。

それを受けていいいますか、むしろ専門家の立  
場から税制調査会は同じような御結論を出され、

平岩委員会もまた同じような結論を出された。そ  
して、その上立って政府・与党の皆様、特に与  
党においては、与党内部のことを言ってお大受縮  
ですが、政策幹事会等々の各機関を通じていろいろ  
御議論がありました。

いろいろな意見があったことは事実であります  
が、そんなことを前提しながら総理があの結論  
を出されたわけでありまして、私の承知をいたして  
おるところでは、個人という意味は、正式に閣議  
にかけていないという意味において言われたと思  
います。しかし、当然総理大臣として言われたとい  
うふうには認識をいたしております。

○塩崎委員 今のお言葉ですと、閣議にかけてい  
なかつたというお話でございますが、やはり内閣  
総理大臣たる細川護国先生のお考えということ  
でありますから、政府の案と考えてもいいと、ほ  
そう考えてもいいというお言葉であると理解して  
よろしいわけだろうと思っております。

ということになれば、やはりこれはかなり責任  
を感じていただかなければいけない発言であつた  
と思うわけでございます。あつたときの記者会見で  
は、総理はプロセスに問題があつたということ  
をしきりにおっしゃつたわけでありまして、けれ  
ども、むしろプロセスよりも言ったこと自体が問題  
にされるべきであると思つたわけでございま  
す。

今大臣がおつしゃつたように、将来我々がちよ  
うと高齢、まあ六十五歳を超えるころには四人に  
一人が六十五歳になるわけでございますから、中  
長期的に税制改革を何とかしなければいけないと  
いうことは、ひとしく我々政治家としては考えて  
いるわけでございます。

しかし、それを民主主義のルールにのつとつ  
て、そしてまた国民的議論を経た上で、あるい  
は今回の場合にはそもそも連立与党の中での議論  
が尽くされていなかつたわけでありまして、そ  
ういふ点では単なるプロセスだけではない、もつ  
と重要な過ちを犯されたのではないかなと思つ  
ておられるわけでございます。大臣いかがござ

いましょう。

○藤井国務大臣 今お話ししたことと同じになる  
のでございしますが、やはり正式の閣議を経た  
い等々を言われていると思つておられます。

しかしながら、同時に、あのような物の考え方  
といふものは、今申し上げましたように新内閣以  
来ずっと言つてまいつたこととございまして、ま  
た塩崎委員もお話のように、そういう多くの  
方々が考えていらつしやるという事実もありま  
す。

そういうものを踏まえて総理が発言をされた  
と思つて、そのときやはり閣議を経たと思つて  
等々のことを言われたと思つて、むしろあれ  
をもとにしてこれからのいろいろな皆様方、国民の皆  
様方の御意見をいただく一つの素案であるとい  
うか、草案という言葉を使われております。草案で  
あるというふうには御理解をいただければありが  
たいと思つておられます。

○塩崎委員 確かに一つの素案であつたかと思  
うわけでございまして、またこれからそれが素案  
となつて議論が進んでいくことは間違いない。し  
かし、その素案がなくても多分議論は進んでい  
たのだからと思つておられます。

あの記者会見は、別に日本の中で夜中に起きて  
いる人たちが見ているわけではなくて、海外  
ではもう次の日すぐに、たしかアメリカの財務長  
官あたりも歓迎のコメントを寄せていたわけでご  
ざいまして、全世界に向かつてしゃべつたとい  
う認識は総理としては持つていただきたと思つ  
たわけでございまして。

もう一つ私は、お呼び会見のときに気になつた  
ことは、税制調査会についての位置づけでござい  
ます。この言葉を起したのを見ますと、「税  
制調査会」というのはいわば国民を代表する有識者  
の方々によって構成されている機関でございま  
す、こういうふうにおつしゃつておられるのです。  
確かにいろいろなバックグラウンドの方々を選  
んで税制調査会というのできておられるわけでござ  
いまして、私はあのときにちょっと思つた

のは、あたかもこの税制調査会が国民の意見を代  
表しているようなお考えで総理はおられるのな  
というふうにお感じいたしました。

やはり国民の意見を代表しているのは選挙で選  
ばれている我々であるわけでございまして、議  
会がそのためにあるわけでございまして、議  
会、特に政府の税制調査会というの場であつ  
て、政府が御願いをして意見を出していただくとい  
う一つの場にすぎないのだからと私は思つた  
わけでございまして。

もちろん、この裏には大蔵省の振りつけとか  
等々いろいろあるのはわかつております。しか  
し、それだけの位置づけとしてあるべきでありま  
しょうし、本来の議論というのはいはりこの大蔵  
委員会の場でもあり、あるいは予算委員会の場  
でもあり、そして本会議の場でもあり、そして両院  
であるわけであります。その点、特に総理を振りつ  
けられる立場にもあるかも知れない大蔵大臣あ  
るいは主税局長、特にこの税制調査会が国民の意  
見を一〇〇%代表しているというふうな考えは思  
つておられる方が多いのではないかと私は思つ  
ておられるわけでございまして。

もちろん有益な意見が出てくることは十分わ  
かつておりますけれども、あの記者会見のときの  
言葉の中にちょっとこういふ気になるところが  
あつたわけでございまして、大臣、いかがござ  
いましょう。

○藤井国務大臣 私は、今塩崎委員の言われた  
とおりだと思つておられます。税制調査会は総理大臣の諮問  
機関でございまして、そのメンバーの方は、それ  
はおつしゃつたように各グループから出ていらつ  
しゃいます。経済界の方もいらつしゃいます。労  
働界もいらつしゃいます。主婦連もいらつしゃ  
います。専門家の、いわゆる有識者という方も  
いらつしゃいます。そういう意味においてはいろいろ  
部門の方を代表していられるのは事実であります  
が、同時に、本場の国民の意向というの、その  
代表である国会であり、そして多くの国民の皆様  
だと思つておられます。

ですから、まさにああいうことで一つの案をもとにしてそういう皆様の意見をこれから何う草案であった、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○塩崎委員 二月八日の連立与党の合意につきましては、先ほど大臣からお話ございましたけれども、もう繰り返して申し上げませんが、私もちょっとフォローしてなかった部分があるかと思えます。予算委員会だったかと思うわけでございますが、この年内に法律を成立させるということについて、細川総理は内閣の公約として御発言をされたように記憶をしております。その点について大臣の御見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○藤井国務大臣 いろいろな経緯はもう申しませんが、実は二月十八日に税制改正要綱というのを政府、閣議において決定をいたしております。その中に、年内に税制改革の実現を図るという文句があります。これは閣議において決定したものであります。その意味において今のお言葉は正しいものと考えております。

○塩崎委員 閣議が正式に決定をして年内に法律を成立させよう、こういうことであろうかと思うわけでございます。そうしますと、当然大蔵大臣としても責任のあるお立場であろうかと思えますが、大臣のその辺の責任についての御見解、いかがでございますでしょうか。

○藤井国務大臣 税制改正要綱は、これは閣議で正式に決定したものであります。広く皆様にも見ていただいているものであります。その責任は内閣として重いと考えております。

○塩崎委員 そうしますと、年内の成立が期待されるこの法律の中身でありますけれども、今回減税が一年限りということ、先ほど竹島次長さんの方からも短期国債で返すというお話がありました。この決めようとしている内容は、一体どういふものを決めようとしているのか。つまり、この連立与党の合意書を見ましても、いま一つよくわからないところがござります。こ

れは「減税と税制改革に関する連立与党代表者会議合意書」、「一」というのは二つありますから、一つが減税、もう一つが税制改革、こういうふうにご理解していただろうかと思っております。

この税制改革の中身が、減税財源の対策を考えるのか、それとも二十一世紀のあるべき税制の姿まで展望して中長期的な改革をここでやるのか、やり遂げてしまおうのか。つまり、二十年、三十年の使用に耐えるだけの税制体系をつくり上げるということになるのか、これについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○藤井国務大臣 先ほどの経緯をいろいろ御説明した流れの中から御理解をいただけたらと思っておりますが、今後のあるべき税制について御議論をいただいているのがこの税制改革に関する協議機関だと思っております。

これは二月十七日に発足をいたして、既に先ほど申しましたように週二回議論をしておるわけでございます。その中に「減税とその財源について」という言葉もあります。ありますが、今塩崎委員のおっしゃった言葉からいえば、減税の財源の問題をやるのかというお話でございましたが、それも入っておりますけれども、ここに基本的に書いてあることは、あるべき税制であると御理解をいただきたいと思います。

○塩崎委員 そうしますと、かなり長い目で見た税制改革を断行しよう、こういうふうにご理解をすることが正しいと思うわけでございます。ここで、消費税が導入されるまでの経緯をずっと引つ張り出してみます。

昭和五十三年に自民党、大臣もおられたと思えますが、五十四年度の税制大綱を決定して、一般消費税、これを五十五年実施を明記したというのが最初だったかと思うわけでございます。今でも記憶がござりますけれども、当時の大平総理が選挙で、一般消費税でいけば失敗をしたといひましようか、自民党が大敗北をした。それがもつと短い間に二回も選挙があったことをきのうのように思い出さすわけであります。

その後、売上税法案が廃案になって、それから、昭和六十三年にやっと十年越しで消費税が導入されたというわけであります。

この間には、もう与党の理事の皆様方はみんないなくなつてしまいましたけれども、随分頑張つて消費税反対の運動をされて、そしてまた、国民的な議論も随分あったと思うわけでございます。十年間の過程の中で、いろいろな議論が、そしてまたアモもいろいろあったでしょうし、職場での議論もあつたらうし、テレビでの議論もあつた。そういうのを経て十年間で出てきたわけでございます。

最初、自民党が出してきた一般消費税というのはネット増収を考えておつたはずでございます。それから、今度売上税のときには増減税チャラということでご考えていた。最終的に消費税ができたときにはネット減税になったわけであります。

この間の七%の国民福祉税、あれは恐らく減税を含めてネットチャラを考えておられたのだろうと思つてござりますが、今回の二十一世紀を展望した税制改革ということになりますと、これは増減税チャラというわけにはいかないような気がするわけでございます。今回、年内に法律を成立させると言うからには、もうあと何カ月もないわけでありまして、ネット増税になることを考へた上の議論なのかどうか、この点について大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○藤井国務大臣 ここには、山中大先輩もいらつしやるのでござりますが、昭和五十年代ではなく、昭和四十五年、当時の自由民主党の政調会が、当時できましたEC、ここに付加価値税の勉強に行かれたところからずっと歴史は続いていると私は思つております。少なくとも二十五年の歴史を経ているのがこの付加価値税であり消費税であると考えております。

当時の自由民主党政務調査会の報告書は全部読んでおりますが、今と同じように、国際的になじむ税制という言葉、それから、福祉社会のあるべき姿からいつてこの方向は指向しなければいけないということ、あるいは、個別間接税の矛盾というものがみんな書いてあります。そういう延長線上に今日の税制の議論というのは続いているように私は思つております。

したがって、半年、一年の問題ではない、二十五年間の蓄積に基づいて今この時点で何がしかの結論を出さうというふうにご理解をいただいた方がいいのだと思つております。

その税のあり方をどうするかは、今まさに議論をされておるところでございます。政府の立場にある私からは答弁はちょっと差し控えていただきたいと思います。

○塩崎委員 二十五年の歴史というお言葉でございますが、今回国民福祉税が出てきたときに、名前が福祉という名前前で何とかなるかなというふうにお考えになった節もあるわけでございますけれども、あのときに、福祉税の七%の根拠はどのところで、腰だめだというようなことで、よくわからないということでごつづられたような気がするわけでございます。

その後三つの小委員会をおつくりになつて、福祉・医療、行政改革として税制の基本、この三つをそろえて今御検討されているわけでございますけれども、福祉の問題あるいは医療の問題、それから行革の問題を踏まえなければこの税制はつくり上げられないということをごつづらわしていただくのらうと私は思つておるわけでございます。

それは正しいことだろうと私も思つておるわけでございますが、さあ果たして、消費税を導入するまでの二十何年間、あるいは今日までの二十五年間でごつづらましようか、それまでの議論と、今、福祉・医療をどうするか、あるいは行革、規制緩和を絡めての話でしようけれども、これをどうするかということについて国民的な議論が行われてきているらうか。あるいは、もう既に起きてきているらうかということをごつづらましようか。そういう問題については今議論をされておる

というふうにおっしゃいましたが、それはまだ連立与党の小委員会の中で議論が行われているだけのことだろうと私は思うのです。

ですから、それは、消費税を導入するまでに、少なくとも表に出てきて十年間かかっているわけでありまして、何もこれからも新しい税制をつくるのに十年かかると言うことを言っているわけでは無いのですけれども、やはり大事なことは、今度は福祉をどうするのか。例えば福祉、介護、こういったものでどれだけの水準を国民が望むのかということとをまず第一に踏まえなければいけません。

これは、福祉ビジョンというのが三月に出てくるじゃないか。しかし、これもさっきの税調と同じでありまして、厚生大臣の諮問機関が上げてくるだけのことであって、議論はそこからスタートをすべきだろうと思うのです。それは国会でも議論しなければいけないし、国民的な議論もしなければいけない。そういう議論なくしていきなり決めるよというの、これはなかなか難しい話ではないかなと私は思うわけでございます。

先ほど、六月ぐらいには結論が出るというふうにおっしゃいました。六月といえども三カ月しかないわけでありまして、二十一世紀の二十年、三十年、場合によっては五十年先の福祉・医療のあり方について、国民がどの程度のレベルのサービスを望むのかということとを踏まえた上でその答えを出そうとするのは、ちょっと時間的には難しいのではないかなと私は思えてならないわけでございますが、大臣、いかがですか。

○藤井国務大臣 今の御指摘の点も大変大事な点だと思えます。結論が六月に出たとしても、それから大きく世の中の皆様に、こういう方向でいかにかというキャンペーンをしていかなければいけない、これは当然のことだと思えます。

私は、昭和五十六年に大蔵政務次官をやっておりましたときは、当時の渡辺大蔵大臣の命によって、ほとんど東京にはおらず全国の行脚だけをやっておりました。そういう大キャンペーンとい

うものが当然必要だと思われ、その中で、本国民の皆様が求めている方向というものを模索し、出していくということではないかと思えます。

○塩崎委員 今、大臣もかつて全国行脚をされたという力強い言葉がございました。私も日銀におったもので大蔵省に友達がたくさんおって、一般消費税のときにも随分いろいろなパンフレットをつくったり本をつくったり、学者に動いてもらったり、いろいろなことをやっておられたわけでございますが、まだまだ福祉の問題についても国民的にはよくわかっていない気が私はするわけでありまして、なぜそんなに六月までに頑張らなければいけないのか。つまり、頑張ることはいいのですけれども、議論なくして結論を出すこと自体はいけないというふうには私は思っているわけでございます。

大臣の所属しております新生党の羽田党首も、いつもオープンな議論をというところで、本会議でも紙も見ずいろいろ御答弁されておまして、私もそれがいいと思います。

しかし、先ほど国民的議論というお話がありましたけれども、この連立与党の合意書は、「連立与党の合意を得て、年内の国会において関係の法律を成立させるものとする。」ということですから、少なくとも自民党の合意は要らぬ、それから国民の合意も要らぬというふうにとらわれても不思議はないような気がするわけでありまして、これは極めてひとりよがりな合意だということに私は思いました。

やはり、我々の将来を面倒見てもらわなければいけない福祉でありますから、そのものになる税制でありますから、国民的、そしてまた国会の中の幅広い議論を得て、まさに与野党一致して本当はやらなければいけない問題であろうと思っております。しかし、どうもこのやり方を見ていると、連立与党だけですべてを決めますよ、多数があればいいですねというふうにとられるような合意文書だということに私はとりましました。ですから、も

う別に答弁は要りませんが、ぜひそういうような観点に留意をさせていただきたいと思えます。

ちよつとしゃべり過ぎましたが、次に酒税の關係でございます。大臣は、私は個人的にはよく存じ上げなくて恐縮でございますが、お酒は好きでございます。よろしくお願ひいたします。

○藤井国務大臣 大変好きでございます。特にしょうちゅうが好きでございます。

○塩崎委員 先ほどちよつと申し上げましたけれども、最近連立与党と大蔵省のバイブルともいべき税制調査会の間答申、ここに「酒税・たばこ税」というのがございます。「酒・たばこについては、特殊なし好品として、諸外国と同様、従来から」云々、こう書いてございます。酒、たばこというのは特殊なし好品というふう書いてあるわけでございます。

嗜好品というのは、私さっき国語辞典を引いてみました。主食、副食物のほかに好きで食べたり飲んだりする品物。つまり、好きじゃなかったら食べない、飲まないということだから特殊だねということだろうと思っております。

しかし、大臣もしょうちゅうがお好きだということでありまして、大衆的な大臣でありますから、井大臣がお飲みになるぐらいでありますから、どうも特殊というのはいかにがなかなかな。よほど変わったものを、アフリカのどこかの山奥へ行かないととれないような食べ物だったら特殊なし好品でも結構かと思っております。しかし、もうそういう時代ではないと思っております。

五十三の項目がございまして、その中に残念ながらしょうちゅうが入っておりますが、ビールというのは、別にビールだけのことを言うつもりはないのですが、少なくとも昭和四十九年でも基礎的な物資であり、生活の関連の物資だということとをまさに政府が認めているわけですね。

ですから、税制調査会が「特殊なし好品」と書くのももういいかげん、財政物資というお言葉をよくお使いになります、それは何か戦前の古臭い感じがして、戦費調達のおいぶんぶんと。それはちよつと違うのじゃないだろうか。そういうことになれば、先ほど大原先生もおっしゃったように、金がないときはたばこ酒だねという発想を保つがために、何か税調でも特殊なし好品という扱いにいつもおこう。だから税金は上げていいんだというエクスキューズを事前に与えているような気がしてならないわけでありまして、今回、自由民主党はこれに反対だということでございます。

大衆課税ということでありまして、まさに大衆の飲むもの、特にしょうちゅうなどはそうでありませうけれども、賛成の方も中にはいるようです。クロスボーディングの世界になってまいりますけれども、そういうことでありまして、今申し上げたようなことについて大臣、御所見いかがでしょうか。

○藤井国務大臣 特殊という言葉の使い方はともかくといたしまして、私は大変な財政物資であるということが一つあると思えます。特に酒でございますが、これは致酔飲料であるということもこれに加えて考えなければいけないと思えます。嗜好品ということ、押しつけて食べたり利用するものではなくて、好きな人が好きなだけ利用すればいい、食べればいい、飲めばいい、こういう趣旨のものだと思っております。

ただ、そこで、申し上げましたように、財政物資であるという一つの事実が否定できないと思

ます。おっしゃる通りに、ビールというものが今酒類の中で七割を占めております。非常に基礎的な生活になじんだ物質になっている商品であるというところはもうそのとおりでありまして、同時に、歴史的に財政物資であるという面は否定できないし、致酔飲料であることも否定できないように思っております。

○塩崎委員 財政物資という言葉に何か我々若い者はびんとこないところがございます。しかし、その歴史から見れば明らかでございまして、先ほどあえて突っ込みませぬけれども、先ほど五十九年の例が出ておりました。先ほどの本会議でも、チューハイブームだとか、あるいは値段を二度上げた後だとかいふこともありましたけれども、値段を上げれば当然需要が減るといふのは、これは経済学の大原則であります。今回、この税収見積もりを出すにも、大蔵省が計算をしておられますが、ネット増収になるように考えておられます。

この点は、本当にそうなんだろうか。ビールで九円ですか、それからしょうちゅうが今まで以上にずっと上がっているということでありまして、この見直しについて、特に、例えば弾性値といふのは私はどのくらいあるのかよくわかりませんが、そもそも、値段が上がった段階で、本当にこんなに量がふえるものだろうか。その辺をちょっとお聞かせいただけたいと思っております。

○藤井国務大臣 数字は必要であれば後刻説明させていただきますが、五十九年のときには私は参議院の大蔵委員長だったので、ですからよく覚えていますが、三千二百億増収を見込みました。それが、おっしゃる通りに全然増収効果がなかったと言つてもいいぐらいの状況であったと思っております。

そういう経験を経ておりますので、今回は千三百億という形で、極めて規模の小さい、また御負担の可能な範囲のものであると思っております。きょうの趣旨説明でも申し上げましたように、現在価格の中の税負担の割合が下がっている分を回

復する程度にしたい、こういう趣旨でございまして、規模においても、五十九年に比べると極めて小さいということは御理解をいただきたいと思っております。

○塩崎委員 国際的に、例えばさっきビールを挙げました。しょうちゅうは国際的に比較ができませんから、ビールの税率を見ると、もう既に四・一％になつておられるわけでありまして、アメリカが一・四％、イギリスが三九・五とまあちょっと高いですが、ドイツは一九・九、フランス一七・五ということでありまして、諸外国に比べても日本はビールでもかなり高いわけでありまして、

あと酒類間のバランスという言葉がございまして、その点についてまたもうちょっと後でお聞きしたいと思つても、まだまだ上げていまいよというほどの税率では決まてないのではないかなという気は私にはしているわけがございまして、いかがでしょうか。

○小川(是)政府委員 先ほど来御指摘がございまして、まず酒、たばこ、嗜好品の課税が、財政物資で財政が依存しておりましたのは、戦後でも昭和三十年ごろまでは実は酒、たばこの税収に占めるウエイトは非常に高うございまして、三割近くございました。それが財政物資として非常に支えていた点でございます。

それから、酒が全般的に税負担が高いのではないかと、例えばビールについては、我が国の場合には負担率が諸外国よりもかなり高いところもございまして、しかしこれはそれぞれ国によるわけがございまして、ドイツ、イギリス、アメリカあるいはフランス、ビール、蒸留酒あるいはワインに対する課税、飲み方が違うものですか、長い伝統、歴史の中で負担率に差が出てくるものであるというふうにお思つております。それから第三点といたしまして、税率アップで五十九年度のときにように税収が落ち込んだりすることがあるのではないかと、この点につきましても、先ほど大臣から申し上げましたように、今回

いろいろの税負担の調整とは言いながら、かなり小幅にとどめるように配慮をした御提案をしているところでございまして。

それと、やはりアルコール飲料につきましても、価格だけではございまして、嗜好品であるというゆえんから、そのときどきの天候であるとか、社会のいろいろな動きであるとか、さまざまの要因によつて影響を受けるところが大きいように存じます。先ほどのチューハイブームといったようなものはその一つのあらわれであつたかと思つてございまして。

したがしまして、余り大きな、極端な価格の引き上げを伴うことを避けつつ考えてまいりまして、アルコールの消費はかなり安定をしておりますところから、負担率を調整いたしましたも、こうした見込んでおります千二百億程度の増収を確保できるのではないかと、このように考えている次第でございまして。

○塩崎委員 よくわかりました。今局長のお言葉の中に、それぞれ各国で飲み方あるいはお酒の種類によつていろいろ違うよといふお話がございました。そういう意味では、しょうちゅうといふのは極めてすぐれて日本のなものでありまして、ECからの要求によつてずっと税率が上がつてきた。人によつてはむしろウイスキーの税率を下げればいいじゃないかという考え方もあろうかと思つてございまして、その話とはともかくとして、割合しょうちゅう出身者が多いようございまして。

今ウイスキーとの差はたしか三・九倍になつておるわけがございまして、業界からすれば、もうそろそろこの辺で打ちどめにしてくれないと、とてもじゃないけれども、さつき全社の大体三分の一ぐらいが赤字だといふようなことでやつていられるわけがございまして、その辺の将来の考え方というのはいかがでしょう。

方歴史の中で極めて特別な、諸外国にはない飲み物として発達してきたわけがございまして、とりわけ昭和五十年代以降、この製造技術がいろいろ発達をしたというのが一つ。

それから、国民の所得水準が上がると、消費が多様化したといふことの一つのあらわれとして、酒であれば昔はウイスキーが高級である、高いものほどいいと言われておりましたのが、しょうちゅう、とりわけ地域ごとにつくられるしょうちゅうといふものが珍重されるようになった。地域的な飲み物から全国的な飲料になつてきておられるというのが、このしょうちゅうといふ蒸留酒、我が日本の独特のお酒が国際的な問題になつてきたゆえんであろうかと存じます。

その場合に、今委員が言われましたように、かつてはアルコール度数一度当たりで兩者、ウイスキーとしょうちゅうの開きは十五倍もございまして、前回で五倍程度、今回何と四倍を切る程度、三倍台になるといふところもございまして。単純にアルコール度数に対するの税負担という比較はできないといふのは、先ほど来る申し上げた各国の飲み方、伝統もあろうかと存じます。こういった調整につきまして、EC諸国等に私どもは理解を求めてまいりたいといふふうに考えているところもございまして。

○塩崎委員 いささか唐突な質問で恐縮なものでございまして、今規制緩和が大変ポピュラーな言葉になつておられるわけがございまして。酒の販売の免許制度、小売の免許制度について、国税庁でございまして、この免許制度についてのスタンス、今後の方針についてちょっとコメントいただけますでしょうか。

○窪田政府委員 酒の販売の免許制度でございまして、これは酒税の安定的な確保を図るために設けられている制度でございまして。そのほかに、国民の保健衛生あるいは飲酒事故の防止等々の方面にも寄与しているものといふふうに私どもは考えております。

この制度を廃止あるいは大幅に緩和した場合

は、酒類の需給バランスが崩れ、販売競争が激化するというふうな問題もございまして、これが酒税の確保に大変な支障を生ずるおそれがあるわけでございますが、それ以外に国民の保健衛生あるいは未成年者の飲酒防止等々の方面に弊害が生ずるおそれが大いにありますというふうな考えでおります。

この酒類の販売について主要諸外国においても専売制または免許制がとられているのが一般的でございますから、私どもは免許制度そのものは今後とも堅持する必要があると考えております。

しかしながら、その制度の運用については行革審の答申等を踏まえまして、これまで大型小売店補に対する円滑な免許付与など、消費者重視の観点から規制緩和の方向で段階的かつ着実に運用してきていたところでございます。

今後ともこの酒販免許の運用につきましては、現在進められている緩和方策を着実に実施するとともに、先ほどお話がございましたが、財政物資である、あるいは致酔性の飲料であるという商品特性にも考慮しながら、酒類の流通実態の推移に応じた適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

○塩崎委員 大臣のお言葉の中にも致酔性という言葉が何度か出てきたと思ひます、今の御説明の中にも教育あるいは健康上の問題もあるというわけでありまして、私は、ちよつと酒税の問題と離れたいけれども、確かに緩和の方向でいくのだらうと思ひますが、ほかの規制緩和とはちよつと趣が違ふのだらうと思ひます。

規制緩和の本家と言われるアメリカでも、販売免許といつたらかなりきついです。販売免許だけではなくて、飲む場所とか、例えば道路を飲みながら歩いてはいけないとか、日本だったら缶ビールを持って歩いている人が幾らでもいますけれども、アメリカは必ず袋に入れてこそ飲む。あるいはレストランの中でも、ここは飲んでいいけれどもここは飲んじやだめと、すごく厳しくやっているわけですね。

それは健康の問題でもあり、それから子供の教育の問題でもあるというわけでありまして、同じような感じで規制緩和はなかなか難しい。ですから、今審議官がおっしゃったような線が目いっぱいなのかと思ひます。

何でこんなことを聞いたかというところ、致酔性というところがあるわけでありまして、酒税の課税の原則というのは、つまり今までのいろいろな歴史の中でいろいろな酒類間の税率をいじつてきた。ECから文句を言われて動かすとかということもあつたかも知れない。それから、酒類間で新しいものが出てきて直すこともあつたかも知れない。財政面の需要から出てきたかも知れない。いろいろなことがあつたと思ひますが、どうもそこに一貫した哲学に少し欠けるのかなという気がするので。

この問題の最後に、今後の酒の課税のあり方について、もうちよつと一本筋の通つた方針があるべきではないかという意見が多く聞かれるわけでございますけれども、大臣あるいは局長でも結構でございます、いかがでございますでしょうか。

○小川(皇)政府委員 確かに我が国の酒税につきましては、やや技術的になりますが、分類差等課税と申しまして、酒の種類を清酒であるとか合成品酒、同じしょうちゅうでも甲類だ乙類だ、ワインだ、ウイスキーだ、さまざまの酒類を分類して課税をしている。かつては、これにいいもの、普通のものというような級別制度というものが入れておつたわけでございます。

これは、その酒につきまして、昔からの製法とありますが、だれがどういう形でつくつてきているかということが一つ、それがどのようになつてきているかという両面から発達してきた課税方式であり、その中で同じアルコールであつても、どの程度の負担を求めたいかというものが積み重なつてきたわけでございます。

ただしかし、やはりアルコール飲料に対する課税でございますから、同一のお酒の種類の中では度数に応じた加減算税率を置くといったことも

やっているわけでございますから、一部には当然のことながらアルコール分課税という考え方も導入されてきているわけでございます。

かつてに比べますと、一般的に価格に応じて消費税が入りましたものから、この価格に応じて消費負担を求めるといふのではなくて、やはり分量あるいは度数あるいは今申し上げたような酒類といたものに依つて酒税の負担を求めているわけでございます。今後を予測することは困難でございますけれども、繰り返すようになりますが、やはり一國の社会の中におけるお酒の飲まれ方ということと離れて、極端に理屈で度数課税に走るようなわけにはなかなかまいらないというふうな考えでいるわけでございます。

○塩崎委員 よくアルコール度数に応じた課税ということも言われているわけでございますから、幅広くわかりやすい税制をまた検討していただきたいと思ひます。

相続税の問題に移りたいと思ひます。でございますが、けさほど石原委員の方からいろいろと御質問をさせていただいたわけでございます。主に物納の関係でちよつとお話しいただきたいと思ひます。でございますが、その前に件数の割合について大臣からも御説明がございました。今私の手元にあるのは平成三年の課税割合で六・八というのが全員の数字になつていくわけでございますけれども、一つは外国と比べてどうなのだろうかというところがまず第一点。

それから、大臣が何度かおっしゃっていましたけれども、全国的に見ると一割も切つていないところがある、課税最低限を上げるとゼロになつてしまつたりするところがあるのだよというお話がございました。これは国税局管内ですつと見ていくと、平成三年までは一割というのは熊本で一・六というのがありますが、あとは大体もうちよつと高いですね。

だから、その認識で本場に正しいのかな、どうかというところが、平成四年がちよつと違ふのかもわかりませんが、これがどうかということ

でございます。ですから、まず課税割合が外国の主要国ではどんなふうになつていくかということをちよつと教えていただきたい。

○小川(皇)政府委員 お亡くなりました方のおちどれだけ相続税が課税されるかというので、私どもが調べて知るところでは、アメリカで最近のところでは約一割強、それからイギリスで約五割というふうな承知をいたしております。

片や、今言われまして平成三年の我が国、全国では六・八というふうになつておりますが、うち東京局だけでちよつと倍ぐらゐの一三・三というところがございますし、この平均を上回つておりますのは、東京のほか大阪あるいは名古屋というところがございます、その他の地域はこの平均をかなり下回つていくわけでございます。

○塩崎委員 アメリカが一割ということでございます、イギリスで五割でしょうか。あとフランス、ドイツあたりがどのくらいになるかわかりませんが、私には申し上げたわけでございます。引続きこれについてはまた議論をしたいと思いますと思ひます。

物納の問題に移りたいと思ひますが、最近の物納の状況というのは、これは平成四年度までしかございませんので四年度で、さつきもちよつと話が出ましたが、二千百十三件の千五百七十一億円ということでございます。これが五年度、まだ終わつておりませんが、状況はどんな感じかをちよつと簡単に一言でお願いします。

○吉川(勲)政府委員 最近の物納申請は、地価の下落、土地取引の停滞等を反映いたしまして、平成二年度以降、東京、大阪などの都市局を中心に著しく増加いたしております。平成五年度の数字につきましても、平成五年度の二月まででございますけれども、約一万件出ております。

○塩崎委員 基本的には相変わらずふえているというところでよろしいわけですね。

れども、土地や建物による物納ということがこんなにあふえてきている、こういう現状をどんなふうにお考えになつておられるか、一言お願いします。

ちよつと出ておりました今回のこの措置が、昭和六十四年一月一日から平成三年十二月三十一日までとの間の相続だけというところも、やはり何かすつきりしないような感じがいたします。

つまり、特にこの期限を切るというのは、原則的には認めないけれどもこの期間だけということ、まあ土地関係のいろいろな相続特別措置とか今回のいろいろな措置がありますけれども、みんな一本筋の通つた哲学ではなくて、とりあえずここだけやっておこうかというパッチワークみたいな政策がどうも多過ぎていけない、こんな気がしてならないわけでありまして、それについてはいかがでございますでしょうか。

つ一度にかかるとは、もちろん相続税は譲渡所得税を除いた残りにかかるという制度をとつておりました。

しかしそれが最近急速にあふえているということ、やはり戦後の歴史の中でも、戦後二十年代に財産税というのがあつたときには相当物納が多かつたのでございますが、そういう財産税のような特殊な例を除きますと、むしろ例外中の例外だ。それにもかかわらず今のような事態があるということ、これはやはり土地という問題がこの相続税の中で、これはけさほどの議論でございますが、異常と言つていくくらい非常に大きなウェイトを占めてしまつていくこと、それからこの現象ではないかと思つておられます。

たゞ、いま委員が物納の歴史をいみじくも御指摘ございましたように、相続税法の建前から申しますと、相続税は現金で払つていただくのが原則でございます。しかしながら、これを一時に払えないときには延納という方法があるわけでございますし、確実な担保を提供していただく延納を認めることがある。物納は、さらにそれが困難である、金銭で支払うことが先に向かつてもなかなか困難であるという特段の事情のときに、物納というのが相続税法上は認められているわけでございます。

したが、まさに通常想定していなかったようなことが起きた、しかしそれは一回限りであろうと思つておられます。これを想定して今後考えていくわけにはいかない、このように思つておられるわけでございます。

しかし、これは大変理論的でございます。なぜかと申しますと、亡くなられたお父さんが土地を残さずに、直前に土地を売られたと仮定いたしますと、譲渡所得税を払われた残りが相続財産になるわけでございますから、それに相続税を課するというのは理論的でございます。ただし、土地を売つていない状況で二つ一遍というのはいかにも実情に合わないということから廃止されたわけでございます。

○塩崎委員　そもそも私が聞いたところでは、この物納というのは昭和十六年に戦費調達のために税率を上げて、それで払えない人が物納したというところから始つた制度だと聞いておられるわけでありまして、極めて古いものでございます。戦後の、何というか、この平和な時代にはあつてはおかしいような制度だというふうには思つておられます。

○小川(豊)政府委員　たゞいま委員が物納の歴史をいみじくも御指摘ございましたように、相続税法の建前から申しますと、相続税は現金で払つていただくのが原則でございます。しかしながら、これを一時に払えないときには延納という方法があるわけでございますし、確実な担保を提供していただく延納を認めることがある。物納は、さらにそれが困難である、金銭で支払うことが先に向かつてもなかなか困難であるという特段の事情のときに、物納というのが相続税法上は認められているわけでございます。

今日、御案内のとおり相続税が課税されました、その後、今回の法案の中では、従来ですと相続後二年以内の譲渡については譲渡所得税の課税上、相続税を取得価額に含めるようにいたしておりました、今度はその二年を三年に延長をさせていただきます。ただ、今度の改正を提案しているわけでございます。

今日、御案内のとおり相続税が課税されました、その後、今回の法案の中では、従来ですと相続後二年以内の譲渡については譲渡所得税の課税上、相続税を取得価額に含めるようにいたしておりました、今度はその二年を三年に延長をさせていただきます。ただ、今度の改正を提案しているわけでございます。

聞いたところによりまして、例えばマンション一棟で国が引き受けてしまつたりすると、その管理もしなければいけないとか、ちよつと異常かな。ただ、延納でどうしても払えないということ、物納をとつて今回事業がどうも議論してきつたこと、歓迎をすべきかなと思つておられます。

たゞ、さつきもちよつと出ましたけれども、やはり物納をしたものが最終的にも相続税の税収に上がつてこないという、国有財産に計上されてそれが売却されても相続税に入つてこないというのも何かしつくりこないと思つておられます、先ほど

今日、対象年次を三年に区切つておられますけれども、土地の価格の状況あるいは取引の状況、相続税の申告状況といったものを分析いたしました

今日、対象年次を三年に区切つておられますけれども、土地の価格の状況あるいは取引の状況、相続税の申告状況といったものを分析いたしました

聞いたところによりまして、例えばマンション一棟で国が引き受けてしまつたりすると、その管理もしなければいけないとか、ちよつと異常かな。ただ、延納でどうしても払えないということ、物納をとつて今回事業がどうも議論してきつたこと、歓迎をすべきかなと思つておられます。

たゞ、さつきもちよつと出ましたけれども、やはり物納をしたものが最終的にも相続税の税収に上がつてこないという、国有財産に計上されてそれが売却されても相続税に入つてこないというのも何かしつくりこないと思つておられます、先ほど

今日、対象年次を三年に区切つておられますけれども、土地の価格の状況あるいは取引の状況、相続税の申告状況といったものを分析いたしました

今日、対象年次を三年に区切つておられますけれども、土地の価格の状況あるいは取引の状況、相続税の申告状況といったものを分析いたしました

聞いたところによりまして、例えばマンション一棟で国が引き受けてしまつたりすると、その管理もしなければいけないとか、ちよつと異常かな。ただ、延納でどうしても払えないということ、物納をとつて今回事業がどうも議論してきつたこと、歓迎をすべきかなと思つておられます。

たゞ、さつきもちよつと出ましたけれども、やはり物納をしたものが最終的にも相続税の税収に上がつてこないという、国有財産に計上されてそれが売却されても相続税に入つてこないというのも何かしつくりこないと思つておられます、先ほど

今日、対象年次を三年に区切つておられますけれども、土地の価格の状況あるいは取引の状況、相続税の申告状況といったものを分析いたしました

今日、対象年次を三年に区切つておられますけれども、土地の価格の状況あるいは取引の状況、相続税の申告状況といったものを分析いたしました

入っているわけですが、不良資産の問題等々、きのうの新聞にも、二十一行ベースで今度十四兆円になるのじゃないかなんという観測記事が問題についてのお考えを一つだけお聞かせいた

だきたい。  
例えば、二十一行ベースだったらもう既に数字が出ていますわけでありませうけれども、金利減免債権についてのディスクロージャーについてはまだなされてないというふうには私は理解しているわけでありませう。いろいろな問題があつて、銀行のサイズによつても、地域性があつたり、そういうところでそういうディスクロージングをすることはどうだろつかという問題もあるし、大変難しいとは思つた。しかし、これから金融の本当の自由化をする、そして本当に足腰の強い銀行、金融機関を育てようということであれば、この金利減免債権のディスクロージャーについては、みずからやつてもいいところについては率先してやらせてもいいところではないだろうかと思つておるわけですが、この点だけ最後よろしくお願ひします。

○寺村政府委員 金融機関の不良資産のディスクロージャーにつきましては、委員御指摘のとおり、金融の自由化、国際化の進展に対応し、金融機関がみずから経営の健全性を規制する、みずから自己規制をするための手段としてその役割が今後非常に重要になってくるであろう、こういう認識を持つておるわけでございます。ただ、一方におきまして不良資産のディスクロージャーというのは、諸外国におきましても米国内においでしはまだ実施されていないという状況にございませう。

一昨年の十二月に、金融制度調査会がこの問題につきまして御議論をいただきまして、報告をいただいておりますが、そのディスクロージャーに当たりましては、やはり信用秩序に対する配慮を行う必要がある。したがつて、進めていくためには段階的、漸進的に行つていく必要がある、こう

いう御議論をいただいております。特に、金融機関の貸し出し業務にひずみをもたらすことのないような配慮が必要であるということ、実は、先ほど御指摘ございました都銀、信託、長信銀二十一行につきまして、破綻先債権と延滞先債権についてまずディスクロージャーを始めるということになつたわけでございます。

金利減免債権につきましては、元本の金利減免ということによりまして債務者の再建真意をはかることになつておりました、一応元本の回収が前提になつておるということでございます。それで、破綻先、延滞先債権は、元本の回収に危険が存在するということでディスクロージャーを必要とするという仕切りにしております。

さらに、金利減免債権を開示した場合に、将来再建の可能性の高い企業に対しまして金融機関の適正な支援が抑制されるおそれがあるのではないかと、このこと、当分金利減免債権の開示を求めないということになつた、こういう御議論の結果、今そのようになつておるわけでございます。

○編組委員 銀行を監督する立場としてみれば慎重にならざるを得ないのはよくわかるわけでございますけれども、かわい子には旅をさせよといふくらいで、少しはみずからリスクを負うことも考えることも大事であると思つたので、引き続き、本当の自由化に十分打ちかつていけるだけの銀行が育つように、ひとつまた行政面からの支援をお願いしたいと思つておるわけでございます。ありがとうございました。

○宮地委員長 次に、熊代昭彦君。

○熊代委員 岡山一区選出の、新人の熊代昭彦でございますが、相続税法改正案等六法案につきまして、一々どの法案ということではなくて、一括して御質問させていただきたいと思つた。

初めに、感想的なことでございますけれども、日切れ法案というには非常にほど遠い、政策マターがたくさん含まれている法案ばかりでございますが、非常にうまく日切れ法案に滑り込まされたと思つたのです。いずれにいたしましても、国民

生活に非常に重要な影響があるものばかりでございますので、厳しく論議しました後は、自由民主党といたしましては、納得できるものにつきましては速やかに可決に御協力いたしたいというふう

に考えているところでございます。ただ、現在の連立与党の方々が、仮にでございますけれども、仮に近い将来に野党になられた場合に、連立野党というのか新・新党というのかわかりませんが、こういう国民生活に非常に重要な影響のある法案につきましては、今日自由民主党が臨んだと同じような態度で臨んでくださると確信するものでございませうけれども、大臣の口からぜひそのお約束をお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

○藤井国務大臣 私たち国会議員は、国民の皆様あつての存在でありませうから、常に国民生活の安定、幸せのために行動することは当然のことだと考えております。

○熊代委員 それでは、いま一度確認的な意味で、この六法案の主要事項につきまして、減税見込み額と増税見込み額をお答え願ひしたいと思います。

○小川(宣)政府委員 御提案しております法案に係る改正増減取見込み額、一般会計ベースについて主要事項を申し上げます、次のとおりでございます。

まず一つは、平成六年分の所得税の特別減税、これが三兆八千四百三十億円でございます。それから相続税の負担軽減、これが相続税法、租税特別措置法、両方ございませうが、平年度ベースで三千二百二十億円ということになります。第三点に、土地住宅税制の改正の関係が同様に減収百五十億円でございませう。

増収の方を申し上げますと、租税特別措置の改正で五十億円でございませう。それから、交際費課税の見直し等課税の適正公平の確保で八百三十億円でございませう。酒税の税率調整等で増収が千三百四十億円でございませう。便宜、関税について申し上げますと、減収で三

百九十億円。

以上でございます。

○熊代委員 ありがとうございます。酒税の引き上げ等につきまして、いろいろ既に議論は出ております。景気対策ということから純粹に見れば、この時期に引き上げということからはマイナス効果があると思つたけれども、あえてこの戦後最大最長の不況期に酒税の引き上げを実施する理由についてお伺ひいたしたいと思つた。

○小川(宣)政府委員 酒税につきましては、課税方式は従量税によつておりますので、価格の上昇とともに税負担水準はどうしても低下するわけでございます。そこで、昨年十一月の税制調査会の答申におきましても、「随時負担の見直しを行い、適正な税負担水準の確保に努めるべきである」という基本的な考え方が示されておるところでございます。

平成六年度において税制改正を行います際に、酒税についてどうした考え方でいろいろ検討を行いました。その結果、まず一つは、平成二年以降、主要の酒類は値上げによつて税負担水準が相対として低下してきておるというところから、その回復を図る余地があるのではないかと、この一点でございます。

また近年、国民の所得水準が一般的に上昇するとともに、嗜好の変化、酒類消費の多様化などに伴ひまして、しょうちゆうなどのいわゆる低税負担酒の伸びがウイスキーなどに比べて相対的に高くなつておる。そうしたところから、お酒の種類間の税負担の公平化というものを回復する必要があるのではないかと考えられたわけでございます。

さらに、EC等の諸外国からも、蒸留酒の中での税率格差の調整を早急に是正すべきであるという強い要請が重ねて行われてきておるという状況のもとで、厳しい財政事情のもと、こうした小幅の酒税の改正をお願いしては、次第でございます。

○熊代委員 根底に、酒は飲まない方が健康上いいのじゃないかというふうなお考えもあるいはあるのかもしれないが、この問題はさておきまして、原則論的に言いますと、減税、増税、景気対策にプラスかマイナスかという観点に立ちますと、減税はプラスで増税はマイナスであるということとは当たり前の話でございます。

酒税につきましてはやや疑問がございますけれども、そのほか、所得税の特別減税以外はそれぞれ社会政策的意図が明確だというふうに感じているところでございますが、最大の効果がございませぬ所得税の特別減税だけはそれが必ずしもはつきりしないというふうに思います。これは景気対策だけが目的であるのかどうか、大蔵大臣にお伺いいたしたいと思います。

○藤井国務大臣 今回の六兆円の減税のうち五兆五千億円が今おっしゃいました所得課税の減税だと思っております。これについては、前々から申し上げておりますように、とにかく世の中のマインドという面において非常に効果があることは否定できないと思っております。今消費者の方、企業家の方を含めてマインドが非常に冷えておる、こういうことが言われておるわけでありまして、これにプラスがあることはもう間違いないと思っております。

加えまして、御承知のように今ストック調整が最終段階に入っている。特に消費財についての最終段階に入っているというところは大体否定できないところだと思っておりますが、こういうときにまたった所得減税をするということは、このストック調整を進めるといふ効果は大きいように考えております。特に自動車で言うならば消費税の一・五%減というのがありますので、こんなことを加えて、消費の、今ちょうどストック調整が終わりかかったというか、膨らみかかった芽を本当に花を咲かせるというふうな効果は私は十分期待できるような考えております。

○熊代委員 景気対策を主たる目的とした所得減税というお答えをいただいたわけでございますが、私ひとつ疑問に思いますことは、所得減税はアメリカにおいては恐らく非常に大きな景気対策であると思うのですが、日本でも果たして有効なものであるかどうかということでございます。

なぜ平成六年予算編成におきまして景気対策の目玉として所得減税を取り上げたのであろうか。公共事業が第三次補正までほぼ目いっぱいということ、残るものはこれということだと思っておりますが、取り上げた発端といたしまして、一番根本の原因は何かということをお伺いいたしたいのです。細川総理がクリントン大統領に不用意にお約束になったことが唯一の理由であるのかどうか、その点について大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

○藤井国務大臣 さつき社会のマインドということとを申し上げましたが、今この不況の時期に政府はあらゆる手段をやっている、経済政策を講じていることは大変意味のあることだと思っております。したがって、もう二年ほど前から公共投資政策あるいは政策減税、これを積み重ねてきております。その上に今、これは日銀の所管であります。金融政策も史上最低のところまで来ています。マインドとしては、何となく一つ抜けているのが所得減税じゃないだろうか、こういう空気があったことは事実であります。

そういう中でこの大幅な所得減税。朝申し上げましたように、カット率というか、アメリカ的な言い方でありまして、所得減税率からいって、大幅だと言われたレーガン減税が所得課税の九%であるのに対して今度は一・五・八%だという、極めて大きなことをやるといふことは私は効果がなはいと思っております。

私がいちしました。いたしましたが、約束というたぐいのものは一切いたしておりません。総理もそのように言われたと承知をいたしてしております。

○熊代委員 クリントン大統領に約束したことはないとのお答えでございますが、これは水かけ論でございます。何となく直感的にはそういうにおいが非常にするようないかたはありますが、これだけで一応おかせていただきます。

次に、経済企画庁にお伺いいたしたいのでございますが、いろいろな政策の景気に対する影響度を予測する際に、乗数効果といいますが、乗数効果の乗数をいろいろ使われていると思っております。それを可能な限り、どういう乗数を使っておられるのか教えていただきたいと思っております。

私は十分承知しておりません。公共事業とか所得減税とか社会保障、教育費、科学技術関係費等々、こういう分類でないかもしれませんが、私が申し上げた分類に限らず現在使っている分類による数字を挙げて教えていただきたいと思っております。また同時に、我が国と米国の貯蓄性向の違いを御説明していただきたいと思っております。

○澤田説明員 経済対策の効果の評価の際に用いられます乗数につきましては、経済企画庁で開発しております世界経済モデルを使っております。

それによりまして、名目で一兆円の公共投資を増額いたしますと、一年目には波及効果がございまして、名目GNPで一兆三千九百億円を誘発するということでございます。したがって、一年目の乗数は一・三九ということになるわけでございます。二年目、三年目になりますと、さらに波及が広がってまいりますので、当然乗数効果は大きくなります。二年目は一・八八というふうになつていくわけでございます。

そのほか先生は、社会保障関係費とか教育費とか科学技術関係費等の乗数のお話ございましたけれども、社会保障関係費の性質は家計に所得をふやすということですので、乗数は恐らく減税と同じようなパターンで、一年目は〇・五三、二年目が膨らんでまして一・一四というふうな形になるのではないかと思います。

教育費とか科学技術関係費等は、その性質によりまして需要効果と供給力増強の両方の効果があると思っております。すなわち、人的資本をふやすとか研究開発資本をふやすとかこういう話になってきて、これは需要面もさることながら供給面の強化というふうな効果が別途あると思っております。

需要面だけで見ますと、施設関係にもしその費用が回るのであれば公共事業と同じような乗数になると思われまして、また政府消費的なものになりますと減税と公共事業との中間ぐらいの乗数効果になるのではないかとこのように思っています。

我が国とアメリカの貯蓄率の違いにつきましては、小峰課長の方からお答えしたいと思います。

○小峰説明員 日米の貯蓄性向の違いについて御説明を申し上げます。

家計の貯蓄率ということでございますが、日本が一四から一五%、アメリカが四から五%ということでございます。国際比較が可能な一番新しい時点という一九九二年というところでございますが、この時点で日本が一四・三%、アメリカが五・三%ということですので、日本の貯蓄性向がアメリカに比べますと相当高いという状況でございます。

○熊代委員 どうもありがとうございます。

それで重ねてお伺いいたしたいわけでございますが、その乗数効果の乗数というものでございませぬか、経済モデルを使つてつくっておられるというところでございませぬけれども、客観的な事情が変化したときにもそれは不変なものであるかどうか。

例えば公共事業に余りに予算が集中したときや、日本のように土地代が非常に高い場合、これは含まれておられるかもしれませんが、パブルのように土地代が急に上がった場合、それから土地の買収交渉に非常に時間がかかるなどにも不変なものであるかどうか、その辺の事情をお伺いしたいと思っております。

○澤田説明員 乗数を算出するには経済の構造というのを前提にいたしまして、その構造を映すように経済モデルを使って、ある一定の期間その構造が安定的であると仮定した平均的なものに基づいて算定するわけでございます。しかしながら経済は、おっしゃったように刻々変化しているわけで、その経済の状況に応じて乗数が変化するのは当然のことでございます。

したがって、御質問にありましたように、公共事業に予算が集中してその消化に時間がかかるような場合とか、土地の買収交渉に時間がかかるような場合には、乗数効果の波及が平均より長い時間がかかる。したがって、一定期間をとりますと、その効果が小さく出るということは当然あることと思っております。

また、土地代等が高騰する場合には、工事に回る部分が少なくなるわけですので、その波及が当然小さくなるという意味で、その分だけ効果が減殺されることは当然あるわけでございます。

そのほかにも、乗数効果を変化させる要因といたしましては、景気の局面であるとか経済構造の長期的な変化に従って変わっていくということはあるわけでございます。例えば不況期で設備の稼働率が非常に低くなっているという場合には、当然乗数効果は平均的な値よりも小さくなることがあり得るということではないかと思っております。

○熊代委員 ただいまの御説明で、乗数効果というのは客観的な事情が変われば大幅に動くものであるということでございますが、現実問題としては、現在使っているその乗数というのは一定の仮定のもとに客観的に使わざるを得ない、そういう

ものであるかと思っております。あらゆることを予測して変えていくわけにはいかないということでございますから、現在政策の効果予測に使っておられる乗数というのが、大体どういう状況を想定してつくったモデル、どういう状況を想定してつくられた数字であるかということをごく概括的なことで結構でございます。御説明をお願いしたいと思います。

○澤田説明員 景気の状態その他によって乗数は当然動くと思っております。ただ、一応私どもも経済構造を映すモデルをつくる時に不況期、好況期を何期か含んだ安定的な構造を得るよう努力しております。そういう意味で、乗数というのは一つの目安として、このぐらいの効果があるのかなという算定根拠として使えるのではないかと思っております。

○熊代委員 ただいまの御説明は必ずしもよくはわかりませんが、おっしゃることは大体想像がつきます。

そういうことで、御説明ありましたように、乗数効果の乗数自体はかなり可変的なものであるということでは明らかならざるを得ないと思っております。余りにこの乗数にこだわって、景気対策といえは公共事業、公共投資というふうな公共事業偏重は再考されなければならぬと私は思います。公共事業偏重で随分我が国の経済社会はいびつになっていくところがあるのではないかと。パブルとかゼネコン汚職がございましたが、そういうところも一つの遠因ではないかというふうな気もいたします。

本年度は特に三次にわたる補正で著しく公共事業が予算化されておりますけれども、これは実際どの程度実施されているのか。十六兆円とか十一兆円とか数字が新聞に躍りまして、躍った後はよくわからない。恐らく数字が躍ることで心理的効果というところもねらっていらつしやると思っております。しかし、そればかりでは本当の景気対策にはならないわけですから、現在の実際の一次補正、二次補正、三次補正の進捗状況はど

うなっているのか。支出ベースでどれだけ実行されているかをお伺いしたいと思います。

○竹島政府委員 お答え申し上げます。

平成五年度の一月末、ことしの一月末のデータが現在ございますけれども、それによりまして、分母となります歳出予算現額、これが十九兆七千億円程度でございます。それに対して、実際には支出が済んだ金額、これが八兆四千三百億円程度ということでございまして、進捗率ということでは申し上げますと四二・八％ということでございます。

これは例年のことでございまして、三月という月に相当大きな支出が行われるというパターンになっておりますので、全体として公共事業につきましては促進型でやってきております。補正予算もやっておりますけれども、その消化については万全を期しておるというふうな理解しております。

○熊代委員 これは、補正別にその執行の数字はわかりませんが、よろしく。

○竹島政府委員 ただいま申し上げましたのは平成五年度の当初、それから一次補正、二次補正でございまして、第三次補正につきましては、これは国会でお認めをいただきましたので早急に取りかかっておりますけれども、そのデータは今現在ございません。これにつきましても、着実な執行に最大限努力していくということで対応しております。

○熊代委員 それでは重ねて、恐縮でございますが、二次補正だけについてお伺いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○竹島政府委員 二次補正だけという数字は今手元にはございませんので、恐れ入りますが、二次補正までの累計で申し上げたわけでございます。

○熊代委員 質問要旨といたしましては一次から三次までお願いいたしましたわけでございますが、三次は御説明のように決まればかりですからまだないということだと思います。それでは、まことに恐縮でございますが、後ほど二次補正だけに

限った数字をお知らせいたしたいと思っております。

現在、当初から二次補正までで四二・八％ということでございますから、必ずしもそれほど高い実施率ではないと思っております。三月の実施を含めれば相当高くなるかもしれませんが、私が申し上げました公共事業の偏重ということとは、景気対策につきましてはだんだんとブレーキになると思っています。

いずれにいたしましても、公共事業は第三次補正まで組まれましたほほ目いっぱいということだと思っております。それを踏まえまして、先ほど大蔵大臣からの御答弁もございましたように、平成六年度予算では景気対策の目玉は所得減税だということでございます。総額六兆円程度の所得減税でございます。

その六兆円の一部が、現在の法案がかかっているわけでございますけれども、その当否が現在議論されているわけでございます。それに対比しては、七兆兆兆の一般会計予算がございまして、七兆兆兆の一般会計は御承知のように四十兆円ちょっとしかないということでございます。公債費と地方交付税を引きますと四十兆円ちょっとしかないということでございます。

百八十八兆円とか二百兆円弱という国債残高に押されて、一般会計出ベースで見れば毎年毎年恐ろしいほどの緊縮予算を組んでいるということでございます。景気対策として、もし現在のようにならば、もう一つの方法も対案として考えられるのではないかと。思っています。

一般歳出に六兆円か、これは一年こつきりあるいは一年ないし二年ですから、所得減税のように恒久的に収入が減るわけではございませんので、十兆円とか積み重ねて、これまでやりたくてもできなかったよ政策はいろいろございます。例えば科学技術の振興とかファイバーのネットワークをつくる、情報スーパーハイウェイとかいろいろがアメリカでも構想が立てられておるわけござい

ますが、そういったたぐいの新技術の分野への思い切った予算の投下とか、教育の分野への思い切った予算投下。

あるいは、我が国の人口は御承知のとおり二〇一〇年前後から減り始めるわけでございます。厚生省が平成四年に出しました我が国の将来推計人口がござります。中位推計が世の中に出回る数字でござりますけれども、これは百年たつと我が国の人口は九千万人台になるといふことですね。しかし、それと同時に低位推計といふのが出ております。これはもう少し悲観的に、今の事態に即して見たらどうだろうといふことでございます。これですと百年たてば六千二百万人になります。六千二百万人、半分になってしまいます。

ですから、高齢化社会、高齢化社会と言っておりますが、高齢化自体はこの人口の減少に比べれば恐るるに足りないといふふうに思います。人口が減少した場合の経済的なマイナスの効果といふのは十分研究されてないといふことでございますけれども、非常に大きなものがあるのではないかと、思います。

そういうことを背景にしまして、例えば児童手当、今三歳で打ち切っておりますけれども、十八歳まで、現在の五千円とか三子から一万円といふのを倍増か三倍増かするようない切った予算投下をするとか、医療や福祉の充実などを行うといふことがもう一つの選択肢だと思えます。

これが選ばれないといふのは、翌年以降に響くからだといいことが従来の説明であったと思えます。しかし、所得減税も恒久化すれば翌年以降に確実に響きます。ですから、これは全く見合いの政策でありまして、どちらをとるかといふことの二者択一であると思えます。政府案は、御存じのとおり前者を恒久的な形ではなくてとりあえず暫定的な形で選んだといふことでございます。

私は、平成六年度予算をこういう議論でこれから組み替えてくださいとお願するにはちよっと現実的過ぎる人間でございます。そういうことは申し上げるつもりはございませんけれども、暫

定的にされたといふことは、本年いっばいで恒久的なものにするのかどうかといふことをやろう、検討しよう、そういう態度でございまして、私自身は、とりあえず暫定的措置としたことを高く評価したいと思っております。

本年中に政府・与党は将来に向けての態度をお決めにならなければならぬといふことでございますが、これは大きく言いますと今後の日本の命運を決めるような大きな問題ではないかと思えます。従来の考え方にこだわらないで、真剣に、本気で考えていただきたいと思えます。

まずそういう前提のもとでお伺いいたしますけれども、六兆円ないし七兆円の恒久的な所得減税を行った場合、一、二年後には消費税を七%にしなければ国の財政は明らかに破綻してしまうと思えますが、大蔵大臣、この点に関してどのように考えられますか。

○藤井国務大臣 今熊代委員が言われましたように、所得減税をそのような規模で連年続けていくといふこと、しかもそれを歯どめのないいわゆる特別公債の発行で賄うといふようなことはとても考えられないと思えます。責任ある立場で財政を運営しなければならぬ立場から、そのようなことは考えられない。

それは、後年度に負担を残すことはもとよりであります。いつも申し上げているのでございますが、そういう国債といふものは、要するに民間資金を公的部門に引っ張ってきましてしまうわけでありまして、世界の例がみんなそうであるように、必ず将来の金利上昇を招き、インフレに結びついていく。そういう図式が当然予想されることであって、こういうことはあつてはならないと思っております。

現在、今熊代委員の御指摘のように、まず先行的に景気対策として減税をやったわけでありまして、本格的な税制改正においては一体として所得課税の軽減と資産課税の充実といふものも考えていかなければ、日本の経済社会の将来にとつては非常に大きな問題であると考えておりますので、

御指摘のとおりだと思っております。

○熊代委員 率直な御答弁をいただきました。大変ありがたいと思えます。それであるならば、消費税引き上げを恒久減税と同時に法律に書かなければ、これはこれまでの経験からいいますと、いわば政治的食い逃げが起きるのではないかといふふうに思います。法律に明記されれば実施されるし、明記されなければ、現実には所得減税だけで終わるといふ政治的食い逃げが起るのではないかといふことでございます。

そういう心配があるわけでございますが、十二月に予算編成の準備は事務的にはできていたのではないかと思えます。第三次補正がありましたけれども、十二月に予算編成はできていたのではないかと思えますが、それを二月編成にして二カ月弱おくらせてしまつて、この景気の悪いときにさらに景気を悪くしたといふことがございます。

そのことは、これもまたまた報道されていることでもございますけれども、政治改革法案をとにかく通して小選挙区並立制を実施するといふことになりまして、あらゆる権限が党の幹部に集中する。三百九億円の公費助成も企業・団体献金も、これは修正されなければ、当初案では党にだけ集中する。小選挙区で立候補する立候補者も党幹部が決める、それから比例代表の順番も党幹部が決めるといふことでございます。

そしてまた、一つの党でなければ比例名簿を一本で出せないといふことでございますので、いろいろな党が連合を組んで比例名簿は出せないといふことでございますから、新・新党的な一つの党にしなればならぬといふことは今度の改正法で明白なことでございます。

そういうことになりまして、いわゆるちまたに言われております一・ライン、この意向にあのさすがの社会党さえも背くことはできないのではないかと。そういうことで、それならば二月に予算編成を

送つても政治改革法案を先に書こう、先に上げよう、そして消費税引き上げを、国民福祉税と言おうと何と言おうとございまして、恒久減税と同時に法律に書こう、そういうもろろみであつたと思えます。こういうちまたの観測は事実と違ひございせんか。大蔵大臣にお伺いしたいと思えます。

○藤井国務大臣 私はかねてから、所得減税をやるときには、その見合いの財源を一体的に処理していただかなければ困るといふことを去年の八月以来常に申し上げてまいりました。現実の問題としては、もう御承知のとおりでありまして、現在、連立与党の代表者会議の御決定のとおり、年内にこの本格的な税制改革の一体処理をする、そのための協議会ができていて、こういう段階に入つていてと思えます。

また、越年編成問題でございます。私は、これはもはつきりいとも申し上げておりますが、通常の状況であれば年内に編成するのが筋であると思っております。ただ、こういう経済の局面、非常な不況の段階においては、年度末ぎりぎりにもう一つのインパクトを与えるといふことはそれなりに意味があることである。つまり、三次補正という意味でございます。

これは過去の例からいえば、御承知のとおり昭和五十二年、不況時にこの手法を使つたわけでありまして、私はこの選択は決して間違つていない、一つの意味のある選択だったと考えております。

そこで、熊代委員が言われたような政治改革法案と絡んでの話には、私、全く関与しておりませんので、これにお答えする能力はありません。能力はありませんが、財政当局の立場として申し上げますと、今申し上げたようなことであり、何としても一体的処理をやつていかなければいけないという気持ちを持ち続けていたこと、また、越年編成といふものは一つの手法として、越年編成といふことよりも第三次補正を年度末にインパクトを与えるという意味においては、一つの政策選択

として意味があることであるという気持ちだけは持っていることを申し上げたいと思います。

○熊代委員 私は、新聞に出された記事を非常に注意深く読ませていただいた限りでの、ちまたのうわさというものを申し上げたわけでございますが、真偽のほどはなかなかわからないところでございます。

我が国の政治は密室政治と言われますけれども、我が国の密室というのはガラス張りであつて、とどころに穴があいているというのが密室でございます。こういうのが密室の定義に当たるかどうか、世界的には極めて危ういところでありませうけれども、そういう意味では、新聞の隅々に書かれておりますことはかなり信憑性があるのではないかと気がいたします。

いずれにいたしましても、これは私の感想でございます。申し述べるだけにさせていただきますと思ひます。

あの社会党でさえもという、大変失礼なことを申し上げましたけれども、社会党さんはむしろ消費税反対で選挙を戦った方が、百四十人から七十人に減つたのが、百四十人はおろか二百に達するかもしれない、これもちまたのうわさでございます。そういう意見を言っている人がおられます。結局は先に延ばされた。

そして、大臣がお答えになりましたように、今年中にそれを決めるということでございます。それは御検討をお願いしたいと思います。私の立場は、申し上げましたように、それよりもむしろ思い切つた大型予算を一年ないし二年組んで、景気の回復を待つてということでございます。申し上げておきたいと思ひます。

それから、一念のためにお伺ひいたしたいと思ひますが、消費税と言え、所得減税の財源といたしまして、消費税と言え、大変評判が悪いということ、消費税と言わないで行革を大に行う。極端な場合は政府は半分にしるか、いろいろ言つていらっしゃる方がございます。行革も確かに大切でございますけれども、景気の悪いとき

に、所得減税をする傍ら、行革を行つて政府の支出を大いに減らすということは、景気対策にならないのではないかとふうに思ひますが、大蔵大臣、この点いかがでございますか。

○藤井国務大臣 これもよく御承知のように、歴史的に、行政といふものはほつておけば肥大化していく、これは世界の歴史で証明しているところだと思ひます。そういう意味においては、常に行政改革といふものに対して厳しく立ち向かつていかなければいけない、こういう気持ち私は非常に強く持っております。特に、今申し上げましたように、これからの税制のあり方についてお願いをしていかなければならない立場からすれば、一層これは厳しく対応しなければいけないと思ひます。

景気との関連でおつしやいましたが、そういう意味では、行革は景気の問題とは一応別の話として、別の角度から積極的に取り組んでいかなければならない重要な課題である。景気対策とは別だといふふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○熊代委員 大臣のお立場といたしまして、行革は大規模にやれば景気対策にならないというようなこととはなかなか断言できないお立場だと思ひます。これは私が、行革は大切であるけれども、理論的にはそういうことがあるのではないかとこのことを申し上げさせていただきますと思ひます。

景気がよいつきに思い切つた行革をやるといふことは、経済的に見ましても非常にいいことではないかと思ひますが、景気の悪いときの行革といふのは、世の中が行革をしているから公共部門もやるんだといふことになりまして、ますます景気を悪くするといふことになってしまいます。その辺は世の中の風潮にこびないでやつていただかなければいけないのではないかと思ひます。

差があるといふことでございますので、恒久所得減税と一、二年後の消費税七%余の引き上げといふことで、本当に景気が回復するかどうかといふことを私は大変心配しているわけでございます。

所得減税を補う消費税であれば景気的にはかなりニュートラルかなという気もいたします。消費性向が違えば多少効果があるのか。逆であればマインナスになるということもございまして、そのほかのあらゆる対策をばんぱん打つて景気を回復するのだ、これ自身は景気に例えればニュートラルであつても、とにかくやる、直間比率を見直すのだ、こういう御意思かもしれません。

大蔵大臣にお伺ひいたしたいわけでございますけれども、一つは、これまでの公共事業を前提といたしまして、恒久所得減税と一、二年後の消費税七%の引き上げで本当に景気が回復するのかどうか。これは増減税同じだとすれば、消費性向が変わらなければかなりニュートラルな話で、景気対策としては理論的には大したことにならぬのではないかと気がいたします。この二点についてお伺ひいたしたいと思ひます。

○藤井国務大臣 この点につきましては、所得減税を平成六年に先行的に実施するということでございます。ここに時間差、格差が既に出ていると思ひます。そして、その後の本格的な税制改正のあり方という中でどう御議論になるかわかりませんが、少なくとも先行減税という効果はありと申し上げていいと思ひます。

また、熊代委員が前から御指摘になつておりますように、日本は貯蓄率が高い、だから効果が薄いのではないかと問題でございます。この点には、さつきも申し上げたようにマインドの問題が一つあると同時に、今の時期というのは、消費財のストック調整が終わりがかかっている。よく新聞で扱われている言葉の中で、消費者の方がもう節約疲れをしているという言葉もあつますが、そういういいタイミングにこれを行うといふことは、必ずプラスの効果があるように考えております。

○熊代委員 私が心配症なのかどうか、将来消費税が上がるならば、慌てて買つておこうという人もいますけれども、大部分の人はもつとしっかりためておこうと思ふのじゃないか、それが日本人じゃないかという気もいたしまして、そういう意味で大変心配でございます。毎年六兆ないし七兆歳入を減らしてしまふ。十年で七十兆、二十年で百四十兆、利子も入れれば現在の倍ぐらになるということもございまして、これは相当な覚悟で財政を見なければいけないということもございまして。

消費税七%でそれをカバーするということもございまして、これは直間比率の見直しということも哲学的に考えておられるのではないかと思ひます。直間比率の見直しを極端に進めていきました議論といたしましては、消費税を一〇%にして所得税をゼロにするという、小沢一郎氏の「日本改造計画」の所論がございまして、そういうところに行き着くのではないかと思ひます。この場合、どういふ哲学でそれをやるのか。

一つは、非常に卑近なことを申し上げますと、誇り高きタックスペイヤー、誇り高き納税者、ブラウドタックスペイヤーがいなくなる。これは、国を支えるという面で大丈夫なのだろうか。何となくわあつと消費税で取れば取りやすいのだ、政府は賄えるのだといふことになりませうけれども、ブラウドタックスペイヤーはいなくなる。

それから累進課税は、これは釈迦に説法でございますけれども、所得の再配分をしまして、所得の差を認めるけれども余り極端にはしない、そういうことで所得の再配分効果をねらつたものでございまして、これが余り著しくなるとかえつて高所得の人が国を出ていくといふようなこともございまして、国税、地方税あわせて五〇%ぐらいにするといふのはよい目的だと思ひますけれども、所得の再配分効果を余りに軽視しますと、我が国が非常に危険な社会になるということもござい

ます。そういうことですから、これは極めて大きな哲學的な問題あるいは政治、政策的な問題を含んでいることとございます。これは小沢一郎氏の所論でございますけれども、大蔵大臣が大蔵大臣の立場で個人的にお考えになりました、こういうプラウドタクスペイヤーのいなくなる、あるいは所得再配分の、これまで追求してきた我が国の、完全に平等ではない、不平等ではあるけれどもある程度の平等を達成しよう、そういう思想を捨ててしまうことがいいことかどうかにつきまして、御所見をお伺いしたいと思います。

○藤井国務大臣 私、今熊代委員が言われたように、所得税が基幹税でなければならぬと思っております。ただ、OECD二十四カ国でも日本は極めて特異な税構造を持つていると思えます。二十四カ国中、率におきまして所得課税最高、消費課税最低、二十四番目。こういう事実は、何もよその国をまねをする必要はないのですが、やはりそういう二十四カ国の知恵の中から出てきた一つのバランスがあると思えます。

消費、所得、資産のバランスとよく私も申しておりますが、やはりバランスがある。所得課税が基幹税でなければならぬけれども、所得課税には限界があります。おっしゃる様に過度の超過累進というものはその国の経済を悪くします。しかし、超過累進でなければならぬのも事実でありまして、所得税がフラットであつてはならないと私は思っております。また、執行面においても所得税には限界があります。そういう意味からいって、いろいろ考えて各国はおのづからバランスをつくつていっていると思えます。

私は、今熊代委員と大体同じ感じなんでありますが、所得税は中核税である。ある程度の累進度は保ち続けなければいけない。そこに補完税として消費課税あるいは資産課税というものをはめ込んでいかなければいけない。そういう税制を一つの理念に持つております。

○熊代委員 どうもありがとうございます。

所得税ゼロというのは、考え方としてはそれほどういふ考えではないというふうに関接的にお答えいただいたのかなという気がいたします。そのように理解させていただきたいと思えます。

それで、私は先ほど申し上げましたように、一般歳出を例えば十兆円ほど上積みをする、思い切った景気刺激策型予算にしまして、よい政策を、先見性のある政策を実施していく。そのことによりまして景気を回復させていく。景気が本格的に回復した後に所得減税。所得減税だけやればまた過熱しますので、本来の行政改革を思い切つてやる。行政改革と所得減税をやつていく。そして地方税、国税合わせて五〇%ぐらいに持つていくというのが正しい手順ではないかというふうに思っています。

これほど財政が逼迫し、これほど景気の悪いときに所得減税を先行させて、その担保として消費税を上げるといふのはいささか冒険に過ぎるのではないかという気がいたします。結果は同じなんでございますけれども、やはり安全度を見た、そしてまた世の中に対する影響を見た手順というのがあるのではないかと思います。

自由民主党は、三%の消費税を導入いたしました。軽々にこの税率を上げないというお約束をしたこととございました。そういう立場を堅持して、しかも正当な手順で景気回復と所得減税をやつていきたい、このように考えるわけでございますが、こういう順番を間違えてやると大変なことになるのではないだろうか。

しかも消費税と所得減税——所得減税というのは所得の高い人はだれも楽しみにしております。私も個人としては大変楽しみにいたしておりますけれども、それと国の将来をどう考えるかということとは別でございます。個人的楽しみとこのうのは捨てて国の将来を考えなければいけません。

選挙区に行きまして所得減税反対だ、こういう趣旨のことを言いますと、これは大変評判が悪いのです。おまえはそんなことを考えているのか

と言われますけれども、評判悪くてもやはりこれは言つていかなければいけない。

消費税は、例えば民間で、ちまたで言われております、七%の場合年収七百万円を境にして所得減税が得する、七百万を下る人たちは消費税の負担が重くなるというふうな、正確かどうかは知りませんが、そういうのがございました。所得の再配分と反対の思想でございまして、所得の低い人から高い人に所得移転をしよう、そういう政策でございました。

連立与党の構成員の方々は、それと反対のことを主張していらつしやつた方が随分多いのではないかと思います。私も、政治は弱者のためにあるという立場に立つておりました。しかし、自由主義経済をしっかりとやって、政治は弱者のためにあるということをやつていきたいわけでございますけれども、そういうことで大変に問題があると思えます。

いずれにしても、年末までにしつかり詰めていただけと思えますけれども、もしアメリカにノーと言ふのが本当の大人の関係であるならば、この根本的な考え方を示しまして、アメリカと日本は違うのだ、内需を拡大していくのは日本ではこういう方が有効なんだ、所得減税をすぐやればいけないというのには有効でないんだ、こういう根本的なところでノーと言ふべきではないか。

その一番根本のところではイエスと言つて、後は右往左往して、とにかく取捨しようというふうなことになつてしまつたのではないかと気がいたします。これは私のやつかみ根性かもしれませぬけれども、その点について大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○藤井国務大臣 所得減税の所得効果について、私は熊代委員の言われるのは学問的に正しいと思つています。不況のときほど所得効果は低い、これは間違いないと思つています。

に、そういう学問的所得効果だけではなく、今消費というものがストック調整が終わりかけている、限界にきている、買いかえ需要が今まさに起こりつつあるというときにやる所得減税は、私は大変意味があると思つています。段取りとして今所得減税を行うことは誤りではないのではないかとこのうふうにお考えしております。

また、前のことを繰り返すようでございますが、何もよその国をまねをするわけではないけれども、やはりOECD二十四カ国の一つの趨勢というものは、あれはやはり国々の知恵だと思つています。歴史的沿革とかそういうものはみんな確かにあります。ありますが、やはり一つの知恵というものがあるに集積されてきている。

その中で、日本が所得課税で二十四カ国中最高の比率を持ち、消費課税で最低の比率を持つていふという事実は、やはり素直に見ていっていいのではないかと意味から、私は先ほど来、八月以来申し上げていることを言つていふわけでありませぬ。熊代委員とこのところは違つていふわけですが、アメリカがそうしろと言つていふわけですが、アメリカは全く関係なく、私どもはこれからの政策選択としてこのことが正しいということをお申し上げさせていただきます。

○熊代委員 アメリカの要望に従つたというのは、私の新聞などを読んでの感じでございます。必ずしも事実に合わせてないかもしれませんが、一応ノーと言ふならばこのことを意見として言わせていただきたいと思つています。

次に、公債の発行の特例法案に関連いたしました。赤字国債を出すということとございました。ここで私は根本的なことを考へていただきたいと思つて、赤字国債と建設国債を区別して、建設国債は将来に資産を残すからまあいいんだ、よくはないけれども比較的いいんだ、こういうこととでございます。赤字国債は絶対だめだという方は、財政のあり方、予算のあり方に極めていびつな結果をもたらしたのではないかと思つてい

す。

極めて卑近な例を言いますと、例えば特別養護老人ホーム、特養、今大変評判がいいんです。これは要望の三倍から四倍ぐらい、各県も予算がつく三倍から四倍ぐらいの要望を抱えておられます。しかし、これは実施しますと運営費がかかるのです。運営費がかかりまして、赤字国債も出さぬといかぬ。だから、やたらにふやすわけにはいかぬのだということになるわけです。

これは一つの例でございまして、非常にいい施策であつても、赤字国債が絡むからできないというようにございまして、これは非常に一般受けのしやすい議論でございまして、財政のあり方、経済のあり方につきまして一般常識を安易に持ち込むことは、実際は大変マイナスをもたらすと思ひます。

今度赤字国債が発行されて、この際、思い切つて赤字国債と建設国債の区別をなくす、そして、それをきつちりやるのは政策判断、政策決定をする政治家であるのだ、あるいは政治家を補助する行政官であるのだ、こういうことを打ち立てていただければ、この赤字国債の発行に決して悪くはないと思ひます。国債の発行につきましても、発想の転換がなければ我が国の財政というのは思ひ切つた改革がされないのではないかと思ひます。

時間も参りましたので、いろいろ申し上げましたけれども、このこととともに、最後に、今後の我が国の財政のあり方につきまして大蔵大臣の決意をあわせてお伺い申し上げます、質問を終わりたいと思ひます。

○藤井国務大臣 この赤字国債と建設国債は経済的效果において同じだということも、熊代委員の御指摘のとおりだと私は思つています。先ほどから国債のマイナスということも申し上げました。つまり、民間資金を吸い上げて公的部門に持つてくるわけでありまして、これによつて、ある側面では非常にいい効果を発揮しますが、ある経済の側

面になると、これは民間資金の枯渇、そして金利の上昇、そしてインフレという道をたどるわけでありまして、その点においては赤字国債も建設国債も同じであるということは、私は熊代委員と同じだと思ひます。

ただ、赤字国債というものゝ建設国債の違ひは、さつき資産に残るといふお話をされましたが、もう一つ、歯どめがあるかないかだと思ひます。建設国債であれば何かやるといふことの前提だ、赤字国債というのは始まつたらどんどんふえていく。

現に昭和七年の高橋財政というのは、高橋さんは全部財政がわかつた上であつて出されて、そしてそれをやめようとしたわけでありまして、結局あのことが戦費に全部貢献してしまつた。赤字国債を無制限に出すことが戦費の調達に貢献された。それゆゑに、戦後の財政法はそこを分けて、同じ国債であつても歯どめのあるものがないものは分けよう、こうきたわけでありまして、私は、それはそれなりに意味があると思つておられます、経済的なことにおいては熊代委員と同じに思つておられます。

とにかく、こういう国債体質というものゝ、そのままほつたらかしておいていいということではないわけでありまして、これは後世代への負担という問題もありません。そしてまた、本当にやらなければならぬ財政の仕事が非常に圧迫されているわけにございまして、この国債費のために。

こういうこと等を考えれば、より一層制度の見直しをやる。あるいはまた、同じ資金でも重点的な投資をやることによつて財政体質を直すことが、財政のために、そして同時に、先ほどから申し上げておられますように日本の将来の経済体質のためにも、全力をもつてこれはやらなければならぬ課題だと思つておられますので、どうか御協力をお願いしたいと思います。

○熊代委員 質問時間が終わりましたので一言だけ申し上げますけれども、社会保障とか教育、科学技術、そういったソフトの面に金が出されると

きに、御承知のように現在は生産力過剰の時代でございまして、こういう消費部門があるということとは、景気の極端な落ち込みを防ぐという意味では御承知のとおりでございまして、その機能は不況のときにはしつかり煮詰めていただく。好況のときには民需が出てきますので公共事業を削つていただく、こういうような財政の発想の転換もあつていいのではないかと思ひます。

大蔵大臣、大変誠実にお答えいただきました、ありがとうございます。これをもちまして質問を終ります。ありがとうございました。

○宮地委員長 次に、岸田文雄君。  
○岸田委員 大臣におかれましては、朝から本当に長時間にわたりまして、まことに御苦労さまでございまして。予定によりまして、私がさようの最後の質問者ということのようでありまして。質問も六人目に入りますと多少前の質問者と重なる部分もあるかと思ひますが、もう一息でございまして、元氣にお答えいただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

それでは、まず税制改正、この全般的なものから話を始めたいと思つておられます。  
税制を變えるに当たりまして、それこそ哲學的なレベルから実務的なレベルまで、本当に多くのことを配慮しなければならぬと思つておられますが、私は、今の日本の状況を勘案した場合に特に大切にしなければならぬこと、その一つとして景気対策のための税制、そしてまた、さらに一つとしては将来望ましい税体系の確立ということ、この二つのバランスというが双方に配慮した施策を施すことが何よりも肝要だということをお願ひをいたします。

その中の景気対策のための税制改正としまして、大臣も朝からたびたび強調されておられますように所得税減税、これを大臣は位置づけおられますわけにございまして、この所得税減税につきまして、そもそも、この六兆円という規模の問題、また、一応現時点では一年限りということに

なつておるといふこと等から、その効果のほどを疑問視する声も朝からたびたび出ておつたわけでありまして。

この点については、私は、規模それから一年限り、こういつたあたりの効果が十分かという部分ももちろん疑問に感じるわけでありまして、加えて、昨今新たに出てきました状況の中で、公共料金の数多くの値上げがあるわけでありまして。

これは、主なものだけを申し上げても、予定されておるものをざつと挙げますと、まず一月にはもう既に郵便料金が値上がりしたわけでありまして。四月にはNTTの国内電話の料金、あるいは五月には首都高速道路の料金、六月には東京都の公共料金、水道料金が値上げの予定ですとか、七月には東京都の地下鉄、バス等も値上げの予定が言われております。さらには、医療費ですとか入院時の給食費等も負担が重くなるというようなことも言われております。さらには、国立大学の入学料は六年度から値上がる予定、あるいは授業料の方は七年度からというような話もあるわけでありまして。

さらに検討中のものまで数え上げますと、本當に切りがないような状況でございまして。所得税減税、大臣は消費マインドにかなり資するものがあるといふことで自画自賛されたわけでありまして、一方で、この公共料金のたび重なる値上げは、消費マインドに対してかなりマイナスがあるのもまた事実だと思つておられます。

こういつた状況が進んでいく現在において、大臣、この所得税減税の意味合い、やらないよりはやつた方がいいという話もあるわけですが、ここまで来ますと、やらなかつたら大変だといふような程度ではないかといふような気も私にはするわけでありまして。この辺の状況を踏まえた御所見をお伺ひできればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○藤井国務大臣 まず、所得税減税の規模でございまして、ちよつとけさ申し上げましたように、歴史的に有名だとおられる一九八一年のレーガ

ン減税でございますが、これがGDP比で〇・九%の減税、今回のが一・二%。これは三割以上大きいということでございますか。

それから、アメリカがよく使う言葉でカット率というのですが、要するに、いただいている所得税の、これは住民税も入りますが、そのうち何%を減税に回したかという意味、いわばカット率といい、あるいは減税率でいいと思います。これはレーガン減税が九%、我が国の今回のこの減税が一・八%、けた違いに大きいということはまず御理解をいただきたいと思うわけであります。

また、一年間問題について御言及がございました。私どももいたしましたし、今回は、まず先行的な景気対策としての減税と位置づけられておりますが、同時に今御指摘のような、年内に連立与党内の議論、そしてその後当然のことながら国会の御審議、国民の皆様の御理解ということが必要であることはもとよりであります。そういう本格的な税制改革をやるといふ中には、何と申しますか、いわく言いがたいといった方がいいたいと思いませんが、期待というものは当然おありだと思っております。

ただし、私どもは、本格的な税制改革は一体として処理していかなければいけないと思っております。ですからそのことはつけ加えさせていただきますが、減税というものについてはそういう期待が多くの国民の方にあるということは否定できないと思っております。

また、公共料金につきましては、これは経済企画庁の所管でございますので余り差し出がましいことは申し上げられませんが、消費者物価一・五%で一応見直しを出しております。現在決まっているものにつきましては全部これを織り込んでいくというふうな承知をいたしておる次第でございますので、私はこの減税効果は大変大きいものだと考えております。

○岸田委員 今大変効果が大変大きいものだというお話があったわけでありまして、今レーガン政権との

比較等でも決して小さい規模のものではないという御説明もありましたし、効果があるという御説明であったわけではあります。これは国も違えば時代、環境、みんな違うわけでありまして、日本本置かれておる環境は決して今までの日本の歴史の中でも軽く見ることはできない重大な局面にあると思うわけであります。ですから、単にほかの国やら、かつての状況との比較においてその数字を並べても、どこまで意味があるかなという気もしないではないわけであります。

ですから、結局のところ、今回こういった所得税減税をやられたわけでありまして、今日までの状況を踏まえた中で、もうこれで今の経済環境に對して所得税減税、消費マイン드의喚起という意味では、大臣、これで十分だ、もうこれ以上何かする必要がないと思われるのか、何かする必要があるのか。その辺の部分に對して御所見を伺えればと思うのですが、お願いいたします。

○藤井国務大臣 国によって事情が違うというようなお話、全くそのとおりだと思います。貯蓄率が日本とアメリカでは大分違うということも先ほど議論が出ました。また、先ほど能代委員が言っておられて、私も同じ意見なんです。不況期ほど所得効果が低い、これも事実だと思います。

しかしながら、逆に今度は今の日本の置かれている状況でございますが、ちょうどまさにストック調整というものが終わりがかって消費に對して新しい芽が出だしたところ、このことはもう明らかになっている数字から出ておるわけであります。ですから、こういう時期にこのような大幅な所得税減税をやるといふことは、必ずこの芽の出かかった消費マインドが大きく膨らむと考えております。

特に、十五兆二千億という、これはそのうちの六兆円が減税でございますが、この効果を合わせ、しかも中にはいわゆる総需要効果だけではなくて、問題のある分野に對するきめ細かい金融の問題であるとか、あるいは土地の流動化の問題であるとか、さらにまた新しいニュービジネスに對する助成だとか規制緩和だとか、こういうものを全部含めた十五兆二千五百億でありますから、私は、この今出かかっている芽を、平成六年度中のしかるべき時期に必ず本格的な回復軌道に乗せられるという確信を持って今取り組んでいくことを御理解いただきたいと思っております。

○岸田委員 ぜひ大臣のおっしゃる通りに、効果があらわれることを私も期待しております。そして、先ほど税制改正を考える上で、景気対策のための税制と将来の望ましい税体系の確立という、この二つの兼ね合い、これを配慮する必要があります。この二つの兼ね合い、これを配慮する必要があります。この二つの兼ね合い、これを配慮する必要があります。

先ほど申し上げましたように、OECDのまねをするわけではないでございますが、二十四カ国の中で日本は極めて特殊な税体系になっている。それはそれなりに意味があったという面も否定いたしません。いたしません。やはり福祉社会を築き上げていく中で、先進二十四カ国の中で極めて日本が特徴的な位置にある。所得課税が極めて高い。消費課税は二十四カ国中二十四番目である。これは一つの参考としてやはり受けとめなければならぬし、そのことが私どもが申し上げている理念と一致しているのではないかと考えております。

○岸田委員 大臣のそのようなお考えの中で今回の所得税減税、財源につきましてはとりあえず一年間特例公債ということで対応をされたわけでありまして、大臣は、前回私も質問に立たせていただいたときも一貫して、無責任な赤字公債には反対しておられたわけでありまして、今回も一年限りということであるわけでありまして、この財源問題、本格的な税制改革の一環として福祉の全体的なビジョンを作成して結論を出したいという細川総理、政府のお話であるわけでありまして、この論議が進んでいるということが朝方からたびたび出ておったわけでありまして、

私はこの財源というものを、確かにビジョンなり全体的な計画、これをつくり出していく中で財源問題を解決すること、これは大切だというのはわかるわけでありまして、これは大切だというのはわかるわけでありまして、実際問題として所得税減税の財源、金がどこから降ってくるわけではあります。ですから、何らかの現実的な対応が迫られると思うわけであります。

そうしますと、具体的な選択肢としてはそれほど多くの選択肢が与えられているわけではないのではないかと申すわけであります。選択肢のうちどれを選ぶかということについては、これは全体的なビジョン、全体的な議論の結論を待つて決めなければいけないと思うわけであります。その選択肢が幾つかあるとして、大臣のお考えの中で現実的な対応、いかなる選択肢があるかということ

私は、昨年八月の内閣発足以来、消費課税の充実、所得課税の軽減という言葉をもちて基本的理念を申し上げてまいりました。税制調査会も全く同じような考えに立っているようにございまして、

私は、昨年八月の内閣発足以来、消費課税の充実、所得課税の軽減という言葉をもちて基本的理念を申し上げてまいりました。税制調査会も全く同じような考えに立っているようにございまして、

について幾つか具体的にお話をいただければと思うのですが、お願いいたします。

○藤井国務大臣 選択肢の大きな中には、いかなる福祉社会を築き上げていくかという点が本当はあるのだと思いますが、その幅というのは、現実の問題として相当少ないと私は思っております。

今の年金制度の既定の路線の中で充実をしていくとか、あるいは医療の制度についても、手直しのことはあるにしても、この日本の今の医療の仕組みを守っていく。さらに、介護でございますね。介護の分野というものは、よりおくれしているものを充実していかなければならないということを考えますと、ほぼそういう意味での選択肢の幅は相当狭いのではないかと。

その中で、では御負担をどういう形でお願いますかという問題についても、これまで選択肢は相当狭いと思えます。所得課税をより充実する、つまり、働く方の御負担をこれ以上多くしてこの福祉社会を支えるということは、私は常識的にあり得ないことだと思っておりますから、この選択肢も相当幅は狭い、先ほどから申し上げているとおりにだと思えます。

その中で、一体何%ぐらいのことでやっていくのかというようなあたりは、もちろんこれから議論しなければならぬと思えます。その幅というのはありますから。しかし、大きな流れとして、我々の描いている福祉社会の図式、そしてそこでの御負担の図式はそんなに皆さんと違っていないのではないかとという気持ちでおるつもりでございます。

○岸田委員 今、大臣の答弁をお伺いしまして、選択肢がかなり狭いということをごたびたび強調されたのを聞きまして、何となく今までの経緯、例えば細川総理の国民福祉税発言等々、ああいう話がどうも頭にちらついて仕方ないわけでありませう。その狭いという中にはもちろん、名称は消費税でも国民福祉税でも結構なんです、その辺の税

率アップというものも含まれるのは当然だと思っております。それを除いた選択肢の幅というものはどうなんですか。かなり狭い狭いとおっしゃいましたけれども、やはり何かお考えの中にあるのでしょうか。もしあれば教えていただけますでしょうか。

○藤井国務大臣 安定した福祉社会を築き上げる上において所得課税をより充実していくという方向は、ほとんど多くの方が選択なさらないことだと思っております。

○岸田委員 はい、わかりました。この辺につきましては今御検討されておられる最中でありまして、とにかく一つ申し上げたいのは、この辺の議論につきましては、十分国民にわかりやすい議論、そして、どんなに手間暇、時間がかかってもそれを省略するようなことのないように、広くそして時間をかけた議論をお願いしたい。その上での結論を出すということ、これを心がけていただきたく心からお願ひ申し上げます。

それから次に、租税特別措置法の一部改正の部分でひとつお伺いさせていただきます。これは、その中に相続税の延納から物納への切りかえの部分が盛り込まれております。午前中に相続税の部分についても質疑が行われたわけですが、最近における相続税負担の状況にかんがみて負担の軽減を図ること、これは本当に大変評価できると思うわけでありませう。

それに関連して、租税特別措置法の中でも延納から物納への切りかえを認めるという部分が盛り込まれております。それについて一つ申し上げたいこと、そしてお伺いしたいことは、延納から物納への切りかえ、今までの質疑の中で、物納というものが、なかなか全体の希望数からすると認められることが少ない。それに対して、物納というものは極めて例外的なものであるという御説明もあつたわけでありませうが、逆を言いますと、物納をするというものは、やむにやまれぬ事情が裏にあるというのでもまた事実だと思っております。

物納が進まないということに関して、管理上の問題という御答弁もあつたわけでありませうが、一方で、物納をする側の立場に立ってみますと、物納をしたい、ところが、物納したい物件がマンションですとかアパートですとか賃貸人がいるということになりますと、それを物納したくても、立ち退きを促さなければいけない。立ち退き料が要るとか、いろいろの問題が出てくるわけでありませう。

そして、この物納が問題になるような地域というものは、間違いなく東京都ですとか大都市部中心でありますので、物納したいと思う物件が、更地のまま、いつでも物納ができるような状態で保たれておることの方がまれであると思っております。

ですから、今回、延納から物納への切りかえを認めるということを配慮、一段階前進はしたわけでありませうけれども、より納税者の立場に立てば、現実問題、物納をしたくてもできないような条件が問々出ておる状況も考えた場合に、もう一段の配慮が必要なんではないかという気がしております。

さらに、時間が余りないのでそのまま続けさせていただきますが、この延納から物納への切りかえが議論され始めた状況を振り返ってみますと、延納を一応決定して、延納させただけを認め、決めさせた後に納税者が予期しなかつたような地価の下落が起こつたために、実際持つておるその物件を処分することができない等の状況によつて納税が不可能になるといふようなことがあつたわけでありませう。相続税の評価額、いわゆる路線価と実勢価格との問題で考えますと、この二つが逆転するような状況も起こつてくるような大変な、だれもが予期しなかつたような状況が起こつた中で、この物納問題が出てきた。

そして、さらに言えば、路線価と実勢価格との問題でいきますと、最近のような状況ですと、適正な売買事例がないような土地をどう評価するか

というようにも起こつてきているわけでありませう。そういうことを考えますと、課税の根拠となる評価額、これについては、もう少し細かな、新たな考え方が必要なのではないかというところを思つたわけですね。この辺、延納から物納への切りかえにつきましても、さまざまな環境につきまして、大臣、少しその辺の御所見をお伺いした上で、今後の対応、何かお考えがあればお聞かせいただけませうでしょうか。

○藤井国務大臣 きょうの御議論にもありましたように、原則は即納で、次が延納で、例外的に物納だ、こういう仕組みが一つ基本にあるわけでございます。

最近になるまで物納というのは本当に減つていったのも事実でございます。昭和二十年代の財産税のときに大分物納があつたのでございませうが、まさに金納という形で進んできたわけでありませう。

しかし、御指摘のような、大都会部の異常な地価の上昇というようなことから物納が出てきた。しかも、平成元年から三年までとりあえず延納の方も物納に切りかえすることを認めようというのを今御提案申し上げておることでございませうが、同時に本年度予算におきましては、できるだけ物納がスムーズにいくなつた、これはおっしゃる通りに、国税の問題というよりも、それを管理する財務局系統の問題であるものでございませうので、人員の増加とか経費とか大分ふやしてございませう。

ただ、お話しにもありましたように、一棟のマンションはなるだけお引き受けするように、今方向に動いておるのでございませう。ワンルームとかあるいは共有でございませうね。相続人の方の共有関係にあるようなものにお一人だけ受けるというような問題とか、いろいろ難しい問題があるので、限界があるということも御理解をいただきたいと思ひます。

また、路線価と実勢の問題でございませうが、今そういうことがあるのかどうかと私は存じ

ませんが、やはり地価の下がっている状態においては路線価は適正に直していかなければいけない、これはもう当然のことだと考えております。事務的に国税庁から答えさせます。

○若林政府委員 ただいま、路線価が実勢価格と逆転しておるような状況についてのお尋ねがございました。少し技術的な点も含めて、恐縮でございますが御説明をさせていただきますかと思っております。

まず、相続税における財産の価額というのは、これは相続税法によりまして相続財産取得時の時価によって評価する、これは当然のことでございますが規定されておるわけでございます。

ところで、相続税につきましては申告納税制度を当然採用いたしております。納税者の申告の便宜とか課税の公平というようにことから、なるべく簡易かつ的確に土地の評価額を算定することができ、そういうことが必要でございます。その基準となる路線価等をあらかじめ定めておく必要があるということに定めておるわけでございます。

この路線価を定めるに当たりましては、技術的に、課税時期、直近にある時点を取って評価基準の作成を当然ながら行わざるを得ないということでございます。

この場合、課税時期、直近の地価変動をできるだけ路線価に反映させる、要するに実勢を反映させるという意味でございますが、反映させるため、当年の一月一日の時点の評価時点としております。そして評価基準を作成することにいたしておるわけでございます。まず第一点。

そして、次に一月一日以降の一年間実はこの評価をもつて対応するということになるわけでございますが、この一年間の間に地価変動が当然起きる可能性があるわけですね。そういったことの変動にも耐え得るようなという評価上の安全性を見込みたい、地価公示価格水準の八〇％程度ということで路線価がつけられておるわけでございます。

ところで、委員先ほど御指摘のように、路線価等の評価時点、これは一月一日でございますが、その後地価が下落いたします。そういったしますと、課税時期、相続の開始時においては路線価等をそのまま適用して評価することが適当でない。要するに、地価が下落しているために適当でないような事態というのが発生する可能性があるわけでございます。

そのための八割程度のアローアンスは見込んでおるわけでございますけれども、なおかつそれでも適当でないような場合、例えば鑑定評価を依頼するというようなことで適正価格で御申告をいただくということであれば、路線価でなくともそれをお認めするということで、個別に時価を判断するというところで適切な課税事務としての対応をしておる。したがって、路線価による必要はない。路線価が実勢を下回るのであれば、そういった価格を適正に申告していただく。そうすれば、我々としてはそれに対して適切に処理するということをしておるわけでございます。

それからもう一点。売買実例がないような場合にどうやって路線価を決めるのだという御指摘もございました。

この点につきましては、相続税等における路線価は、地価公示価格、それから売買実例価格、不動産鑑定士などの地価事情の精通者の意見価格などをもとに評価いたしておるわけでございます。

仮に採用するような売買実例がないというような場合には、地価公示価格であったり不動産鑑定士などの地価事情の精通者の意見等に基づいて適正に評価するという、事務的にはそういうふうに対応しておるわけでございます。

○岸田委員 もう時間もないようですので、ぜひその辺御配慮のほどをよろしくお願いいたします。次に入ろうかと思いましたが、持ち時間が来てしまいましたようですので、大臣、朝から大変長時間本当に御苦労さまでございました。朝からの論議を見ますに、この日切れ法案を通すこと、

これもまた大切なことかもしれないけれども、その内容につきましてはいろいろと現実問題として疑問を感じる部分もたくさんあるわけでございます。ぜひこの辺の論議を十分踏まえた上で、前向きな対応を心からお願ひ申し上げます。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○宮地委員長 次回は、明二十五日金曜日午前十一時三十分理事会、午前十時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後六時五分散会

相続税法の一部を改正する法律案  
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第十五条第一項中、「四千八百万円」を「五千万円」に、「九百五十万円」を「千万円」に改める。  
第十六条の表を次のように改める。

八百万円以下の金額	百分の十
八百万円を超え千六百万円以下の金額	百分の十五
千六百万円を超え三千万円以下の金額	百分の二十
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十五
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え二億円以下の金額	百分の四十
二億円を超え四億円以下の金額	百分の五十
四億円を超え二十億円以下の金額	百分の六十
二十億円を超える金額	百分の七十

第十九条中「算入されるもの」の下に「(特定贈与財産を除く。)」を加え、「本条」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 前項に規定する特定贈与財産とは、第二十一条の六第一項に規定する婚姻期間が二十年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与により当該被相続人の配偶者が取得した同項に規定する居住用不動産又は金銭で次の各号に掲げる場合に該当するもののうち、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分を含む。

- 一 当該贈与が当該相続の開始の年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき第二十一条の六第一項の規定の適用を受けているとき。同項の規定により控除された金額に相当する部分
  - 二 当該贈与が当該相続の開始の年においてされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該被相続人からの贈与について既に第二十一条の六第一項の規定の適用を受けた者でないとき(政令で定める場合に限る)。同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除されることとなる金額に相当する部分
- 第十九条の二第二号イ中「八千万円」を「一億六千万円」に改め、同条第二項中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に、「この条」を「この

項に改め、同条第三項中「第二十七条第一項を「第二十七条に改め、含むの下に。第五項において同じ」を加え、「添附して」を「添付して」に改め、同条第四項中「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の相続又は遺贈に係る相続税の納税義務者が、同項の被相続人の配偶者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠し、又は仮装し、その隠し、又は仮装したところに基づき、第二十七条の規定による申告書を提出しており、又はこれを提出していなかった場合において、当該相続又は遺贈に係る相続税についての調査があつたことにより当該相続税について国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正(以下「更正」という。又は同法第二十五条の規定による決定(以下「決定」という。があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、当該期限後申告書又は修正申告書に係る相続税額に係る第一項の規定の適用については、同項第二号イの課税価格の合計額及び同号ロの課税価格に相当する金額には、当該配偶者に係る相続税の課税価格のうちその隠し、又は仮装した事実に基づく金額に相当する金額を含まないものとする。

第二十七条第五項中「国税通則法第二十五条の規定による」及び「(以下「決定」という。を削る。

第三十二条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正(以下「更正」という。を「更正」に、「同法第二十三条第一項」を「国税通則法第二十三条第一項」に改める。

1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

2 改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、平成六年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡に

より効力を生ずる贈与を含む。以下同じ)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ)により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3 新法第十九条の二第五項の規定は、この法律の施行の日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用する。

理由

最近における相続税負担の状況にかえりみ、遺産に係る基礎控除の引上げ、相続税の税率区分の幅の拡大等及び配偶者に対する相続税負担の軽減措置を拡充することによりその負担の軽減を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税法等の一部を改正する法律案

関税法の一部改正

第一条 関税法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「第二項」の下に、「第十条」を加える。

第十一条中「当該貨物」を「当該輸入貨物の関税の額に、当該貨物に、関税の額の範囲内」を「課税価格の当該輸入貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内」に改める。

第十三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号」に改め、同項第一号中「大豆、大豆油」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第七項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

第十九条の二第三項中「第五十四条(保税倉庫についての記帳義務)及び第五十八条(保税作業の届出)」を「第五十八条(保税作業の届出)及び

第六十一条の三(保税工場についての記帳義務)に改める。

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 保税上屋(第四十二条、第四十三条、第四節 保税倉庫(第五十条、第五十一条、第五十二条)」を「第三節 保税蔵置場(第四十二条、第五十五条)」に、「第五節 保税工場」を「第四節 保税工場」に、「第六節 保税展示場」を「第五節 保税展示場」に、「第七節 総合保税地域」を「第六節 総合保税地域」に改める。

第四条第一号中「保税倉庫」を「保税蔵置場」に、「第五十二条第一項」を「第四十三条の三第一項(保税倉庫)」を「第四十三条の三第一項(保税蔵置場)」に改め、同条第四号中「保税上屋、保税倉庫」を「保税蔵置場」に改める。

第五号第二号中「保税倉庫」を「保税蔵置場」に改める。

第二十九条中「保税上屋、保税倉庫」を「保税蔵置場」に、「六種」を「五種」に改める。

第三十一条第三項中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改める。

第三十四条中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改め、「第五十五条(保税倉庫)」を削る。

第三十六条中「立会」を「立会い」に、「一時持出」を「一時持出し」に、「取扱」を「取扱い」に、「保税上屋」を「保税蔵置場」に、「若しくは」を「及び」に、「第三十四条」を「第三十四条」までの規定中に、「又は」を「並びに」に改める。

第四十一条の二見出しを含む中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改める。

「第三節 保税上屋」を「第三節 保税蔵置場」に改める。

第四十二条の見出し中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改め、同条第一項中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改める。

蔵置場に、「積卸」を「積卸し」に改め、「一時」を削る。

第四十三条第五号中「たえない」を「耐えない」に、「保税上屋」を「保税蔵置場」に改め、同条第六号及び第七号中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(外国貨物を置くことができる期間)

第四十三条の二 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から二年とする。

2 税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して前項の期間を延長することができる。

(外国貨物を置くことの承認)

第四十三条の三 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月(やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間)を超えて当該保税蔵置場に置くこととする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、保税蔵置場に同項の期間を超えて外国貨物を置くことが他の法令の規定によりできない場合及び保税蔵置場の利用を妨げる場合を除くほか、しなければならない。

3 第六十七条の二(輸出申告又は輸入申告の時期)の規定は、第一項の承認の申請をする場合について準用する。

(外国貨物を置くことの承認等の検査)

第四十三条の四 税関長は、前条第一項の承認又は指定をする場合には、税関職員に同項の外国貨物につき必要な検査をさせるものとする。

第四十四条中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改める。

第四十五条第一項中「保税上屋」を「保税蔵置



三の三 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域にある外国貨物で、第四十三条の第三項(保税蔵置場に外国貨物を置くこと)の承認(第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む)又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと)等の承認の規定による承認を受けることなく、これらの規定に規定する期間を経過したものの

第七十九条第一項第四号中「取消し」に、「保税上屋の」を「保税蔵置場の」に改め、「第五十五条(保税倉庫)」を削り、「保税上屋、保税倉庫を「保税蔵置場」に改める。  
 第一百条第三号中「保税上屋、第五十条(保税倉庫)を「保税蔵置場」に改める。  
 第一百一条第一項中「保税上屋)、第五十条保税倉庫を「保税蔵置場」に改め、同条第二項中「保税上屋、第五十条(保税倉庫)を「保税蔵置場」に改め、同条第三項中「保税上屋の」を「保税蔵置場の」に改め、「第五十五条(保税倉庫)」を削る。  
 第一百五十二条第三号中「第五十三条」を「第四十三条の四」に、「承認」を「承認等」に改める。  
 第一百五十二条第二号中、第五十一条第一項保税倉庫に外国貨物を置くこと(承認(第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む)若しくは第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと)等の承認の規定に違反した者)を「の規定に違反した者、第六十二条(保税工場)において準用する第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くこと)の承認」若しくは第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと)等の承認による承認を受けないで外国貨物を保税作業に使用し、若しくは第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をした者」に改め、同条第三号中「第四十九条(保税上屋)及び第五十五条(保税倉庫)を「及び第四十九条(保税蔵置場)に改め、同条第四号中「保税上屋等」

を「保税蔵置場等」に、「第五十四条(保税倉庫)を「第六十一条の三(保税工場)に改め、「第六十二条(保税工場)及び」を削る。  
 (関税暫定措置法の一部改正)  
 第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。  
 第二条中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。  
 第六条第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」改め、同条第四項中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。  
 第七条第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。  
 第七条の二第一項第二号中「ポリオキシアルキレンサッカロースの製造」の下に、「デキストランの製造」を加える。  
 第七条の三第一項中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成六年度」に、「当該年度の末日」を「同年度の末日」に改め、同項第一号中「当該年度」を「平成六年度」に、「次に掲げる数量のうちいずれか多い数量に百分の百二十を乗じて得た数量として大蔵大臣が告示する数量(以下この号及び)を「六十八万八百三十二トン」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号を次のように改める。  
 二 平成六年度における牛肉等の輸入数量が牛肉等の輸入基準数量を超えた場合  
 第七条の三第二項中「当該年度又は前年度における」を削る。  
 第八条第一項中「当該輸出された貨物」を「当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物」に、「関税の額の範囲内」を「課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ)の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内」に改め、同項第一号中「第六十二類」を「第五十

七類、第六一・一五項、第六十二類及び第六十三類に改める。  
 第八条の四第一項中「第五十二条第一項(保税倉庫)を「第四十三条の三第一項(保税蔵置場)」

に、「倉入れ申請等」を「蔵入れ申請等」に改める。  
 別表第一(A)第一七・〇一項を次のように改める。

一七〇一	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)	一キログラムにつき二〇円
一七〇一・一一	粗糖(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)	一キログラムにつき二〇円
	甘しや糖	一キログラムにつき二〇円
	一 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するものうち分みつ糖	一キログラムにつき三〇円
	二 その他のもの	一キログラムにつき三〇円
一七〇一・一二	てん菜糖	一キログラムにつき三〇円
	一 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの	一キログラムにつき三〇円
	二 その他のもの	一キログラムにつき三〇円
一七〇一・九九	その他のもの	一キログラムにつき三〇円
	二 その他のもの	一キログラムにつき三〇円

別表第一(A)第二七・〇〇号中「二五円」を「二五円」に改める。  
 別表第一(A)第四〇〇九・三〇号、第四〇〇九・四〇号及び第四〇〇九・五〇号を次のように改める。

四〇〇九・三〇	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)	無税
四〇〇九・四〇	(1) 自動車に使用する種類のもの (2) その他のもの 他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)	四・六%
四〇〇九・五〇	(1) 自動車に使用する種類のもの (2) その他のもの 継手付きのもの (1) 自動車に使用する種類のもの (2) その他のもの	無税 四・六%
別表第一(A)第四〇一〇・九九号中「二・四%」を「無税」に改める。		
別表第一(A)第四一〇・四四号中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「一三七、〇〇〇平方メートル」を「一五九、〇〇〇平方メートル」に、「八四八、〇〇〇平方メートル」を「一、〇一八、〇〇〇平方メートル」に改める。		
別表第一(A)第四一〇五・二〇号中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「七〇四、〇〇〇平方メートル」を「八〇九、〇〇〇平方メートル」に改める。		
別表第一(A)第四一〇六・二〇号中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。		
別表第一(A)第五九一・二一の次に次の一項を加える。		
六〇〇・〇一	パイル編物(ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	
六〇〇一・九二	その他のもの 人造繊維製のもののうち ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が一四二センチメートル以上のものに限る。)	無税
別表第一(A)第六四・〇三項中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「六、九五五、〇〇〇足」を「八、三四六、〇〇〇足」に改める。		
別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。		
別表第一(B)第六〇〇一・九二号を次のように改める。		
六〇〇一・九二	人造繊維製のもののうち ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が一四二センチメートル以上のものに限る。)	九・六%

別表第三第六〇〇一・九二号を次のように改める。

六〇〇一・九二 人造繊維製のもののうち  
ポリエステル製のたてメリヤス編みのものうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が一四二センチメートル以上のものに限る。)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

第二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「保税倉庫」を「保税蔵置場」と改める。

第五十条を「第四十二条」に改める。

第十五条の二中「が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の消費税の額を」とに係る消費税の額に、当該課税物品を関税定率法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の輸入貨物とみなして計算される同条に規定する割合を乗じて算出した額」に改める。

(関税定率法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の関税定率法第十一条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に加工又は修繕のため輸出された貨物に係る関税の軽減について適用し、施行日前に加工又は修繕のため輸出された貨物に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の関税法(以下この条において「旧関税法」という。)第四十二条第一項又は第五十条の規定により許可を受けている保税上屋又は保税倉庫は、施行日において第二条の規定による

改正後の関税法(以下この条において「新関税法」という。)第四十二条第一項の規定により許可を受けた保税蔵置場とみなす。

2 前項の規定により新関税法第四十二条第一項の許可を受けたとみなされる保税蔵置場(以下この条において「継続保税蔵置場」という。)に係る同条第二項に規定する許可の期間は、旧関税法第四十二条第二項(旧関税法第五十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による許可の期間の満了の日までとする。

3 施行日前に旧関税法第四十二条第一項若しくは第二項又は第五十条に規定する許可又は許可の期間の更新を受けるため税関長に対しされた申請は、施行日において新関税法第四十二条第一項又は第二項に規定する許可又は許可の期間の更新を受けるため当該税関長に対しされた申請とみなす。

4 旧関税法第四十七条第三項(旧関税法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定により施行日以後の日を終期とする期間を指定して保税上屋又は保税倉庫とみなされた場所については、施行日において当該場所を新関税法第四十七条第三項の規定により当該期間の満了の日までの期間を指定して保税蔵置場とみなされたものとみなして、同項の規定を適用する。

5 施行日前に旧関税法第四十八条第一項(旧関税法第五十五条において準用する場合を含む。次項及び第七項において同じ。)の規定により保税上屋又は保税倉庫の許可を取り消された者は、当該取消しがあった日に新関税法第四十八条第一項の規定により保税蔵置場の許可を取り

消された者とみなして、新聞税法第四十三條及び第六十二條の八第二項の規定を適用する。

6 施行日前に旧関税法第四十八條第一項各号(旧関税法第五十五條において準用する場合を含む)のいずれかに該当するに至った保税上屋又は保税倉庫の許可を受けた者に対し、施行日前に税関長が旧関税法第四十八條第一項の規定による処分を行っていない場合においては、当該保税上屋又は保税倉庫に係る継続保税蔵置場が新聞税法第四十八條第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

7 旧関税法第四十八條第一項の規定により施行日以後の日を終期とする期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を入れることを停止させられた保税上屋又は保税倉庫に係る継続保税蔵置場は、施行日において新聞税法第四十八條第一項の規定により当該期間の満了の日までの期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を入れることを停止させられたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に継続保税蔵置場に置かれていた外国貨物(当該継続保税蔵置場に係る保税上屋又は保税倉庫に入れた日から一月を経過していないものに限る)については、当該外国貨物を当該保税上屋又は保税倉庫に入れた日に当該外国貨物を当該継続保税蔵置場に入れたものとみなして、新聞税法第四十三條の三第一項及び第七十九條第一項の規定を適用する。

9 施行日前に旧関税法第五十二條第一項の規定による承認を受けた外国貨物は、当該承認の日新聞税法第四十三條の三第一項の規定による承認を受けたものとみなす。

10 施行日前に旧関税法第七十九條第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号に該当するに至った外国貨物(保税上屋又は保税倉庫に係る外国貨物に限る)の収容については、なお従前の例による。

11 施行日前に旧関税法又はこれに基づく命令の保税地域に関する規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新聞税法又はこれに基づく命令の保税地域に関する規定に相当の規定があるものは、この条に別段の定めがあるものを除き、新聞税法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置) 第五條 第三條の規定による改正後の関税暫定措置法第八條第一項の規定は、施行日以後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第六條 附則第二條の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十五條の二の規定は、施行日以後に加工又は修繕のため輸出された同条に規定する課税物品に係る消費税の軽減について適用し、施行日前に加工又は修繕のため輸出された同条に規定する課税物品に係る消費税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(通関業法の一部改正) 第九條 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第三項中、「第五十條を削り、保税上屋、保税倉庫」を「保税蔵置場」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正) 第十四條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、粗糖、一部の自動車用部品等の関税率の撤廃又は引下げを行うとともに、平成六年三月三十一日に適用期限の到来する関税の免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税率率法及び関税暫定措置法について、保税上屋及び保税倉庫を統合して保税蔵置場とする等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年分所得税の特別減税の実施等のため  
の公債の発行の特例に関する法律案  
平成六年分所得税の特別減税の実施等のため  
の公債の発行の特例に関する法律案

(特例公債の発行) 第一條 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四條第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成六年度的一般会計予算において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

条第四号に規定する指定期間の終了による法人特別税の収入の減少

三 相続税法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)の施行による相続税の収入の減少

四 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六條の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少

(償還計画の国会への提出) 第二條 政府は、前条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

酒税法の一部を改正する法律案  
酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

「五千二百九十円」に、「三千五百四十円」を、「四万二千二百七十円」に改め、同項第三号イ中「十一万九千八百円」を、「十五万五千七百円」に、「七千三百四十円」を、「九千五百四十円」に、「十五万六千五百円」を、「二十万三千四百円」に、「二万八千四百三十円」を、「二万六千二百三十円」に、「八万三千三百円」を、「十万八千円」に改め、同号ロ中「七万八千円」を、「十万二千円」に、「四万五千六十円」を、「六千五百八十円」に、「九万三千六百円」を、「十三万五千円」に、「一万六千九百三十円」を、「一万四千九百十円」に、「四万八千円」を、「六万九千二百円」に改め、同項第五号中「二十万八千四百円」を、「二十二万二千円」に改め、同項第六号中「四万六千三百円」を、「五万六千五百円」に、「八万五千円」を、「九万八千六百円」に、「七千九百十円」を、「八千二百二十円」に改め、同項第八号中「三十三万四千四百円」を、「三十六万七千三百円」に、「八千九百六十円」を、「九千九百三十円」に改め、同項第九号中「八万五千円」を、「九万八千六百円」に、「七千九百十円」を、「八千二百二十円」に改め、同項第十号イ中「二十万八千四百円」を、「二十二万二千円」に、「十四万三千四百円」を、「十五万二千七百円」に、「七万八千三百円」を、「八万三千三百円」に改め、同号ロ中「二十七万六千四百円」を、「三十二万五百円」に改め、同号ハ(2)中「八万五千円」を、「九万八千六百円」に、「七千九百十円」を、「八千二百二十円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項の表基準税率の欄中「十一万九千八百円」を、「十五万五千七百円」に、「七万八千円」を、「十万二千円」に、「四万六千三百円」を、「五万六千五百円」に、「八万五千円」を、「九万八千六百円」に、「三十三万四千四百円」を、「三十六万七千三百円」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「十の(2)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第三十条第二項中「酒類販売業者から返品された酒類を移入した場合その他政令で定める場合に限るものとし、」を削り、「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条第七項中「もどし入れた」を「戻し入

れた」に改め、「(酒類販売業者から返品された酒類を移入したときその他政令で定める場合に限る。)」を削る。

第四十七条第一項中「及び製造設備」を、「製造及び貯蔵の設備」に改める。

第四十九条の見出し中「又は検定」を削り、同条第三項を削る。

第五十九条第一項第四号中「よる検査を受けず、又は同条第三項の規定による検定を受けないで容器を使用した」を「違反した」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の改正規定並びに附則第四条から第六条まで及び第八条の規定は、同年五月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成六年五月一日(以下「指定日」という)前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

(みなし戻入れに係る経過措置)

第三条 改正後の酒税法第三十条第二項及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む)の規定は、平成六年四月一日以後にこれらの規定に規定する移入がされた酒税について適用する。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類(改正後の酒税法第二十二條又は附則第八条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十七條の二に規定する税率(以下「新法の税率」という)により算出した場合の酒税額が改正前の酒税法第二十二條又は附則第八条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七條の二に規定する税率(以下「旧法の税率」という)により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ)で、酒税法第二十八条第三

項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る)について、同法第二十八條第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた酒類(新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ)について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八条の三第一項	同法第二十八条の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第四条において準用する場合を含む)。	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第四条において準用する場合を含む)。

(手持品課税)

第六条 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において所持する酒類のうち、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものを所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合には、その合計数量)が二千六百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した場合の酒税額と旧法の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、平成六年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、改正後の酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額(第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額)に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む)。  
二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合(罰則に係る経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)  
第八条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第二項の表基準税率の欄中「十一万九千八百円」を「十五万五千七百円」に、

「七千八百円」を「一万二千円」に、「三十三万四千四百円」を「三十六万七千三百円」に、「八万五千円」を「九万八千六百円」に改める。  
(清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正)

第九条 清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第六条の三第二項中「を補助する」を、補助し、又は政令で定めるところにより無利子で貸し付ける」に改める。

理 由

酒類に係る税負担水準の現状、最近の酒類消費の態様の変化等を踏まえ、酒税の税率を引き上げるとともに発泡性を有する酒類に係る加算税率を廃止することにより、酒類に対する税負担の適正化を図るほか、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げる等所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の三」を「第九条の五」に、「第二十条の五」を「第二十条の六」に、「第四十一条の五」を「第四十一条の三」に、「第四十一条の六」を「第四十一条の四」に、「第五節 交際費等の課税の特例(第六十二条)」を「第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(第六十二条)」に、

「第六十六条第一項第六号の二」を「第六十六条第六号の二」に、「第七十一条の八」を「第七十一条の十二」に、「第八十四条の二」を「第八十四条の三」に改める。

第七十条中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。  
第二章第一節中第九條の三の次に次の二條を加える。

(有限会社の最低資本金を満了したまでの資本増加に係る出資の払込みに充てる利益の配当の非課税)

第九條の四 商法等の一部を改正する法律(平成二年法律第六十四号)附則第十八条第一項の規定の適用を受ける有限会社の社員が、平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、当該有限会社から支払を受けるべき利益の配当(出資の口数に応じてされるものに限る)の全部又は一部を当該有限会社の資本の増加(当該資本の増加が出資口数の増加の方法により行われる場合にあつては、当該増加する資本につき出資の引受けをする権利がすべての社員に対しその持分に応じて与えられるものに限る)に係る出資の払込みに充てた場合(利益の配当の全部又は一部を出資の払込みに充てることにつき、すべての社員の同意があることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る)には、当該出資の払込みに充てた利益の配当の金額(当該資本の増加により当該資本の総額が三百万円に達するまでの部分に相当する金額として政令で定める金額に限る)については、所得税を課さない。この場合において、当該出資の払込みに充てた利益の配当に係る配当所得については、所得税法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける場合における出資の取得価額の計算の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(利益をもつてする株式の消却の場合のみならず配当に対する源泉徴収の不適用等)  
第九條の五 株式会社利益をもつてする株式の消却を行つた場合において、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に



当該貸家住宅を、当該特定貸家住宅に、その百分の百二十(当該貸家住宅についてその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が四十五年以上であるときは、百分の百三十四)に相当するを、に次の各号に掲げる区分に並び当該各号に定める割合を乗じて計算したに改め、同項に次の各号を加える。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律平成五年法律第五十二号第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの 百分の百五十(当該特定優良賃貸住宅のうち新築の時における所得税法の規定により定められている耐用年数(以下この項において「耐用年数」という。)が四十五年以上であるものについては、百分の百七十)

二 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域(以下この号において「特定地域」という。)内に建築される貸家住宅のうちその者の営む事業に係る使用人の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの(以下この号において「一般貸家住宅」という。) 次に掲げる一般貸家住宅の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 前号に掲げる特定優良賃貸住宅に類するものとして政令で定める一般貸家住宅(首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)第一条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二十二号)第一条第三項に規定する都市整備区域のうち特定地域内に建築されるものに限り) 百分の百五十(当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の百七十)

ロ イに掲げる一般貸家住宅以外の一般貸家住宅 百分の百十五(当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の百三十)

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項(前項において読み替えて適用する場合を含む)第六項及び第七項において同じ。」を「前項に改め、百分の百十七」の下に、「当該特定再開発建築物等が次項第六号に掲げる建築物である場合には、百分の百二十」を加え、「として同項」として同条第一項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第 号)第七條に規定する認定建築物(政令で定めるものに限る)。

第十四条第五項中「第三項の」を「第二項の」、第十四条第三項本文を「第十四条第二項本文」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項を」を「第二項に」、貸家住宅を「特定貸家住宅」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十五条第一項中「次の各号に掲げるものを削り、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「当該各号に定める」を「倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の」に改め、「構築物」の下に「のうち政令で定めるもの」を加え、「建設の」を「その建設の」に、「百分の百十八」を「百分の百十六」に改め、同項各号を削る。

産については百分の八十七とし、同年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に取得等をした特定減価償却資産については百分の九十一とするを「下らない」に改める。

第十八条第一項中「第三号及び第六号に掲げる法人に対するものについては、平成六年六月三十日」を削り、同項第三号中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改め、同項に次の一号を加える。

十 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第三条第二項に規定する新分野進出等計画(同項第六号イに規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業)について計画が定められているものに限る)に係る同条第三項の承認又は同法第七条第二項に規定する事業開始計画(同項において準用する同法第三条第二項第六号イに規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業)について計画が定められているものに限る)に係る同法第七条第二項において準用する同法第三条第三項の承認を受けた同法第二条第二項に規定する組合等 同法第十条第二項に規定する負担金

第二十条の三第一項中「平成六年」を「平成八年」に改める。

第二章第二節第二款中第二十条の五の次に次の一条を加える。

参加契約を締結した日前の期間及び平成八年三月二十四日以後の期間を除く)の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額以下の金額を世界都市博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てた年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、出展費用等の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における世界都市博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ)のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日(の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する)。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における世界都市博覧会出展準備金の金額

二 平成九年四月十三日において世界都市博覧会出展準備金を積み立てている場合 その日における世界都市博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における世界都市博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において世界都市博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における世界都市博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における世界都市博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該世界都市博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす。

6 第二十条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の世界都市博覧会出展準備金に係る事業を承継した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに第二十条の六第一項の世界都市博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに第二十条の六第一項の世界都市博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替へるものとする。

第二十一条第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「百分の八」を「百分

の七」に、「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の四十」を「百分の三十五」に改める。

第二十八条の見出し中「中小企業構造改善等準備金」を「下請中小企業振興等準備金」に改め、同条中「第五十五条の四第一項」を「第五十五条の五第一項」に改める。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「平成六年十二月三十一日」を「平成八年十二月三十一日」に改める。

第三十一条の二第二項第十号中「昭和二十九年法律第九十九号」を削り、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第四項」を「第五項」に、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「第四項」を「第五項」に、「第五号」を「第七号」に改め、同号イ中「千平方メートル」の下に「(政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積)」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第四項」を「第五項」に、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可(以下この項において「開発許可」という。)」を「開発許可」に、「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」を「同法」に、「個人」を「個人。第五項において同じ。」「に、「法人」を「法人。第五項において同じ。」「に、「又は第二号」を、「第二号又は前号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「供されるもの」の下に「(前号、次号又は第九号から第十二号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 一団の宅地の造成(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を行う個人(都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継(以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。)があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該開発許可に

基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。第五項において同じ。又は法人開発許可に基づく地位の承継があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第二十一条第一号に規定する合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とする。第五項において同じ。に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(第一号又は第二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル(都市計画法第七条第一項の市街地調整区域と定められた区域その他の政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積)以上のものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が、都市計画法第二十九条若しくは同法附則第四項の許可(以下この項において「開発許可」という。)又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第四条第一項若しくは第十四条第一項の認可を受けて行われ、かつ、当該開発許可又は認可の内容に適合して行われると認められるものであること。

ハ 当該一団の宅地の造成が開発許可を受けて行われるものである場合には、当該宅地の造成と併せて公共施設の整備が適切に行われるものとして大蔵省令で定める要件を満たすものであること。

第三十一条の二第二項第四号の次に次の一号を

加える。

五 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業(当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)を行う者に対する都市計画法第四十二条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(第七号又は第九号から第十二号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

第三十一条の二第三項中「前項第六号から第十号まで」を「前項第七号から第十二号まで」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「第六項」を「第七項」に、「第三十一条の二第六項」を「第三十一条の二第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項第六号から第十号まで」を「第二項第七号から第十二号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「第二項第六号から第八号まで」を「第二項第七号から第十号まで」に、「同項第九号若しくは第十号」を「同項第十一号若しくは第十二号」に、「第二項第六号から第十号まで」を「第二項第七号から第十二号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

四 第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、個人が、第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は前項に規定する優良宅地等のための譲渡又は確定優良宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第三十四条第二項に次の一号を加える。

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)第三条第一項の承認

を受けた同項に規定する集団移転促進事業計画において定められた同法第二条第一項に規定する移転促進区域内にある同法第三条第二項第六号に規定する農地等が当該集団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合(第二十三条第一項第一号の規定の適用がある場合を除く。)

第三十四条の二第二項第一号中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第九号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人(以下この号において「特定法人」という。)が行う産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四

年法律第六十二号)第二条第二項に規定する特定施設の整備の事業(当該事業が同法第四条第一項の規定による認定を受けた整備計画に基づいて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限り)の用に供するために、地方公共団体又は当該特定法人に買い取られる場合(第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

第三十四条の二第二項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 一団の宅地の造成に関する事業(次のイ及びニ又はロ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるところに限る。又は一団の住宅建設に関する事業(次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるところに限る。))の用に供するために、平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第

二十四条第一項若しくは第二十七条の四第一項の勧告を受けずに買い取られる場合(当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には政令で定める場合に限る。)

イ 当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可を受けて行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地の面積が五ヘクタール以上のものであること(当該造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対して分譲されるもの(以下この号において「優先分譲宅地」という。))がある場合(政令で定める場合に限る。)

ロ 当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地(当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行区域内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行区域内にある一団の土地に限る。)の面積が五ヘクタール以上のものであること(その他政令で定める要件を満たすものであること。)

ハ 当該一団の住宅建設が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること(当該建設される住宅のうち

に当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対し分譲されるもの(以下この号において「優先分譲住宅」という。))がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうちに優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること(その他政令で定める要件を満たすものであること。)

二 当該造成される宅地(優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの)又は当該建設される住宅(優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの)の分譲が公募の方法により行われるものであること。

第三十四条の二第三項中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 個人の有する土地等につき、一の前項第三号に規定する一団の宅地の造成に関する事業又は一団の住宅建設に関する事業の用に供するために、同号の買取りが二以上行われた場合において、

十八 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該個人により昭和五十六年十二月三十一日以前に取得(同日後の相続による取得その他政令で定めるところを含む。)がされたもの

て、これらの買取りが二以上の年にわたつて行われたときは、これらの買取りのうち、最初に同号の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

第三十六条の六第一項、第三項及び第四項中「一億円」を「二億円」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「平成八年十二月三十一日まで」の下に、「(次の表の第十八号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)」を加え、「次の表」を「同表」に、「第十九号」を「第二十号」に改め、「あるもの」の下に、「(平成六年一月一日から平成七年三月三十一日までの間に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るものを除く。)」を加え、同項の表の第十六号の下欄中「当該所有権移転等促進計画に係る同法第二条第一項に規定する特定農山村地域内にある土地等で、当該に、する土地等」を「されるもの」に改め、同表の第十七号の上欄中「繊維産業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改め、同表中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

既成市街地等以外の地域内にある建物、構築物又は機械及び装置

第三十七条第三項中「平成八年十二月三十一日まで」の下に、「(第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)」を加え、「第一項の表」を「同表」に改める。

第三十七条の三第二項第一号中「あるもの」の下に、「(平成六年一月一日から平成七年三月三十一日までの間に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るものを除く。)」を加える。

第三十七條の四中「平成八年十二月三十一日まで」の下に「第三十七條第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで」を加え、「第三十七條第一項の表を」と表に改める。

第三十七條の五第二項の表の第三十七條第四項の項中「の間に第一項の表を」と「(第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)」の間に同表に改める。

第三十九條第一項中「二年」を「三年」に改める。

第四十一條第一項及び第四十一條の二第二項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第四十一條の四及び第四十一條の五を削り、第二章第六節中第四十一條の六を第四十一條の四とし、第四十一條の七を第四十一條の五とする。

第四十一條の八第一項中「平成六年十二月三十一日」を「平成八年十二月三十一日」に改め、同条を第四十一條の六とする。

第四十一條の九を第四十一條の七とし、同条の次に次の二条を加える。

(オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の非課税)

第四十一條の八 オリンピック競技大会において特に優秀な成績を取つた者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会から交付される金品で大蔵大臣が指定するものについては、所得税を課さない。

第四十一條の九 削除

第四十一條の十九を削る。

第四十二條の四第七項第三号中、第四十九條若しくは第五十一條を、若しくは第四十九條に改め、同項第五号中「であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされた」として改

令で定める」に改める。

第四十二條の五第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「第四十九條若しくは第五十一條を」と若しくは第四十九條に、「第一号イ若しくはハ」を「第一号イ、ハ若しくはニ」に改め、同項第一号イ中「製造方法又は加工方法の改良をした」と「製造若しくは加工又は役務の提供の方法を改良した」に改め、同条第二項中「第四十九條若しくは第五十一條を」と若しくは第四十九條に改める。

第四十二條の六第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「第四十九條若しくは第五十一條を」と若しくは第四十九條に改め、同条第二項中「第四十九條若しくは第五十一條を」と若しくは第四十九條に改める。

第四十二條の七第一項中「第一号に掲げる法人については、平成六年六月三十日」を削り、「第四十九條若しくは第五十一條を」と若しくは第四十九條に改め、同項に次の一号を加える。

六 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四條第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて同法第三條第一項に規定する新分野進出等を行う同法第二條第三項に規定する特定中小企業者(同項に規定する組合等を除く)のうち同法第十條第一項に規定する特別中小企業者に該当するもの(第一号から第四号までに掲げる法人に該当する者を除く)。当該承認新分野進出等計画に定める機械及び装置

第四十二條の七第二項中「第四十九條若しくは第五十一條を」と若しくは第四十九條に改め、同条第十三項中「平成六年六月三十日」を「平成六年十二月三十一日」に、「第四十九條若しくは第五十一條を」と若しくは第四十九條に改め、同条

第十四項中「次条第二項」の下に「第六十二條を加え、第四十九條若しくは第五十一條を」と若しくは第四十九條に改め、同条第十八項中「第五十二條の三」の下に「第六十二條」を加え、同項の表の上欄中「第六十二條の三第一項及び第七項」を「第六十二條第一項、第六十二條の三第一項及び第八項」に改める。

第四十二條の八第一項中「第四十九條若しくは第五十一條を」と若しくは第四十九條に改める。

第四十三條第一項中「第五号」を「第四号」に改め、同項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三條の二第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「百分の十三」を「百分の十二」に改める。

第四十三條の三の見出し中「文化芸術研究施設」等を「文化芸術研究施設」に改め、同条第一項中「同法第二條第二項に規定する文化芸術研究施設」において整備される次の表の各号の上欄に掲げる施設に含まれる当該各号の中欄に掲げる減価償却資産を、同法第二條第四項に規定する文化芸術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置(政令で定める規模のものに限る)に、「又は建設」を「若しくは建設」に、「取得し、又は製作し若しくはは」を「以下この項において「研究施設」という)を取得し、又は研究施設を製作し、若しくはは」に、「当該減価償却資産を」当該研究施設に、「に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した」を「百分の二十八(建物及びその附属設備については、百分の十三)に相当する」に改め、同項の表を削る。

第四十三條の四第一項中「百分の十」の下に「当該特定中核的民間施設が第三号に定める中核的施設である場合には、百分の十二」を加え、同項に次の一号を加える。

三 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)第七條第一項(同条第四項において準用する場合を含む)の承認に係る同条第一項に規定する整備計画において定められた同法第二條第三項に規定する開発地区の区域当該整備計画において定められた同条第四項に規定する中核的施設

第四十四條の二第一項中「十年以内の」を「十二年以内の」に改め、同項に次の一号を加える。

五 適用期間の開始の日から十二年以内に取得等をした高度技術工業用設備(前各号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く)。百分の十四(建物及びその附属設備については、百分の七)

第四十四條の三第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「五年以内の」を「七年以内の」に改め、同項に次の一号を加える。

三 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした特定事業用資産(前二号に掲げる特定事業用資産に該当するものを除く)。百分の二十(建物及びその附属設備については、百分の十)

第四十四條の四第一項中「(同表の第二号の上欄に掲げる法人については、平成六年六月三十日)」を削る。

第四十四條の六第一項中「第一欄」を「上欄」に、「第二欄」を「中欄」に、「第三欄」を「下欄」に、「又は建設」を「若しくは建設」に、「の取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ)をして」を「取得し、又は特定電気通信設備を製作し、若しくは建設して」に、「に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」を「百分の二十に相当する」に改め、同項の表を次のように改める。

第四十三條の四第一項中「百分の十」の下に「当該特定中核的民間施設が第三号に定める中核的施設である場合には、百分の十二」を加え、同項に次の一号を加える。

法	人	期	間	資	産
一	電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者に該当する法人	平成三年四月一日から平成八年三月三十一日まで		電気信号の効率的な伝送又は電気通信の高度な制御を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	
二	電波の共同利用を可能とするための高度の機能を有する無線設備その他の設備で電波の効率的な利用に著しく資するものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人	平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで		当該設備でその取得価額が政令で定める金額以上のもの	
三	電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者に該当する法人	平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで		電気通信役務の安定的な提供に著しく資する設備で政令で定めるもの	

第四十四条の七を削り、第四十四条の八を第四十四条の七とする。

第四十四条の九第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第四十四条の八とする。

第四十五条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改め、同表の第三号中「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める。

第四十五条の二第一項中「百分の十四」を「百分の十三」に改め、同条第二項の表の第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の十六」を「百分の十五」に改める。

第四十六条第一項中「第四十六条の三」を「若しくは第四十六条の三」に改め、「若しくは第五十一条」を削り、同項第二号中「繊維工業構造改善臨時措置法第七条第一項」を「繊維産業構造改善臨時措置法第七条第一項」に、「平成六年六月三十日」

規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他の政令で定めるものを除く。を受けた農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいるものを「次に掲げる要件のいずれかを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該農業経営改善計画に従つて取得等(所有権若しくは使用収益権、地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。)の取得(贈与、出資又は合併による取得を除く。以下この号において同じ。)又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員又は社員所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他の政令で定めるものを除く。)を受ける行為をいう。以下この号において同じ。)をし、農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。

ロ 当該農業経営改善計画に従つて取得等をした農用地で果樹又は茶樹が栽培されているもの及び当該農業生産法人が所有権又は使用収益権を有する農用地で当該農業経営改善計画に従つて栽培する作物を果樹又は茶樹に転換したものの面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、これらの農用地において果樹又は茶樹の栽培に係る農業を営んでいること。

ハ 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下この号において同じ。)の用に供される施設(大蔵省令で定めるものに限る。)で当該農業経営改善計画に従つて取得又は製作若しくは建設したものの敷地の用に供される土地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該施設を用いて施設園芸に係る農業を営んでいること。

ニ 当該農業経営改善計画に従つて取得若しくは建設をした畜舎(政令で定める家畜に係るものに限る。)の床面積の合計が家畜の種類に応じて政令で定める面積を超えていること又は当該農業経営改善計画に従つて増加させた家畜(政令で定めるものに限る。)の数が政令で定める数を超えており、かつ、当該農業経営改善計画に従つて政令で定める畜産用の施設の取得、製作若しくは建設をしていること。

第四十七条第一項中「平成六年三月三十一日」までの間に、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内において、新築された貸家住宅のうち当該法人の従業員の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの(以下この項及び次項において「貸家住宅」という。)を取得し、又は貸家住宅を「平成八年三月三十一日までの間に、新築された貸家住宅のうち次の各号に掲げるもの(以下この項において「特定貸家住宅」という。)を取得し、又は特定貸家住宅」に、「当該貸家住宅」を、「当該特定貸家住宅」に、「百分の二十(当該貸家住宅についてその新築の時に同法の規定により定められている耐用年数が四十五年以上であるときは、百分の三十四)に相当する」を、「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの(百分の五十(当該特定優良賃貸住宅のうち新築の時に政令で定める耐用年数(以下この項において「耐用年数」という。)が四十五年以上であるものについては、百分の七十)

二 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域(以下この号

第一類第五号 大蔵委員会議録第二号 平成六年三月二十四日

において「特定地域」という。内に建築される貸家住宅のうち当該法人の従業員の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの(以下この号において「一般貸家住宅」という。)次に掲げる一般貸家住宅の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 前号に掲げる特定優良賃貸住宅に類するものとして政令で定める一般貸家住宅(首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域のうち特定地域内に建築されるものに限る。)百分の五十(当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の七十)

ロ イに掲げる一般貸家住宅以外の一般貸家住宅 百分の十五(当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の三十)

第四十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項(前項において読み替えて適用する場合を含む。第五項において同じ。)」を「前項」に改め、「百分の十七」の下に「(当該特定再開発建築物等が次項第六号に掲げる建築物である場合には、百分の二十)を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第七条に規定する認定建築物(政令で定めるものに限る。)

第四十七条第五項中「第三項を」第二項に、「貸家住宅を」特定貸家住宅に改め、同項を同条第四項とする。

第四十八条第一項中「次の各号に掲げるもの」を削り、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「当該各号に定める」を「倉庫業法

第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の」に改め、「構築物」の下に「のうち政令で定めるもの」を加え、「建設の」を「その建設の」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改め、同項各号を削る。

第五十一条を次のように改める。

第五十二条第一項中「(第三号及び第六号に掲げる法人に対するものについては、平成六年六月三十日)を削り、同項第三号中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改め、同項に次の一号を加える。

十 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第三条第二項に規定する新分野進出等計画(同項第六号イに規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同条第三項の承認又は同法第七条第二項に規定する事業開始計画(同項において準用する同法第三条第二項第六号イに規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同法第七条第二項において準用する同法第三条第二項の承認を受けた同法第二条第二項に規定する組合等 同法第十条第二項に規定する負担金

第五十二条の二及び第五十二条の三第一項中「第四十三条」を「又は第四十三条」に改め、「又は第五十一条」を削る。

第五十二条の四「限る。」を「限る。以下この条において「特定減価償却資産」という。)で、平成六年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ)をしたもの」に、「百分の八十二を下らず、かつ、当該耐用年数に満たない」を「百分の八十四(平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に取得等をした特定減価償却資産については百分の八十七)とし、同年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に取得

等をした特定減価償却資産については百分の九十一とする。」を下らない」に改める。

第五十五条第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同項の表の下欄中「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同条第四項第三号ハ中「百分の五十」を「百分の五十五」に改め、同号ニ中「百分の八十」を「百分の八十二」に改める。

第五十五条の二第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第五十五条の七を第五十五条の八とし、第五十五条の六第一項及び第八項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第五十五条の七とする。

第五十五条の四の見出しを「(下請中小企業振興等準備金等)」に改め、同条第一項中「もの」の下に「同表を除き」を加え、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「中小企業構造改善等準備金」を「下請中小企業振興等準備金」に改め、同項の表の第一号を削り、同表の第二号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同表の第一号とし、同表中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「中小企業構造改善等準備金」を「下請中小企業振興等準備金」に改め、同条第三項中「中小企業構造改善等準備金」を「下請中小企業振興等準備金」に、「掲げる金額」を「定める金額」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同条第四項中「中小企業構造改善等準備金」を「下請中小企業振興等準備金」に改め、同条第六項中「中小企業構造改善等準備金」を「下請中小企業振興等準備金」に、「第五十五条の四第一項」を「第五十五条の五第一項」に改め、同条を第五十五条の五とする。

第五十五条の三の次に次の一条を加える。  
(創業中小企業投資損失準備金)  
第五十五条の四 青色申告書を提出する中小企業

投資育成株式会社(以下この条において「投資育成会社」という。)が、平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)第五条第一項第一号から第三号までに規定する株式会社(以下この条において「特定会社」という。)の株式(合併により設立された特定会社の株式を除く。)の取得(同項第一号から第三号までに掲げる事業による取得)で当該特定会社の設立の日以後五年を経過する日までの間にされたものに限る。以下この項において同じ)をし、かつ、その取得をした株式(以下この項及び第七項において「特定株式」という。)を当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式の取得価額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額)以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定会社別に創業中小企業投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第三号又は第五号の場合にあつては、これらの号に規定する創業中小企業投資損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別

に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社の株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合、その有しないこととなつた日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該特定会社の株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額)の金額

二 前号に規定する特定会社が解散(合併による解散を除く)をした場合、当該解散の日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額

三 第一号に規定する特定会社の株式についてその帳簿価額を減額した場合、その減額をした日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

四 当該投資育成会社が解散した場合、当該解散の日における創業中小企業投資損失準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く)

五 第六項において準用する第五十五條第三項、前各号及び次項の場合以外の場合において特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額を取り崩した場合は、その取り崩した日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

3 第一項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書を提出した場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又

はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における創業中小企業投資損失準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該創業中小企業投資損失準備金の金額については、第六項において準用する第五十五條第三項、前項及び次項の規定は、適用しない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社が合併により消滅した場合における創業中小企業投資損失準備金の金額の処理その他同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

5 第五十四條第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社が合併した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十三項中「者でない」とあるのは「者又は中小企業投資育成株式会社でない」と、同条第十四項中「第六項」とあるのは「第五十五條の四第六項において準用する次条第三項」と読み替へるものとする。

6 第五十五條第三項及び第六項の規定は、第一項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社について準用する。この場合において、同条第三項中「次項」とあるのは、「第五十五條の四第二項」と読み替へるものとする。

7 第一項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社の当該創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社の特定株式については、第五十五條第一項及び前条第一項の規定は、適用しない。

第五十六條第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「同法第二條第二項

に規定する特定都市鉄道工事(以下この項及び第三項を「同法第三條第一項の規定に係る同項の特定都市鉄道整備事業計画(同条第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「整備事業計画」という)に定められた同法第二條第二項に規定する特定都市鉄道工事(以下この条に、「同条第三項」を「同法第二條第三項」に改め、「充てるため」の下に、「当該整備事業計画」とに「加え、同項第一号中「指定法人」の下に「当該整備事業計画に係る」を加え、同項第二号中「特定都市鉄道整備促進特別措置法第三條第一項の規定に係る同項の特定都市鉄道整備事業計画(第三項及び第四項において「特定都市鉄道整備事業計画」という)を「当該整備事業計画」に、「四分の一」を「二分の一」に改め、「繰り越された」の下に「当該整備事業計画に係る」を加え、同条第二項中「における」及び「金額が」の下に「当該整備事業計画に係る」を加え、同条第三項中「繰り越された」及び「における」の下に「当該整備事業計画に係る」を加え、同項第一号中「特定都市鉄道整備事業計画」を「当該整備事業計画」に改め、同項第二号中「特定都市鉄道工事」を「当該特定都市鉄道工事」に改め、同条第四項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「特定都市鉄道整備事業計画」を「整備事業計画」に改め、「における」の下に「当該整備事業計画に係る」を加える。

第五十六條の二を次のように改める。  
(ガス熱量変更準備金)

第五十六條の二 青色申告書を提出する法人でガス事業法昭和二十九年法律第五十一号(第二條第一項に規定する一般ガス事業を営むもの)が、適用事業年度において、熱量の変更(現に供給するガスから高い熱量を発生させるガスでその成分が人体に危害を及ぼすおそれが少ないものへの変更として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ)に要する費用として政令で定める費用(以下この項及び第四項において「熱量変更費用」という)の支出に備へるため、

熱量の変更の計画(以下この条において「熱量変更計画」という)に、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により積立金として積み立てる方法を含む。は、当該積立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該熱量変更計画に係る熱量変更費用の額の見積額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額(以下この項及び第三項において「累積限度額」という)に当該事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額

二 当該事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係る累積限度額から前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額(その日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ)を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に

行われたガス事業法第二十五條の二第一項の規定による届出(同条第二項の規定による届出を含む)に係るガスの供給計画(政令で定めるもの)に限る。以下この項において同じ)に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手する日(当該着手する日から当該ガスの供給計画に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更の完了する日(以下この項及び第四項において「熱量変更完了予定日」という)までの期間が二年を超える場合には、当該熱量変更完了予定日の一年前の日。以下この項及び第五項において「熱量変更着手予定日」という)前五年以内に終了する事業年度のうちに政令で定める事業年

五三

度から当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(解散(合併)による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)をいう。

3 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額が当該熱量変更計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人の各事業年度(当該熱量変更計画に係る熱量変更費用を最初に支出した日以後に終了する事業年度に限る)終了の日において、前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額がある場合には、当該ガス熱量変更準備金の金額については、次の各号に掲げる金額のうち最も多い金額(当該金額が当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額を超える場合には、当該ガス熱量変更準備金の金額)に相当する金額を、当該事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度において支出された当該熱量変更計画に係る熱量変更費用の額の合計額(次号において「累積支出額」という)の二分の一に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額

二 当該熱量変更計画に係る累積支出額のうち当該事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入された金額の二分の一に相当する金額

三 当該事業年度が当該熱量変更計画に係る熱量変更完了予定日の翌日から四年を経過する日を含む事業年度である場合における前事業

年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額

5 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項に規定する一般ガス事業を廃止した場合 当該廃止の日におけるガス熱量変更準備金の金額

二 当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日の翌日から一年を経過する日までに当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手しない場合 同日における当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日におけるガス熱量変更準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く)

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合においてガス熱量変更準備金を取り崩した場合同 其の取り崩した日におけるガス熱量変更準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)におけるガス熱量変更準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該ガス熱量変更準備金の金額については、前三

項及び第九項の規定は、適用しない。

7 第一項及び第四項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9 第五十四条第十二項から第十四項までの規定は、第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第六項」とあるのは「第五十六条の二第四項」と、「当該各事業年度」とあるのは「当該事業年度」と読み替へるものとする。

第五十六条の五の次に次の一条を加える。  
第五十六条の六 平成八年に東京都において開催される世界都市博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出席参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、平成六年四月一日から平成八年三月二十三日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という)において、その出席により生ずる政令で定める費用又は損失(以下この項及び次項において「出展費用等」という)に充てるため、当該出展費用等の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日(その日が平成六年四月一日前である場合には、同日)前の期間及び平成八年三月二十四日以後の期間を除く)の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により世界都市博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、出展費用等の額に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における世界都市博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における世界都市博覧会出展準備金の金額

二 当該法人の平成九年四月十三日を含む事業年度終了の日において世界都市博覧会出展準備金を積み立てている場合 その終了の日における世界都市博覧会出展準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における世界都市博覧会出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において世界都市博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合同 其の取り崩した日における世界都市博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届

出書の提出をした日(その届出書の提出をした日)が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日における世界都市博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該世界都市博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でない」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十六条の六第一項の世界都市博覧会への出展参加契約を締結した者でない」と読み替へるものとする。

第五十七條第一項及び第二項並びに第五十七條の九中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。  
第五十八條第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「百分の八」を「百分の七」に、「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の四十」を「百分の三十五」に改める。  
第六十一條の三第四項中「第五十一條」を「第五十條」に改める。

第六十二條第一項を次のように改め、第三章第五節中同条を第六十一條の四とする。  
法人が昭和五十七年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)において支出する交際費等の額(当該法人が次の各号に掲げる法人

に該当する場合には、当該交際費等の額のうち当該各号に定める金額)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額(資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人については、政令で定める金額。次号において同じ)が千万円以下である法人。次に掲げる金額の合計額

イ 当該交際費等の額のうち四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額(口において「四百万円定額控除限度額」という)に達するまでの金額

ロ 当該交際費等の額が四百万円定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

二 当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額が千万円を超え、かつ、五千万円以下である法人。次に掲げる金額の合計額

イ 当該交際費等の額のうち三百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額(口において「三百万円定額控除限度額」という)に達するまでの金額の百分の十に相当する金額

ロ 当該交際費等の額が三百万円定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

第三章第五節を同章第四節の三とし、同節の次に次の一節を加える。

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)  
第六十二條 法人(法人税法第二條第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ)は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に對して課する各事業年度の所得に對する法人税

の額又は解散(合併による解散を除く)をした場合における清算所得(当該法人が同法第九十二條に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る)に對する法人税の額は、同法第六十六條第一項から第三項まで(これらの規定を同法第九十二條第一項第二号において適用するものとする場合を含む)、第九十九條及び第四百三十三條第一項から第三項まで並びに第四百二十二條の六第六項、第四十二條の七第六項、第六十二條の三第一項及び第八項、第六十三條第一項、第六十三條の二第一項、第六十七條の二第一項並びに第六十八條の三第一項その他法人税に關する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭の支出(贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引渡を含む。以下この条において同じ)のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由(以下この条において「相手方の氏名等」という)を当該法人の帳簿書類に記載していないもの(資産の譲受けその他の取引の対価の支払としてされたもの(当該支出に係る金銭又は金銭以外の資産が当該取引の対価として相当であると認められるものに限る)であることが明らかなるものを除く)をいう。

3 税務署長は、法人がした金銭の支出のうちその相手方の氏名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものがある場合においても、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿するためでないことを認めるときは、その金銭の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。

4 第一項の規定は、次の各号に掲げる法人の当該各号に定める事業以外の事業に係る金銭の支出については、適用しない。

一 内国法人である公益法人等(法人税法第二條第六号に規定する公益法人等をいう。以下この項において同じ)又は人格のない社団等収益事業(同法第十三條に規定する収益事業をいう。以下この項において同じ)

二 外国法人(法人税法第二條第四号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ)で次号に掲げる法人以外のもの。国内において行う事業(当該外国法人が同法第四百四十一條各号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める国内源泉所得に係る収益事業に得に係る事業に限る。)

三 外国法人である公益法人等又は人格のない社団等。国内において行う収益事業(当該外国法人が法人税法第四百四十一條各号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める国内源泉所得に係る収益事業に限る。)

5 法人が金銭の支出の相手方の氏名等をその帳簿書類に記載しているかどうかの判定の時期その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七條の規定の適用については、同法第一項中「前條第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二條第一項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)」とし、同法第二項中「前條第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二條第一項」とする。

二 第四十二條の四から第四十二條の八までの規定の適用については、第四十二條の四第一項、第四十二條の五第二項、第四十二條の六第二項、第四十二條の七第二項及び第四十二條の八第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十二條第一項並びに第六十八條の二」とする。

7 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用

用がある場合における法人税の申告又は還付に  
関する法人税法その他法人税に関する法令の  
規定の適用に關し必要な事項は、政令で定め  
る。

8 第一項の規定は、法人がした金銭の支出につ  
いて同項の規定の適用がある場合において、そ  
の相手方の氏名等に関して法人税法第五十三  
条(同法第五十五条において準用する場合を  
含む)の規定による質問又は検査をすることを  
妨げるものではない。

第六十二条の三第一項中「第七項」を「第六十二  
条第一項、第八項」に改め、同条第四項中「第七項  
まで及び第九項」を「第八項まで及び第十項」に改  
め、同項第十号中「第五号」を「第七号」に改め、同  
号を同項第十二号とし、同項第九号中「第六項」を  
「第七項」に、「第五号」を「第七号」に改め、同号を  
同項第十一号とし、同項第八号中「第六項」を「第  
七項」に、「第五号」を「第七号」に改め、同号イ中  
「千平方メートル」の下に「(政令で定める区域内の  
当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める  
面積)」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七  
号中「第六項」を「第七項」に、「第五号」を「第七号」  
に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中  
「都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許  
可(以下この項において「開発許可」という。))」を  
「開発許可」に、「大都市地域における優良宅地開  
発の促進に關する緊急措置法」を「同法」に、「個  
人」を「個人」第七項において同じ。に、「法  
人」を「法人」第七項において同じ。に、「又  
は第二号」を「第二号又は前号」に改め、同号を同  
項第八号とし、同項第五号中「供されるもの」の  
下に「(前号、次号又は第九号から第十二号までに掲  
げる譲渡に該当するものを除く。))」を加え、同号  
を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加え  
る。

七 一団の宅地の造成(次に掲げる要件を満た  
すものに限る。)を行う個人(都市計画法第四  
十四条又は第四十五条に規定する開発許可に  
基づく地位の承継(以下この号において「開発

許可に基づく地位の承継」という。))があつた  
場合には当該開発許可に基づく地位の承継に  
係る被承継人である個人又は当該開発許可に  
基づく地位の承継をした個人とし、当該造成  
を行う個人の死亡により当該造成に關する事  
業を承継した当該個人の相続人若しくは包括  
受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡し  
た個人又は当該相続人若しくは包括受遺者と  
する。第七項において同じ。又は法人(開発  
許可に基づく地位の承継があつた場合には当  
該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継  
人である法人又は当該開発許可に基づく地位  
の承継をした法人とし、当該造成を行う法人  
の合併による消滅により当該造成に關する事  
業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当  
該造成を行う場合には当該合併により消滅し  
た法人又は当該合併法人とする。第七項にお  
いて同じ。に對する土地等の譲渡で、当該譲  
渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供さ  
れるもの(第一号又は第二号に掲げる譲渡に  
該当するものを除く。))

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル  
(都市計画法第七條第一項の市街地調整区  
域と定められた区域その他の政令で定める  
区域内の当該一団の宅地の面積にあつて  
は、政令で定める面積)以上のものである  
こと。

ロ 当該一団の宅地の造成が、都市計画法第  
二十九条若しくは同法附則第四項の許可  
(以下この項において「開発許可」という。))  
又は土地区画整理法第四條第一項若しくは  
第十四條第一項の認可を受けて行われ、か  
つ、当該開発許可又は認可の内容に適合  
して行われると認められるものであるこ  
と。

ハ 当該一団の宅地の造成が開発許可を受け  
て行われるものである場合には、当該宅地  
の造成と併せて公共施設の整備が適切に行  
われるものとして大蔵省令で定める要件を

満たすものであること。  
第六十二条の三第四項第四号の次に次の一号を  
加える。

五 建築面積が政令で定める面積以上である建  
築物の建築をする事業当該事業の施行され  
る土地の区域の面積が五百平方メートル以上  
であることその他の政令で定める要件を満た  
すものに限る。)を行う者に対する都市計画法  
第四條第二項に規定する都市計画区域のう  
ち政令で定める地域内にある土地等の譲渡  
で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に  
供されるもの(第七号又は第九号から第十  
二号までに掲げる譲渡に該当するものを除  
く。))

第六十二条の三第五項中「次項及び第七項を  
「第七項及び第八項」に、「前項第六号から第十号  
まで」を「前項第七号から第十二号まで」に改め、  
同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項  
を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を  
「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条  
第九項を同条第十項とし、同条第八項中「(第五項  
において準用する場合を含む。))」を削り、同項を  
同条第九項とし、同条第七項中「第四項第六号か  
ら第十号まで」を「第四項第七号から第十二号ま  
で」に改め、「第四十二條の七第六項」の下に、「第  
六十二條第一項」を加え、同項を同条第八項とし、  
同条第六項中「前項」を「第五項」に、「第四項第六  
号から第八号まで」を「第四項第七号から第十号ま  
で」に、「同項第九号若しくは第十号」を「同項第十  
一号若しくは第十二号」に、「同項第六号から第十  
号まで」を「同項第七号から第十二号まで」に改め、  
同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一  
項を加える。

6 第四項(前項において準用する場合を含む。  
以下この項及び第九項において同じ。))の場合に  
おいて、法人が、第六十五条の四第一項第三号  
に掲げる場合に該当することとなつた土地等に  
つき同項の規定の適用を受けるときは、当該土  
地等の譲渡は、第四項の規定に該当する土地等

の譲渡に該当しないものとみなす。  
第六十三條第一項中「第四十二條の七第六項」の  
下に、「第六十二條第一項」を加え、「第七項」を  
「第八項」に改め、同条第四項中「前条第八項」を  
「前条第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に  
改め、同条第五項中「前条第十項」を「前条第十一  
項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第六十三條の二第一項中「第四十二條の七第六  
項」の下に、「第六十二條第一項」を加え、「第七  
項」を「第八項」に改め、同条第四項中「第六十二條  
の三第八項」を「第六十二條の三第九項」に、「同条  
第八項」を「同条第九項」に改め、同条第六項中「第  
六十二條の三第十項」を「第六十二條の三第十一  
項」に、「第七項」を「第八項」に改める。  
第六十四條第六項中「第五十一條」を「第五十條」  
に改める。

第六十五條の三第一項に次の一号を加える。  
五 防災のための集団移転促進事業に係る国の  
財政上の特別措置等に関する法律第三條第一  
項の承認を受けた同項に規定する集団移転促  
進事業計画において定められた同法第二條第  
一項に規定する移転促進区域内にある同法第  
三條第二項第六号に規定する農地等が当該集  
団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に  
買い取られる場合(第六十四條第一項第二号  
の規定の適用がある場合を除く。))  
第六十五條の四第一項第一号中「第五号及び第  
六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第十七  
号を同項第十九号とし、同項第九号から第十六号  
までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号を同項第九  
号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 地方公共団体の出資に係る法人その他の政  
令で定める法人(以下この号において「特定法  
人」という。))が行う産業廃棄物の処理に係る  
特定施設の整備の促進に關する法律第二條第  
二項に規定する特定施設の整備の事業(当該  
事業が同法第四條第一項の規定による認定を  
受けた整備計画に基づいて行われるものであ  
ることその他の政令で定める要件に該当する

ことにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)の用に供するため、地方公共団体又は当該特定法人に買い取られる場合(第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

第六十五条の四第一項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 一団の宅地の造成に関する事業(次のイ及びロ又は口及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。)(又は一団の住宅建設に関する事業(次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。))の用に供するために、平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項若しくは第二十七条の四第一項の勧告を受けずに買い取られる場合(当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には政令で定める場合に限る。)

イ 当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可を受けて行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地の面積が五ヘクタール以上のものであること(当該造成される宅地のうち当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対して分譲されるもの(以下「この号において「優先分譲宅地」という。))がある場合(政令で定める場合に限る。))には、その一団の土地の面積のうち優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面積を

控除した面積が五ヘクタール以上のものであること。その他政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地(当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。)の面積が五ヘクタール以上のものであること。その他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 当該一団の住宅建設が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること(当該建設される住宅のうち当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対し分譲されるもの(以下「この号において「優先分譲住宅」という。))がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうち優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものであること。その他政令で定める要件を満たすものであること。

ニ 当該造成される宅地(優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの)又は当該建設される住宅(優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの)の分譲が公募の方法により行われるものであること。

第六十五条の四第二項中「前項の」を「第一項の」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 法人の有する土地等につき、一の前項第三号

に規定する一団の宅地の造成に関する事業又は一団の住宅建設に関する事業の用に供するため、同号の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初に同号の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、同項の規定は、適用しない。

第六十五条の七第一項の表以外の部分中「平成八年三月三十一日まで」の下に、「次の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで」を加え、

十九 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により昭和五十六年十二月三十一日以前に取得(同日後の合併による取得で政令で定めるものを含む)がされたもの

第六十五条の七第三項中「掲げる資産」の下に「(同表の第十九号の下欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日以後に取得をしたものに限る。)」を加え、同条第七項中「第五十一条」を「第五十条」に改め、同条第十項第二号中「及び第十八号」を「第十八号及び第十九号」に改める。

第六十五条の八第一項中「平成八年三月三十一日まで」の下に「(前条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)」を加え、「前条第一項の表」を「同表」に改め、「あるもの」の下に「(平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)の間に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るものを除く。」を加える。

第六十五条の九第一項中「平成八年三月三十一日まで」の下に「(第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)」を加え、「第六十五条の七第一項の表」を「同表」に改め

「次の表」を「同表」に、「第二十号」を「第二十一号」に改め、「あるもの」の下に「(平成六年一月一日から平成七年三月三十一日までの間に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るものを除く。)」を加え、同項の表の第十七号の下欄中「当該」を「当該所有権移転等促進計画に係る同法第二条第一項に規定する特定農山村地域内にある土地等で、当該に、「する土地等」を「されるもの」に改め、同表の第十八号の上欄中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改め、同表中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

既成市街地等以外の地域内にある建物、構築物又は機械及び装置

第六十六条の十第一項中「(第三号及び第六号に掲げる法人については、平成六年六月三十日)」を削り、同項第三号中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改め、同項に次の一号を加える。

十 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第二条第二項に規定する組合等 同法第三条第三項の承認に係る同法第七項第二項において準用する同法第三条第三項の承認に係る同法第七項第二項に規定する事業開始計画において定められている同法第三条第二項第六号イ(同法第七項第二項において準用する場合を含む。)に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六条の十二第二項中「平成六年六月三十

日を「平成七年三月三十一日」に改める。  
第六十六條の十三第一項中「七年」を「十年」に改める。

第六十六條の十四中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「(特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四條第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて同法第三條第一項に規定する新分野進出等を行う同法第二條第三項に規定する特定中小企業者(同項に規定する組合等を除く。))のうち同法第十條第一項に規定する特別中小企業者に該当するものの平成五年十一月二十五日から平成八年三月三十一日までの間に終了する各事業年度を除く。」を加え、「同法第二條第二十号」を「法人税法第二條第二十号」に改める。

第六十七條の四第六項中「第五十一條」を「第五十條」に改める。

第六十七條の六第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第六十九條第一項中「第七十條の七まで」の下に「及び第七十條の十」を加える。

第六十九條の三第一項中「親族(以下この項及び「親族」に改め、「の事業」の下に「事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。))」を加え、「以下この項及び次項を」。以下この條に改め、「建築物の敷地の用に供されているもの」の下に「(次項において「國の事業の用に供されている宅地等」という。)」を加え、「もの(以下この項及び次項を「もの(以下この項に、「場合の」を「小規模宅地等の」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等、国営事業用宅地等である小規模宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等 百分の二十
- 二 前号に掲げる小規模宅地等以外的小規模宅地等 百分の五十

第六十九條の三第二項を次のように改める。  
2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定事業用宅地等 被相続人等の事業(不動産貸付業その他政令で定めるものを除く。以下この号及び第四号において同じ。)の用に供されていた宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族(当該親族から相続又は遺贈により当該宅地等を取得した当該親族の相続人を含む。イにおいて同じ。)がいる場合の当該宅地等(政令で定めるものに限る。)をいう。

イ 当該親族が、相続開始時から相続税法第二十七條、第二十九條又は第三十一條第二項の規定による申告書の提出期限(以下この項において「申告期限」という。)までの間に当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいること。

ロ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限(当該親族が申告期限前に死亡した場合に於ては、その死亡の日。以下この項において同じ。)まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の事業の用に供していること。

二 特定居住用宅地等 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうち、当該被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族(当該被相続人の配偶者を除く。以下この号において同じ。)がいる場合の当該宅地等をいう。

イ 当該親族が相続開始の直前において当該宅地等の上存する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該家屋に居住していること。

ロ 当該親族(当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に限る。)が相続開始前三年以内に相続税法の施行地内にあるその者又はその者の配偶者の所有する家屋(当該相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。)に居住したことがない者(大蔵省令で定めるものを除く。)であり、かつ、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること(当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてイに規定する家屋に居住していた親族がいな場合に限る。)

ハ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の居住の用に供していること。

三 国営事業用宅地等 國の事業の用に供されている宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうち当該被相続人の親族がおり、当該親族から相続開始後五年以上当該宅地等を國の事業の用に供するために借り受ける見込みであることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされた当該宅地等(政令で定めるものに限る。)をいう。

四 特定同族会社事業用宅地等 相続開始直前に被相続人等が有する株式の総数又は出資の金額の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の五以上である法人の事業の用に供されていた宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうち当該被相続人の親族(大蔵省令で定める者に限る。)がおり、当該宅地等を取得した当該親族が相続開始時から

申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、申告期限まで引き続き当該法人の事業の用に供されている場合の当該宅地等(政令で定めるものに限る。)をいう。

第六十九條の三第四項中「又は第二項を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項を「第一項」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定は、同項の相続又は遺贈に係る相続税法第二十七條の規定による申告書の提出期限(以下この項において「申告期限」という。)までに共同相続人又は包括受遺者によつて分割されていない宅地等には適用しない。ただし、その分割されていない宅地等が申告期限から三年以内(当該期間が経過するまでの間に当該宅地等が分割されなかつたことにつき、当該相続又は遺贈に關し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄事務局長の承認を受けたときは、当該宅地等の分割ができることとなつた日として政令で定める日の翌日から四月以内)に分割された場合には、その分割された当該宅地等については、この限りでない。

4 相続税法第三十二條の規定は、前項ただし書の場合について準用する。この場合において、同条第六号中「第十九條の二第二項ただし書」とあるのは、「租税特別措置法第六十九條の三第三項ただし書」と読み替へるものとする。

第七十條の三第一項中「千萬元」を「千二百萬元」に、「平成五年十二月三十一日」を「平成七年十二月三十一日」に、「五百萬元」を「千萬元」に改め、同条第五項中「及び租税特別措置法」の下に「昭和三十二年法律第二十六号」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 前二項の規定は、第三項の規定の適用について準用する。

第七十条の第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、同項に規定する住宅取得資金のうち、その額が相続税法第十九条の規定により相続税の課税価格に加算されるものがある場合には、当該相続の開始の日の属する年分以後の贈与税額の計算については、同項各号に掲げる金額は、当該加算される住宅取得資金の額がないものとして計算した金額とする。

第七十条の七第一項中「及び第七十条の九第一項」を、「第七十条の九第一項及び第七十条の十（同条第三項を除く）」に改める。

第四章中第七十条の九の次に次の一条を加える。

（相続税の延納の許可を受けた個人の延納税額についての物納の特例）

第七十条の十 税務署長は、昭和六十四年一月一日から平成三年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した個人で、相続税法第三十八条第一項の規定による延納の許可を受けた者について、同項の延納税額から平成六年三月三十一日までにその納期限が到来している分納税額を控除した残額（以下この条において「特例物納対象税額」という。）を当該許可に係る延納によつても金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、その者の申請により、特例物納対象税額のうちその納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。

2 前項の規定による物納（以下この条において「特例物納」という。）に充てることができる財産は、同項の延納の許可を受けた者の課税価格の計算の基礎となつた財産で相続税法の施行地内にある土地（当該土地に係る換地処分により取得した土地その他の政令で定める土地を含む。）とする。

3 特例物納の許可を受けようとする者は、平成六年四月一日から同年九月三十日までの間に、

政令で定めるところにより、特例物納対象税額、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、特例物納の許可を求めようとする税額、特例物納に充てようとする土地（以下この条において「特例物納土地」という。）及び課税価格の計算の基礎となつた当該特例物納土地の価額その他必要な事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に（相続税法第四十条に規定する場合にあつては、当該税務署長を経由して同条の事務の引継ぎを受けた国税局長に）提出しなければならない。

4 前項の申請書は、同項の期間内に一回に限り、提出できるものとする。

5 税務署長は、第三項の申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について第一項、第二項及び前項の規定に該当するかどうかを調査し、その調査に基づき、当該特例物納の許可を求めようとする税額の全部又は一部について当該申請を許可し、又は当該申請を却下する。ただし、当該申請に係る特例物納土地が管理又は処分をするの不適合であると認める場合においては、その変更を求め、当該申請者が第七項の規定による申請書を提出するのをまつて当該申請の許可又は却下をすることができ。

6 税務署長は、前項の規定により許可をし、若しくは却下をした場合又は同項ただし書の規定により特例物納土地の変更を求めようとする場合においては、当該許可に係る税額及び特例物納土地若しくは当該却下をした旨及びその理由又は当該変更を求めようとする旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

7 第五項ただし書の規定により特例物納土地の変更を求められた者は、他の土地をもつて特例物納に充てようとするときは、前項の通知を受けた日から二十日以内に、当該変更に係る特例物納土地及び課税価格の計算の基礎となつた当該特例物納土地の価額その他政令で定める事項

を記載した申請書を当該通知をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に申請書の提出がなかつたときは、その者は、当該期間を経過した日において第三項の申請を取り下げたものとみなす。

8 第三項の申請書の提出があつた場合において、当該申請により特例物納の許可を受けようとする税額のうち、平成六年四月一日から次の各号に掲げる日までの間にその分納期限が到来する分納税額の納期限は、当該各号に定める日まで延長する。

一 第五項の規定により申請が却下される日、前項の規定により申請を取り下げたものとみなされる日又は自ら申請を取り下げたものとされる日の翌日から起算して一月を経過する日

二 第十項の規定により相続税の納付があつたものとされる日 当該納付があつたものとされる日

9 特例物納土地の収納価額は、課税価格の計算の基礎となつた当該特例物納土地の価額とする。ただし、税務署長は、収納の時までに当該特例物納土地の状況に著しい変化を生じたときは、収納の時の現況により当該特例物納土地の収納価額を定めることができる。

10 特例物納の許可を受けた税額に相当する相続税は、特例物納土地の所有権移転の登記により第三者に対抗することができる要件を充足した時において、納付があつたものとする。

11 特例物納の許可を受けて相続税を納付した場合において、その相続税について過誤納額があつたときは、その特例物納に充てた土地は、政令で定めるところにより、当該特例物納の許可を受けた者の申請により、これを過誤納額の還付に充てることができる。ただし、当該土地が換価されていたとき、公用若しくは公共の用に供されておき、若しくは供されることが確実であると見込まれるとき、又は過誤納額が当該土地の収納価額の二分の一に満たないときは、こ

の限りでない。

12 前項の規定により過誤納額の還付に充てる場合における当該土地の価額は、第九項の収納価額（国がその財産につき有益費を支出したときは、その費用の額に相当する金額を加算した金額）による。

13 前各項に定めるもののほか、特例物納及び特例物納土地の収納に関する手続に關し必要な事項は、政令で定める。

14 相続税について特例物納があつた場合においては、第三項の申請書の提出があつた日の翌日から第十項の規定により納付があつたものとされる日までの期間に対応する部分の利子税は、納付することを要しない。

15 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

第四章の二中第七十一条の八を第七十一条の二とし、第七十一条の七第一項中「第七十一条の三」を「第七十一条の四」と、「第七十一条の五」を「第七十一条の六」と改め、同条第二項中「第七十一条の五第三項」を「第七十一条の六第三項」と、「第七十一条の五第一項」を「第七十一条の六第一項」と、「第七十一条の七第一項」を「第七十一条の八第一項」と改め、同条第三項中「第七十一条の四第五項」を「第七十一条の五第五項」と改め、同条を第七十一条の八とし、同条の次に次の三条を加える。

（特別避難階段の附室等の用に供されている土地等）

第七十一条の九 課税時期において建築基準法第三十五条の規定の適用を受ける建築物で政令で定めるものの用に供されている土地等のうち当該建築物に設けられている特別避難階段（避難のための特別な構造を有する階段として政令で定めるものをいう。）の附室又はバルコニーの用に供されている部分として政令で定めるものについて、地価税法第六條から第八條まで及び附則第三條第二項の規定並びに第七十一条から第七十一条の四までの規定により地価税が非課



場として使用されている建築物が貸し付けられて  
いるものであるときは専ら当該特定の都市計  
画駐車場として使用されている建築物で政令で  
定めるものの用に供されている土地等に限る。  
）  
については、地価税を課さない。

2 前項の規定の適用がある場合における地価税  
法第二章の規定の適用については、同法第十六  
条中「第八条まで」とあるのは、「第八条まで及  
び租税特別措置法第七十一条の四第一項（特定  
の都市計画駐車場の用に供されている土地等の  
非課税）」とする。

第七十六条第一項中「平成六年三月三十一日」を  
「平成八年三月三十一日」に、「千分の二十五」を  
「千分の三十」に改め、同条第二項及び第三項中  
「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一  
日」に改める。

第七十七条の二第一項中「平成六年三月三十一  
日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第二  
項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三  
十一日」に、「千分の二十」を「千分の二十二」に改  
める。

第七十七条の四第一項中「平成六年三月三十一  
日」を「平成八年三月三十一日」に改める。  
第七十七条の五中「平成六年三月三十一日」を  
「平成八年三月三十一日」に、「千分の四」を「千分  
の五」に改める。

第七十八条の三第一項及び第二項中「平成六年  
三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「千  
分の二十五」を「千分の三十」に改める。  
第七十九条第一項中「平成六年三月三十一日」を  
「平成八年三月三十一日」に改め、「千分の三」の下  
に「（当該外航船舶のうち油の流出による海洋の汚  
染の防止に著しく資するものとして政令で定める  
タンカーについては、千分の二）を加え、同条第二  
項中「千分の三」の下に「（同項に規定するタン  
カーについては、千分の二）を加える。

第八十一条中「平成六年三月三十一日」を「平成  
八年三月三十一日」に改め、同条第三号中「千分の  
二十」を「千分の二十三」に改める。

第八十一条の三及び第八十二条中「平成六年  
三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め  
る。  
第八十二条の二中「平成六年三月三十一日」を  
「平成八年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分  
の三」に改める。

第八十三条第一項中「平成六年三月三十一日」を  
「平成八年三月三十一日」に、「都市計画法第五十  
九条第四項の認可」を「道路法第二十四条の承認」  
に、「千分の六」を「千分の九」に改め、同条の次に  
次の一条を加える。

（民間都市開発推進機構が取得する土地の所有  
権の移転登記の免税）  
第八十三条の二 民間都市開発の推進に関する特  
別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発  
推進機構が、平成六年四月一日から平成十一年  
三月三十一日までの間に、同法附則第十四条第  
二項第一号に規定する事業見込地である土地の  
所有権を取得した場合には、当該土地の所有権  
の移転の登記については、大蔵省令で定めると  
ころにより当該期間内に登記を受けるものに限  
り、登録免許税を課さない。

第五章中第八十四条の二の次に次の一条を加え  
る。  
（不動産登記に係る不動産価額の特例）  
第八十四条の三 平成六年四月一日から平成九年  
三月三十一日までの間に受ける登録免許税別  
表第一号に掲げる不動産の登記（土地に関  
する登記に限る。）に係る同法第十条第一項の課  
税標準たる不動産の価額は、同法附則第七条の  
規定にかかわらず、当該登記の申請の日の属す  
る年の前年十二月三十一日現在又は当該申請の  
日の属する年の一月一日現在において地方税法  
（昭和二十五年法律第二十六号）第三百四十  
一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録さ  
れた当該不動産の価額を基礎として政令で定め  
る価額に百分の五十を乗じて計算した金額とす  
る。

第八十六条の五第一項中「平成元年から平成五  
年までの各年」を「その年」に改める。  
第八十七条中「平成六年三月三十一日」を「平成  
九年三月三十一日」に改め、「限るの下に」ものと  
し、同法第三十条第三項の規定の適用を受けるも  
のを除く」を加える。

第八十八条の二第一項中「平成六年三月三十一  
日」を「平成七年三月三十一日」に改める。  
第九十条の四第一項、第九十条の五第一項及び  
第九十条の六第一項中「平成六年三月三十一日」を  
「平成八年三月三十一日」に改める。

附則  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行  
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
各号に定める日から施行する。

一 第十条の四第一項の改正規定（第一号に  
掲げる個人については、平成六年六月三十  
日）を削る部分に限る。、第十八条第一項の  
改正規定（同項第六号に係る部分に限る。）、  
第四十二条の七第一項の改正規定（第一号  
に掲げる法人については、平成六年六月三十  
日）を削る部分に限る。、第四十四条の四第  
一項の改正規定、第五十二条第一項の改正規  
定（同項第六号に係る部分に限る。）、第六十  
六条の十第一項の改正規定（同項第六号に係  
る部分に限る。）及び第六十六条の十二第二  
項の改正規定、特定農産加工業経営改善臨時措  
置法の一部を改正する法律（平成六年法律  
第九号）の施行の日

二 第十三条の二第二項第二号の改正規定、同  
条第二項の改正規定、第十八条第一項の改正  
規定（同項第三号に係る部分に限る。）、同項  
第三号の改正規定、第三十七条第一項の表の  
第十七号の上欄の改正規定、第四十六条第一  
項第二号の改正規定、同条第二項の改正規  
定、第五十二条第一項の改正規定（同項第三  
号に係る部分に限る。）、同項第三号の改正規  
定、第六十五条の七第一項の表の第十八号の  
上欄の改正規定、第六十六条の十第一項の改

正規定（同項第三号に係る部分に限る。）及び  
同項第三号の改正規定、繊維工業構造改善臨  
時措置法の一部を改正する法律（平成六年法  
律第九号）の施行の日  
三 第十四条第三項の改正規定（百分の百十  
七の下に「（当該特定再開発建築物等が次項  
第六号に掲げる建築物である場合には、百分  
の百二十）」を加える部分及び「として同項」を  
「として同条第一項に改める部分に限る。）、  
同条第四項に一号を加える改正規定、第四十  
七条第三項の改正規定（百分の十七）の下に  
「（当該特定再開発建築物等が次項第六号に掲  
げる建築物である場合には、百分の二十）」を  
加える部分に限る。）及び同条第四項に一号を  
加える改正規定並びに附則第六条第八項及び  
第十五条第十四項の規定、高齢者、身体障害  
者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の  
促進に関する法律（平成六年法律第九号）  
の施行の日

四 第五十六条の改正規定（平成六年三月三十  
一日）を「平成八年三月三十一日」に改める  
部分を除く。）及び附則第十六条第四項の規定  
特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を  
改正する法律（平成六年法律第九号）の施  
行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）  
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」と  
いう。）第二章の規定は、別段の定めがあるもの  
を除くほか、平成六年分以後の所得税について  
適用し、平成五年分以前の所得税については、  
なお従前の例による。

（利益をもつてする株式の消却の場合のみなし  
配当に対する源泉徴収の不適用等に関する経過  
措置）  
第三条 新法第九条の五の規定は、この法律の施  
行の日（以下「施行日」という。）以後に株式会  
社が利益をもつてする株式の消却を行う場合に  
ついて適用する。  
（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した

第一類第五号 大蔵委員会議録第二号 平成六年三月二十四日

場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四条 新法第十条の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第五条 新法第十条の四(同条第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第六条 個人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をした旧法第十一条第一項の表の第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の五第一項に規定する店舗用建物等消火設備については、なお従前の例による。

3 新法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4 新法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する機械及び装置について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

5 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する

医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

6 新法第十三条の三第一項第一号(同号ロからニまでに係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する農業経営改善計画につき同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。

7 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する優良貸家共同住宅については、なお従前の例による。

8 新法第十四条第二項(同条第三項第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行の日以後に取得又は新築をする同条第二項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

9 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

10 旧法第十五条第一項第二号に掲げる個人が施行日前に建設に着手し、かつ、施行日から平成七年六月三十日までの間に取得又は建設をする同号に定める穀物用サイロ(新法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等に該当するものを除く。)については、旧法第十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成六年三月三十一日」とあるのは「平成七年六月三十日」と、「百分の百十八」とあるのは「百分の百十四」とする。

11 前項の規定の適用がある場合における新法第

十条から第十条の四まで、第十三条、第十三条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三(新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十条第六項第二号中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第九号。以下「平成六年改正法」という。)附則第六条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成六年改正法による改正前の租税特別措置法第十五条(以下「旧法第十五条」という。）」と、新法第十条の二第一項及び第三項、第十条の三第一項及び第三項並びに第十条の四第一項及び第三項中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は旧法第十五条」と、新法第十三条第一項中「又は第十四条から第十六条まで」とあるのは、「第十四条から第十六条まで又は旧法第十五条」と、新法第十三条の二第一項中「又は第十六条まで」とあるのは、「第十六条から第十八条まで」とあるのは、「次条から第十六条まで又は旧法第十五条」と、新法第二十八条の三第一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第三項中「並びに第十三条の三から第十六条まで」とあるのは、「第十三条の三から第十六条まで並びに旧法第十五条」とする。

12 個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

13 新法第十八条第一項第十号の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第七条 平成六年分の所得税に係る新法第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「当該収入金額の百分の七(次項第三号」とあるのは「平成六年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の八(次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の

十六)に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七(同号」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の三十五」とあるのは「百分の四十」とする。

(特定組合に納付した中小企業構造改善等準備金に係る納付金の必要経費算入に関する経過措置)

第八条 旧法第五十五条の四第一項の表の第一号に掲げる特定組合が施行日前に同号の承認を受けた同号の中小企業構造改善事業計画に従い、当該特定組合の同項に規定する組合員等である個人が納付する旧法第二十八条の納付金については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第九条 新法第三十一条の二の規定は、個人が平成六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条第二項第五号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新法第三十四条の二第二項第十号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

4 新法第三十六条の六第一項、第三項、第四項及び第九項の規定は、個人が平成六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧法第三十六条の六第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

5 新法第三十九条第一項の規定は、個人が平成

六年一月一日以後に同項に規定する相続又は遺贈により取得した資産を同日以後に譲渡した場合について適用し、個人が同日前に旧法第三十九条第一項に規定する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡した場合には、なお従前の例による。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十条 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成六年一月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第十一条 旧法第四十一条の十九に規定する非居住者又は外国法人が施行日前に支払を受けるべき同条に規定する船舶の貸付けによる対価については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十二条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十三条 新法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする

同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十四条 新法第四十二条の七(同条第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十五条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。をした旧法第四十三条の表の第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定の施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十三条の二第一項に規定する特定の施設については、なお従前の例による。

3 新法第四十三条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条の三第一項の表の各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

4 新法第四十三条の四第一項(同項第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定中核的民間施設について適用する。

5 新法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する高度技術工業用設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の二第一項に

規定する高度技術工業用設備については、なお従前の例による。

6 新法第四十四条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定事業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の三第一項に規定する特定事業用資産については、なお従前の例による。

7 新法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

8 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の七第一項に規定する店舗用建物等消火設備については、なお従前の例による。

9 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

10 新法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する機械及び装置について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

11 新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

12 新法第四十六条の四第一項第一号(同号ロからニまでに係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する農業経営改善計画につき同号に規定する認定を受ける同号の農業生産法人の有する同号に定める減価償却資産について

適用する。

13 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する優良貸家共同住宅については、なお従前の例による。

14 新法第四十七条第二項(同条第三項第六号に係る部分に限る。)の規定は、法人が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行の日以後に取得又は新築をする同条第二項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

15 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

16 旧法第四十八条第一項第二号に掲げる法人が施行日前に建設に着手し、かつ、施行日から平成七年六月三十日までの間に取得又は建設をする同号に定める穀物用サイロ(新法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等に該当するものを除く。)については、旧法第四十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成六年三月三十一日」とあるのは「平成七年六月三十日」と、「百分の十八」とあるのは「百分の十四」とする。

17 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の七まで、第四十二条の四から第四十二条の七まで、第四十二条の三、第六十一条の三、第六十四条(新法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七(新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。)、及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第七項第三

号中「第四十九条」とあるのは「第四十九条若しくは平成六年改正法附則第十五条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八条以下「旧法第四十八条」という。」と、新法第四十二条の五第一項及び第二項、第四十二条の六第一項及び第二項並びに第四十二条の七第一項及び第二項中「第四十九条」とあるのは「第四十九条若しくは旧法第四十八条」と、新法第四十六条第一項及び第四十六条の第二項中「第四十九条まで」とあるのは「第四十九条まで若しくは旧法第四十八条」と、新法第五十二条の第二項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三から第四十九号まで又は旧法第四十八号」と、「又は第四十六から第四十九号まで」とあるのは「若しくは第四十六から第四十九号まで」とあるのは「若しくは第四十三から第四十九号まで」とあるのは「若しくは第四十三から第四十九号まで又は旧法第四十八号」と、同条第三項中「又は第四十六から第四十九号まで」とあるのは「若しくは第四十三から第四十九号まで又は旧法第四十八号」と、新法第六十一条の三第四項、第六十四条第六項、第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項中「第五十条まで」とあるのは「第五十条まで並びに旧法第四十八号」とする。

19 新法第五十二条第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

18 旧法第五十一条第一項の特定組合が施行日前に旧法第五十五条の四第一項の事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める旧法第五十一条第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

20 法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。  
(法人の準備金に関する経過措置)  
第十六条 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次に定める場合を除き、なお従前の例による。  
2 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、同項の規定の例による。  
3 旧法第五十五条の四第一項の表の第一号に掲げる特定組合が施行日前に同号の承認を受けた同号の中小企業構造改善事業計画に従い、当該特定組合の同項に規定する組合員等である法人が納付する同条第七項の納付金又は当該特定組合が積み立てる中小企業構造改善準備金については、なお従前の例による。  
4 新法第五十六条の規定は、法人の特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
5 旧法第五十六条の二第一項に規定する法人が施行日前に着手した同項に規定する特定工事及び施行日前にガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二十五条の二第一項の規定により届出をした同項に規定するガスの供給計画に基づき施行日から平成九年三月三十一日までの間に着手する旧法第五十六条の二第一項に規定する特定工事の施行に伴って取得又は建設をする同条第一項に規定する特定供給設備に係る特定ガス導管工事償却準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、

同項中「百分の十六」とあるのは「百分の十一(平成六年四月一日前に着手した特定工事に係るものについては、百分の十六)」と、同条第八項中「第五十六条の二第三項」とあるのは「平成六年改正法附則第十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成六年改正法による改正前の租税特別措置法第五十六条の二第三項」とする。  
6 新法第五十六条の二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。  
(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)  
第十七条 新法第五十八条第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の七(次項第三号とあるのは「当該事業年度開始の日から平成六年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の八(次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十)に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の七(同号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の三十五」とあるのは「百分の四十」とする。  
(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)  
第十八条 新法第六十二条の三の規定は、法人が平成六年一月一日以後に同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が平成六年一月一日から同年三月三十一日までの間にした新法第六十二条の三第四項第七号に掲げる土地等の譲渡又は同項第十号に掲げる土地等の譲渡(同号イの一団の宅地の面積が千平方メートル未満の宅地の造成に係るものに限る。)に係る同条第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡で同日以前に終了した事業年度に係るものについては、同条第十項に規定する書類の添付がない同項に規定する法人税申告書の提出があつた場合においても、施行日以後二月を経過する日までに納税地の所轄事務署長に当該書類を提出したときは、同項の規定にかかわらず、同条第五項の規定を適用することができる。  
3 新法第六十五条の三第一項第五号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。  
4 新法第六十五条の四第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。  
(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)  
第十九条 新法第六十六条の十第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用する。  
(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)  
第二十条 新法第六十六条の十三第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同項に規定する特例欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の旧法第六十六条の十三第一項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。  
(欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)  
第二十一条 新法第六十六条の十四に規定する特定中小企業者に該当する法人の平成五年十一月二十五日から施行日の前日までの間に終了した事業年度において生じた法人税法第二条第二十

号に規定する欠損金額に係る同法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から三月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第二十二條 新法第六十九条の三第一項から第三項までの規定は、平成六年一月一日以後に相続又は遺贈贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。により取得した同条第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第六十九条の三第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。ただし、同日から施行日までの間に相続又は遺贈により当該小規模宅地等を取付たすべての者が当該小規模宅地等について同条第一項又は第二項の規定によりこれらの規定に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額を計算することを選択する場合には、同条の規定を適用することができる。

2 新法第七十条の三の規定は、平成六年一月一日以後に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ)により取得した財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

(地価税の特例に関する経過措置)

第二十三條 新法第四章の二の規定は、平成六年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する土地等に係る地価税について適用し、平成五年以前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十四條 新法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡しを受け

る土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六条第一項に規定する売渡しを受けた土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七条の二第二項の規定は、同項に規定する森林整備法人が施行日以後に同項に規定する分収育林契約に係る土地につき地上権の設定を受ける場合の当該地上権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の二第二項に規定する森林整備法人が同項に規定する分収育林契約に係る土地につき地上権の設定を受けた場合の当該地上権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七条の五の規定は、個人が施行日以後に受ける同条に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、個人が施行日前に受けた旧法第七十七条の五に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物について同法第七十八条の三に規定する登記又は建物の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が施行日から平成八年三月三十一日までの間に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の三十」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

一 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号。次号において「昭和六十一年改正法」という。)の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地又は建物	千分の二十五
二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。)の施行の日から昭和六十一年改正法の施行の日までの間に取得した同条第二項に規定する土地又は建物	千分の二十
三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。)の施行の日から昭和五十五年改正法の施行の日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	千分の十六
四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	千分の十二
五 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	千分の十六
六 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が施行日前に取得した同項に規定する土地	千分の二十五

5 新法第七十九条の規定は、施行日以後に新造される同条第一項に規定する外航船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新造された旧法第七十九条第一項に規定する外航船舶については、これらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新法第八十一条第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条に規定する勧

告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同条第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第八十二条の二の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に取得する同条に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十二条の二に規定する法人が取得した同条に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同

項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新法第八十四条の三に規定する不動産の登記が平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に受けるものである場合については、同条中「百分の五十」とあるのは、「百分の四十」として、同条の規定を適用する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)  
第二十五条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第六項中「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に改める。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)  
第二十六条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第五項を次のように改める。  
5 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下「平成六年新法」という。)第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、平成六年新法第五十二条の二及び第五十二条の三第一項中「又は第四十三條から第四十九條まで」とあるのは、「第四十三條から第四十九條まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四号)附則第十二条第四項」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第二十七条 前条の規定による改正後の租税特別

措置法の一部を改正する法律附則第十二条第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)  
第二十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第十七項を次のように改める。  
17 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下「平成六年新法」という。)第四十六条、第四十六条の二、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十一条の三、第六十四条(平成六年新法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七(平成六年新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。)、及び第六十七条の四の規定の適用については、平成六年新法第四十六条第一項中「第四十九條まで」とあるのは「第四十九條まで若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十二号。以下「平成元年改正法」という。)(附則第十條第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成元年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八條)と」と、平成六年新法第四十六條の二第一項中「第四十九條まで」とあるのは「第四十九條まで若しくは平成元年旧法第四十八條」と、平成六年新法第五十二条の二第一項中「第四十三條から第四十九條まで」とあるのは「第四十三條から第四十九條まで又は平成元年旧法第四十八條」と、同条第二項中「又は第四十三條から第四十九條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十九條

まで又は平成元年旧法第四十八條」と、「又は第四十六條から第四十九條まで」とあるのは「若しくは第四十六條から第四十九條まで又は平成元年旧法第四十八條」と、同条第三項及び平成六年新法第五十二条の三第一項中「又は第四十三條から第四十九條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十九條まで又は平成元年旧法第四十八條」と、同条第三項中「又は第四十六條から第四十九條まで」とあるのは「若しくは第四十六條から第四十九條まで又は平成元年旧法第四十八條」と、同条第四項、第六十四條第六項、第六十五條の七第七項及び第六十七條の四第六項中「第五十條まで」とあるのは「第五十條まで並びに平成元年旧法第四十八條」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第二十九條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(附則第十條第十七項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。)  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)  
第三十條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十九條第六項、第七項及び第八項第二号中「平成六年十二月三十一日」を「平成九年十二月三十一日」に改める。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)  
第三十一條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十九條第一項中、「次条」とあるのは「平成五年新法第四十二條の六」と、

「第四十六條の二まで」とあるのは「第四十六條の二まで、第四十六條の四」と、「第五十二条の三第一項」とあるのは「平成五年新法第五十二条の三第一項」とを削り、「平成五年新法第四十二條の四」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下「平成六年新法」という。)(第四十二條の四)に改め、「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成二年改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第三項(次項において「平成二年旧法第四十二條の五第三項」という。))と、「次条」とあるのは「平成五年新法第四十二條の六」と、「第四十六條の二まで」とあるのは「第四十六條の二まで、第四十六條の四」と、「規定に係る第五十二條の三第一項」とあるのは「規定に係る平成五年新法第五十二條の三第一項」とを削り、「平成五年新法第四十二條の五第二項若しくは平成二年旧法第四十二條の五第三項」を「平成六年新法第四十二條の五第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における平成六年新法第四十二條の四から第四十二條の八まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十二條及び第六十二條の三(平成六年新法第六十三條第五項及び第六十三條の二第六項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、平成六年新法第四十二條の四第一項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年改正法附則第十九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第三項(次条から第四十二條の八までにおいて「平成四年旧法第四十二條の五第三項」という。))と、平成六年新法第四十二條の五第三項」という。))と、平成六年新法第四十二條の五第二項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平

と、

と、

と、

と、



能力の活用により整備される特定の施設の特別償却率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて、清酒等に係る酒税の税率の特例、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、一年限りの特例措置として、平成六年分の所得税について、特別減税を行うための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非居住者 所得税法第六十四条第一項各号に掲げる非居住者をいう。

三 特別減税前の所得税額 平成六年分の所得税につき、この法律の規定を適用せず、かつ、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章並びに第六十五条の規定、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三条の三第四項後段、第八条の三第四項後段、

第八条の四第一項後段、第九条、第九条の三第一項後段、第九条の四第一項後段、第十条、第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の四第三項から第五項まで、第十一項及び第十七項から第二十項まで、第十条の五第四項、第二十四条、第二十五条、第二十八条の四、第二十八条の五、第二章第四節第二款か

ら第八款まで、第三十七条の十、第三十七条の十二、第三十八条、第三十九条、第四十条の二第二項、第二章第五節、第四十一条の七第二項並びに第四十一条の十四から第四十一条の十七までの規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第九条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)附則第三条及び第四条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第四条、第九条第五項及び第十条の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条の規定を適用して計算した所得税の額をいう。

四 予定納税基準額 所得税法第四十一条第一項に規定する予定納税基準額をいう。

五 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書(当該確定申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)をいう。

六 給与等 所得税法第八十三条第一項に規定する給与等をいう。

七 源泉徴収 所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収をいう。

八 納税地 所得税法第一編第五章に規定する納税地をいう。

(特別減税の額の控除)

第三条 居住者又は非居住者の平成六年分の所得税については、この法律の定めるところにより、その者の特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

(特別減税の額)

第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者の特別減税前の所得税額に百分の二十を乗じて計算した金額(当該金額が二百万

円を超える場合には、二百万円)とする。  
第五条 居住者の平成六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例  
第五節 居住者の平成六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算については、所得税法第四十条第一項第一号中「前年分」とあるのは、平成五年分とし、「とする」とあるのは、「とする。以下この号において「調整後の所得税額」という。から当該調整後の所得税額の百分の二十に相当する金額(当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円)を控除した金額」と、同項第二号中「前年分」とあるのは「平成五年分」と、これらの所得」とあるのは「これらの所得」と、「控除した額」とあるのは、「当該各種所得のうち給与所得がある場合には給与所得の金額を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した所得税の額の百分の二十に相当する金額(当該金額が百万円を超える場合には、百万円)を、それぞれ控除した残額」とする。  
(居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除)

第六条 居住者の平成六年分の所得税に係る所得の適用については、同項第三号中「第三章(税額の計算)」とあるのは「第三章(税額の計算)及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第 号)第三条(特別減税の額の控除)」と、同項第五号中「第三章(税額の計算)」とあるのは「若しくは当該申告書」と、「政令で定める金額がある場合には、当該金額」とあるのは「政令で定める金額又は平成六年分所得の特別減税のための臨時措置法第九条若しくは第十一条(居住者の平成六年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税の額の控除等)」の規定により還付を受けた所得税の額がある場合には、これらの金額」とする。  
(居住者の確定申告書の提出の特例)

第七条 居住者の平成六年分の所得税に係る確定申告書の提出については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法第三条(特別減税の額の控除)の規定により控除される特別減税の額との合計額」とする。

二 所得税法第二百二十条第三号の規定の適用については、同号中「交付される源泉徴収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票(当該給与所得に係る第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等のうち第八十五条第一項第三号(労働した日)ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等については、当該給与等の金額その他必要な事項を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む。）」とする。

(非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除等)

第八条 前三条の規定は、非居住者の平成六年分の所得税に係る予定納税基準額及び所得税の額の計算並びに確定申告書の提出について準用する。

(居住者の平成六年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除)

第九条 給与等の支払者(以下この項、次条第二項及び第十二条において「給与支払者」という。)は、当該給与支払者から平成六年一月一日から同年六月三十日までの間に主たる給与等(居住者が所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び第十二条において同じ。)の支払を受ける居住者で、かつ、同年六月一日において当該給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者であるものに対し、同年六月(当該給与支払者がこの項の規定による還付を同月以外の月に行うことにつき相当の理由があ

る。

ると認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長が当該還付を行うことが適当であると認められた月において、同年一月一日から同年六月三十日までの間に支払われた当該居住者に対する同年中の主たる給与等（次条第一項の規定の適用を受けたものを除く。）につき同法第四編第二章第一節の規定及び同法別表第二から別表第四までにより徴収された所得税額の合計額に百分の二十を乗じて計算した金額（当該金額が百万円を超える場合には、百万円）に相当する所得税を還付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除）

第十條 居住者の平成六年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第九十條の規定の適用については、同条第一号に掲げる所得税の額の合計額は、当該合計額に相当する金額から前条第一項の規定により還付を受けた所得税の額を控除した金額に相当する金額とし、同法第九十條第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する給与特別減税額とは、居住者が所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与支払者から平成六年中に支払を受けた給与等につき同法第九十條の規定（租税特別措置法第四十一條の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六號）附則第九條の規定又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十八號）附則第二條の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。）を適用して求めた所得税法第九十條

第二号に掲げる税額に百分の二十を乗じて計算した金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二條第一項第四十五號の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法第十條第一項（居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除）」とする。

（居住者の平成六年中に支払われた公的年金等に係る特別減税額の控除）

第十一條 所得税法第二十三條の二に規定する公的年金等（以下この項及び次条において「公的年金等」という。）の支払をする者（以下この項及び次条において「公的年金支払者」という。）は、当該公的年金支払者から平成六年中に公的年金等（居住者が同法第二十三條の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金支払者から支払を受けるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の支払を受ける居住者で、かつ、次の各号に掲げる者に該当するものに対し、当該各号に定める期間に属する最終の支払月当該公的年金支払者がこの項の規定による還付を当該最終の支払月以外の月において行うことにつき相当の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長が当該還付を行うことが適当であると認められた月において、当該各号に定める期間内に支払われた当該居住者に対する同年中の公的年金等につき同法第四編第三章の二の規定により徴収された所得税の額の合計額に百分の二十を乗じて計算した金額（当該金額が百万円を超える場合には、百万円）に相当する所得税を、それぞれ還付しなければならない。

一 平成六年六月一日（政令で定める公的年金等にあつては、政令で定める日）において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受

ける者である者 同年一月から同年六月までの期間

二 平成六年十二月一日（政令で定める公的年金等にあつては、政令で定める日）において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年七月から同年十二月までの期間

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（還付金の支払明細書）

第十二條 主たる給与等の支払を受ける居住者又は公的年金等の支払を受ける居住者に対し第九條第一項又は前条第一項の規定により所得税の還付をする給与支払者又は公的年金支払者は、大蔵省令で定めるところにより、その還付金の額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その還付の際、その還付を受ける者に交付しなければならない。

（政令への委任）

第十三條 第五條から前条までに定めるもののほか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替えその他この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

（確定申告に係る特別減税の額の控除に関する経過措置）

第二條 第六條から第八條までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する確定申告書に係る平成六年分の所得税について適用する。

第三條 第十條の規定は、平成六年中に支払うべき給与等とその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用する。

（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）

第四條 施行日前に平成六年分の所得税につき所得税法第二百七十七條（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書を出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五條の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項の更正の請求をすることができる。

理由

一年限りの特例措置として、平成六年分の所得税について、特別減税を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成六年四月四日印刷

平成六年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D